

7	日本の干潟総面積の大きい上位10海域	142
8	日本の主要藻場の位置(海域)	143
9	北海道の藻場の分布状況	144
10	北海道の連続した自然海岸上位10傑	146
11	日本の連続した自然海岸上位20傑	148
12	日本のコンブ科、テングサ科、ヒジキの分布	150
13	日本のフジツボ類、タマキビ類の分布	151
14	北海道のコンブ属の分布	152
15	北海道のアマノリ属の分布	152
16	北海道のエゾアワビとオオバンヒザラガイの分布	152
17	北海道のすぐれた自然(海中自然環境)	152

VIII 自然環境保全等の状況

1	自然環境保全制度の体系	153
2	自然環境保全基礎調査	154
(1)	第1回自然環境保全基礎調査骨子	154
(2)	第2回	155
(3)	第3回	156
3	自然環境保全基本方針	157
4	法令に基づく保全等の状況	160
(1)	法令に基づく保全等の状況	160
(2)	北海道環境影響評価条例に基づく特定開発事業の種類及要件	163
(3)	北海道環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続きフローチャート	165
(4)	北海道における環境影響評価の実施状況	169
(5)	各種公共事業に係る環境保全対策について	169
(6)	環境影響評価制度のあり方について	169
(7)	環境影響評価の実施について	176
(8)	環境影響評価実施要綱に基づく手続等に必要な共通的事項	179
(9)	環境影響評価に係る調査、予測及び評価のための基本的事項	182
5	国際条約	186
(1)	2国間条約	186
(2)	多国間条約	186
6	北海道における保護区等の状況	188
(1)	自然環境保全地域等	188
①	北海道の自然環境保全地域等の分布状況	188
②	北海道の自然環境保全地域等の指定概況	188
③	北海道の環境緑地保護地区等の指定概況	188

④	北海道の自然環境保全地域等の指定状況	189
⑤	全国の都道府県、自然環境保全地域の指定状況	190
⑥	北海道の環境緑地保護地区等の指定状況	191
⑦	北海道の記念保護樹木の指定状況	198
(2)	自然公園	203
①	北海道の自然公園の分布状況	203
②	北海道の自然公園の指定概況	203
③	北海道の自然公園の指定状況	204
④	北海道の自然公園の特性一覧	205
⑤	北海道の自然公園の特色等	206
⑥	北海道における自然公園法等に基づく許認可の状況	208
⑦	北海道の自然公園利用者の推移	208
⑧	北海道の自然公園別利用者の推移	209
(3)	鳥獣保護区等	210
①	北海道の鳥獣保護区の設定概況	210
②	北海道の鳥獣保護区の設定状況	210
③	北海道の鳥獣保護区、特別保護地区における許可件数	212
④	全国の鳥獣保護区の設定状況	212
⑤	北海道の野鳥の森、野鳥公園の整備状況	212
⑥	北海道の狩猟者数の推移	213
⑦	北海道に生息する狩猟鳥獣	213
⑧	北海道で捕獲を禁止している狩猟鳥獣	213
⑨	クマ、ヒグマの猟法の禁止	214
⑩	北海道の狩猟期間	214
⑪	特殊鳥類	214
⑫	北海道の獣類捕獲数の状況	215
⑬	北海道の鳥類捕獲数の状況	216
⑭	北海道の有害鳥獣駆除許可証数の状況	216
⑮	北海道の明治初年の鳥獣捕獲数の推移	217
⑯	北海道のオオカミの地域別・年代別捕獲頭数	217
⑰	北海道の主な鳥獣の捕獲数の推移	218
⑱	北海道のヒグマの年次別捕獲数	219
⑲	北海道のヒグマの地域別・時代別捕獲頭数	219
⑳	北海道の年次別ヒグマ捕獲数及びヒグマによる被害状況	220
㉑	北海道のヒグマの月別捕獲数割合	220
㉒	北海道のヒグマによる事故発生の月別割合	221
㉓	北海道のヒグマによる人身事故発生時の行動・作業	221

②4	北海道のヒグマが人間を襲う動機と発生件数	221
②5	北海道の年次別・支庁別野生鳥獣飼養許可状況	222
②9	北海道の年次別・支庁別コウライキジ放鳥実績	222
(4)	天然記念物等	223
①	北海道の天然記念物等の指定概況	223
②	北海道の天然記念物等の指定状況	223
(5)	保安林	226
①	北海道の保安林の指定状況	226
②	北海道の保安林の解除状況	227
(6)	自然休養林	228
①	北海道の自然休養林の指定状況	228
(7)	緑地保全地区	234
①	北海道の緑地保全地区の指定状況	234
(8)	風致地区	234
①	北海道の風致地区の指定状況	234
(9)	緑地	235
①	北海道の緑地の設置状況	235
(10)	都市公園	236
①	北海道の主要市における都市公園の整備現況	236
(11)	保護水面等	237
①	北海道の保護水面等の指定水域	237
(12)	北海道の河川・湖沼における魚種別採捕禁止期間	238

IX 関係団体等の状況

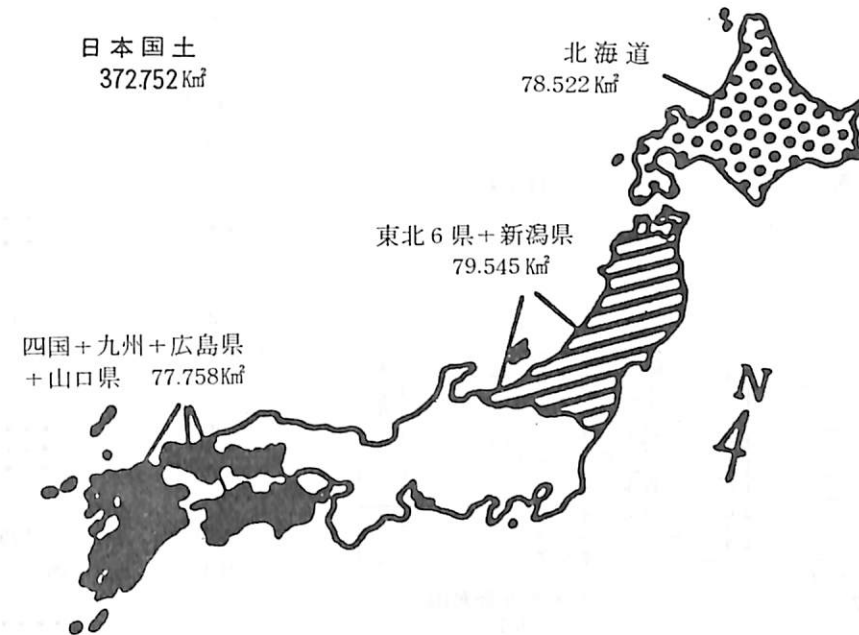
1	北海道の自然保護関係団体	240
2	北海道のナショナル・トラスト関係団体	252
3	北海道の自然保護関係機関	253

X 付

1	人間環境宣言	254
2	ナイロビ宣言	257
3	自然保護憲章	259
4	北海道内市町村における緑化推進条例等の制定状況	261
5	北海道、市町村の木・花	262

I 社会環境の状況

1. 北海道と各地域の面積比較



2. 日本の面積と人口

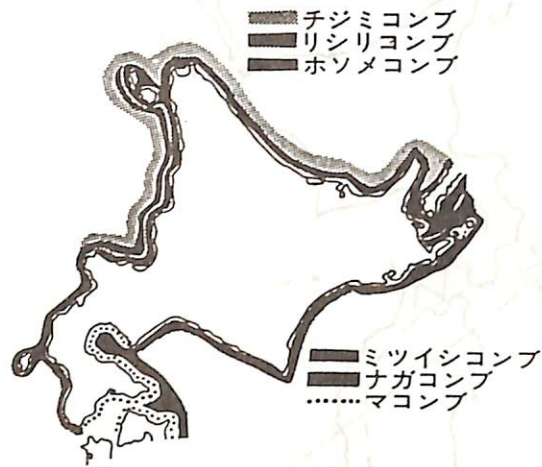
(1982年10月1日現在)

	面積 (km ²)	人口 (千人)	人口密度 (1 km ² につき人)
北海道	78,522	5,633	71.7
本州	231,039	94,629	409.6
東北	66,967	9,645	144.0
関東	32,365	35,642	1,101.2
中部	66,770	20,211	302.7
近畿	33,064	21,473	649.4
中国	31,872	7,659	240.3
四国	18,804	4,186	222.6
九州	42,137	13,114	311.2
沖縄	2,251	1,132	502.8
全国計	372,752	118,693	318.4

注) 1. 面積は総理府統計局「第33回日本統計年鑑」(1983年)、人口は総理府統計局「1982年10月1日現在推計人口」による。面積については、「日本統計年鑑」は歯舞(ハボマイ)諸島・色丹(シコタン)島・国後(クナシリ)島・択捉(エトロフ)島(以上がいわゆる「北方領土」で北海道所属、面積合計4,996 km²)、および竹島(島根県0.23 km²)を含めているが、本表では現在わが国の施政権のおよんでいる範囲に限定し、以上の島々を除外した。

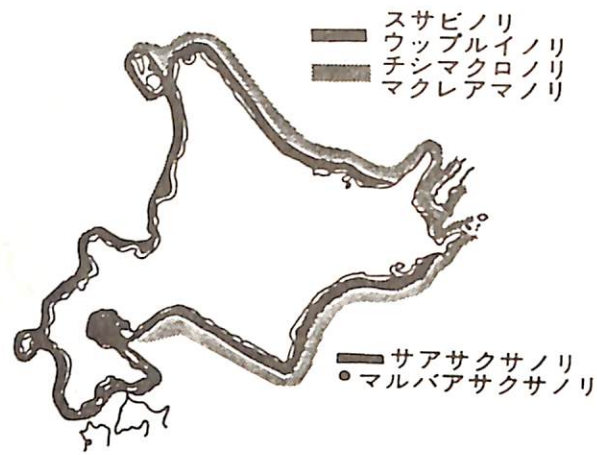
2. 出典「昭和59年版日本国勢図会」(財・矢野恒太記念会)

14. 北海道のコンプ属の分布



注) 出典「北海道生態誌」(塩川ほか)

15. 北海道のアマノリ属の分布



注) 出典「北海道生態誌」(塩川ほか)

16. 北海道のエゾアワビとオオバンヒザラガイの分布



注) 出典「北海道生態誌」(塩川ほか)

17. 北海道のすぐれた自然(海中自然環境)

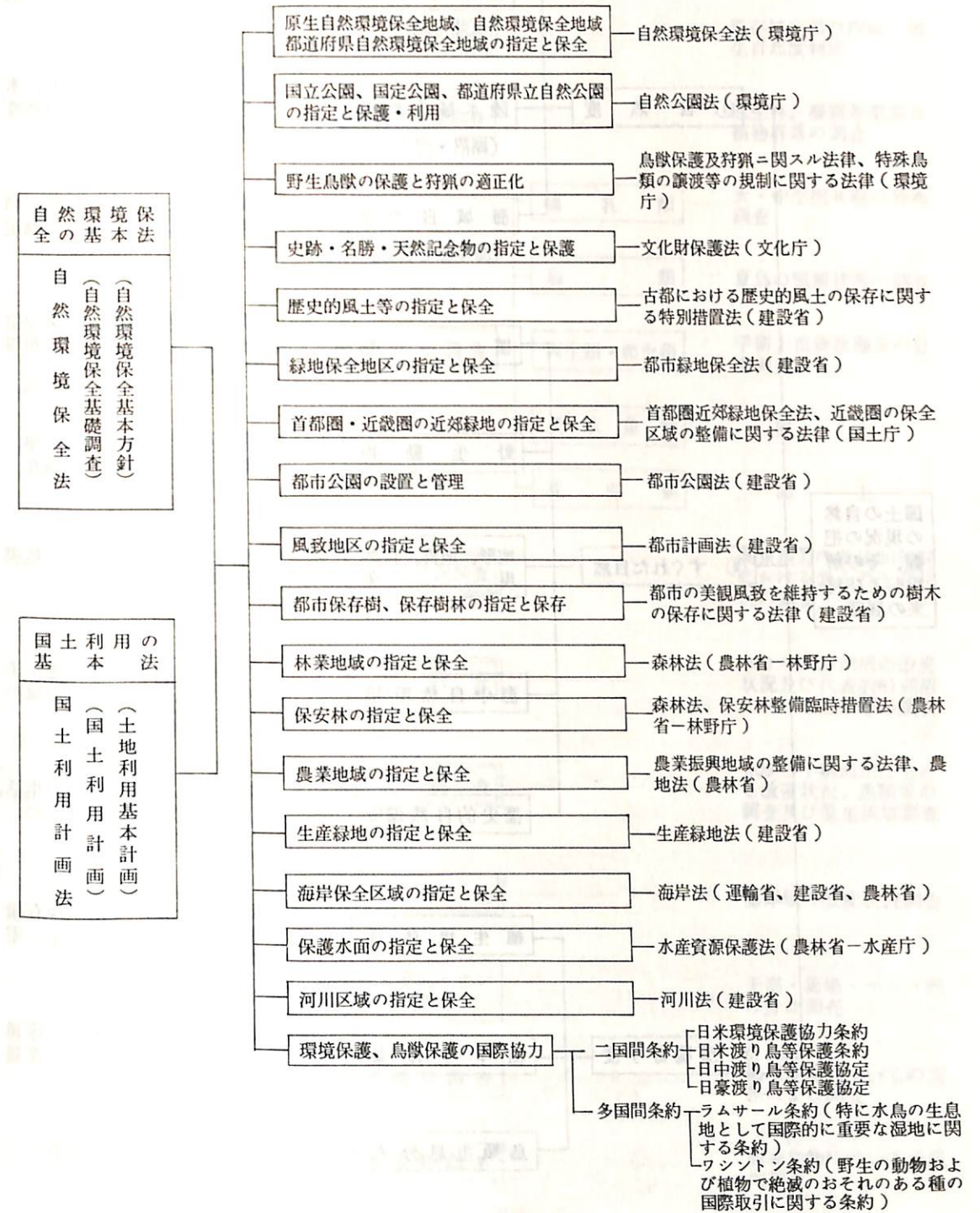
番号	内容
1	積丹岬周辺
2	窓岩周辺



注) 出典「第1回自然環境保全基礎調査報告書」(環境庁)

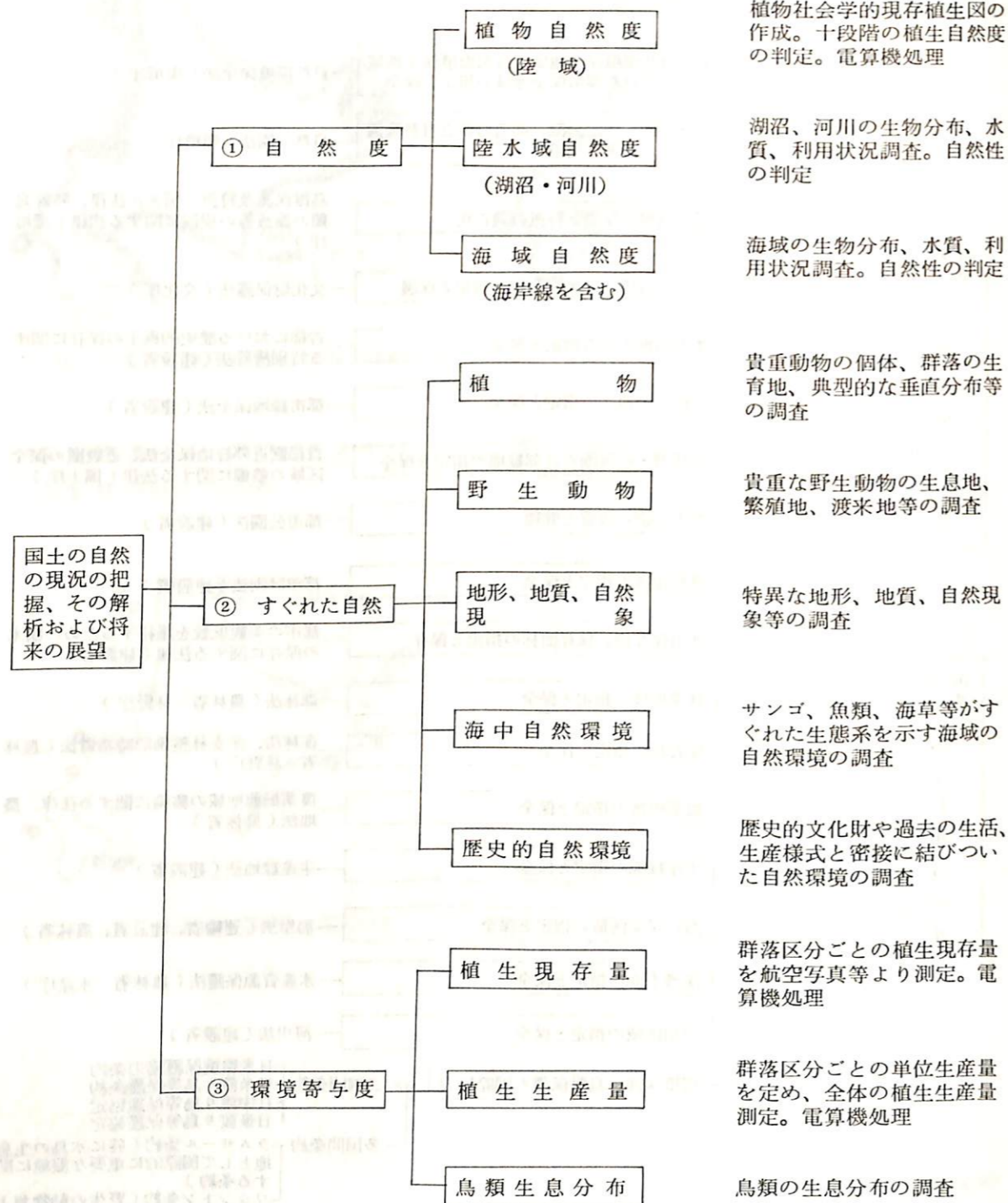
VIII 自然環境保全等の状況

1. 自然環境保全制度の体系

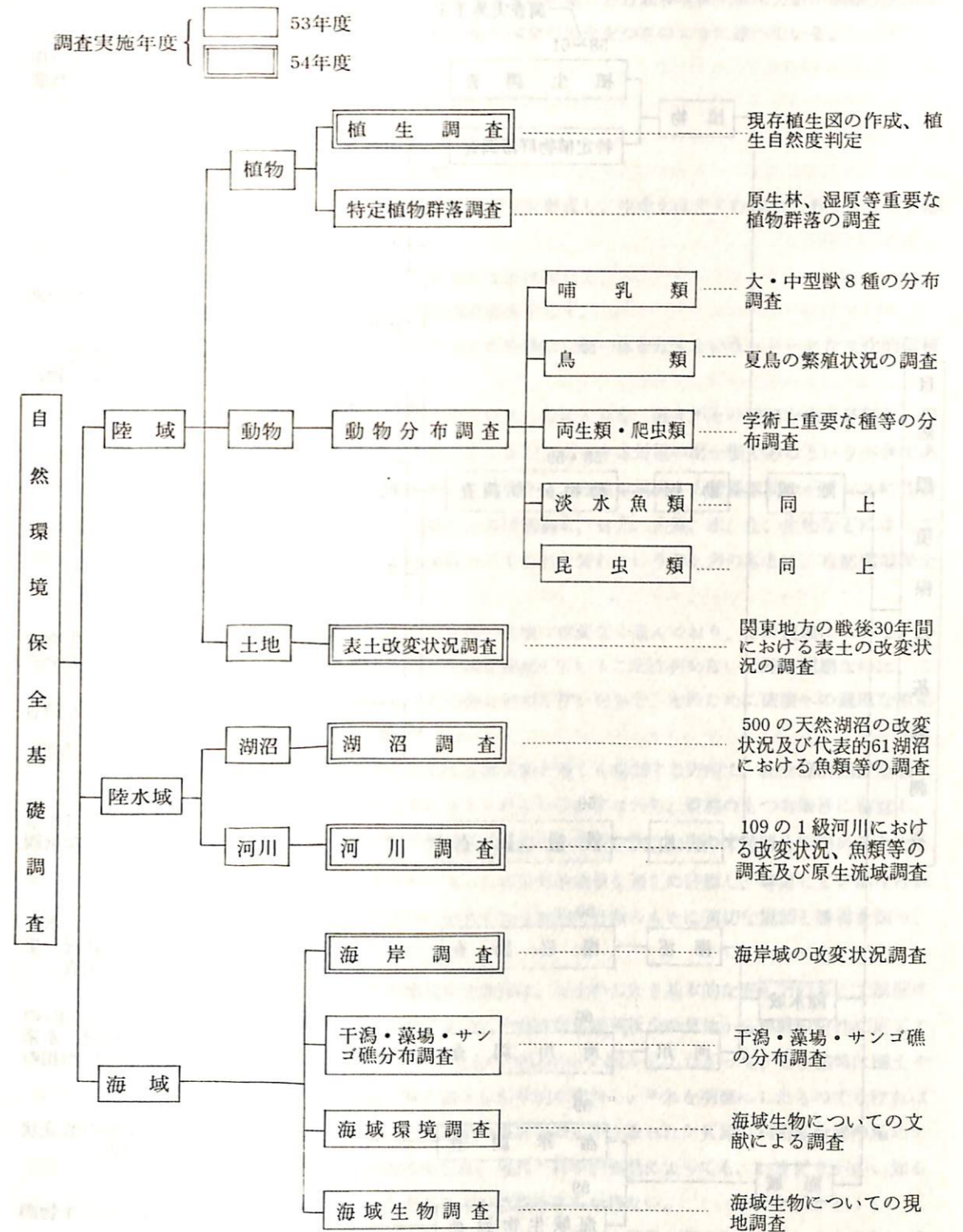


2. 自然環境保全基礎調査

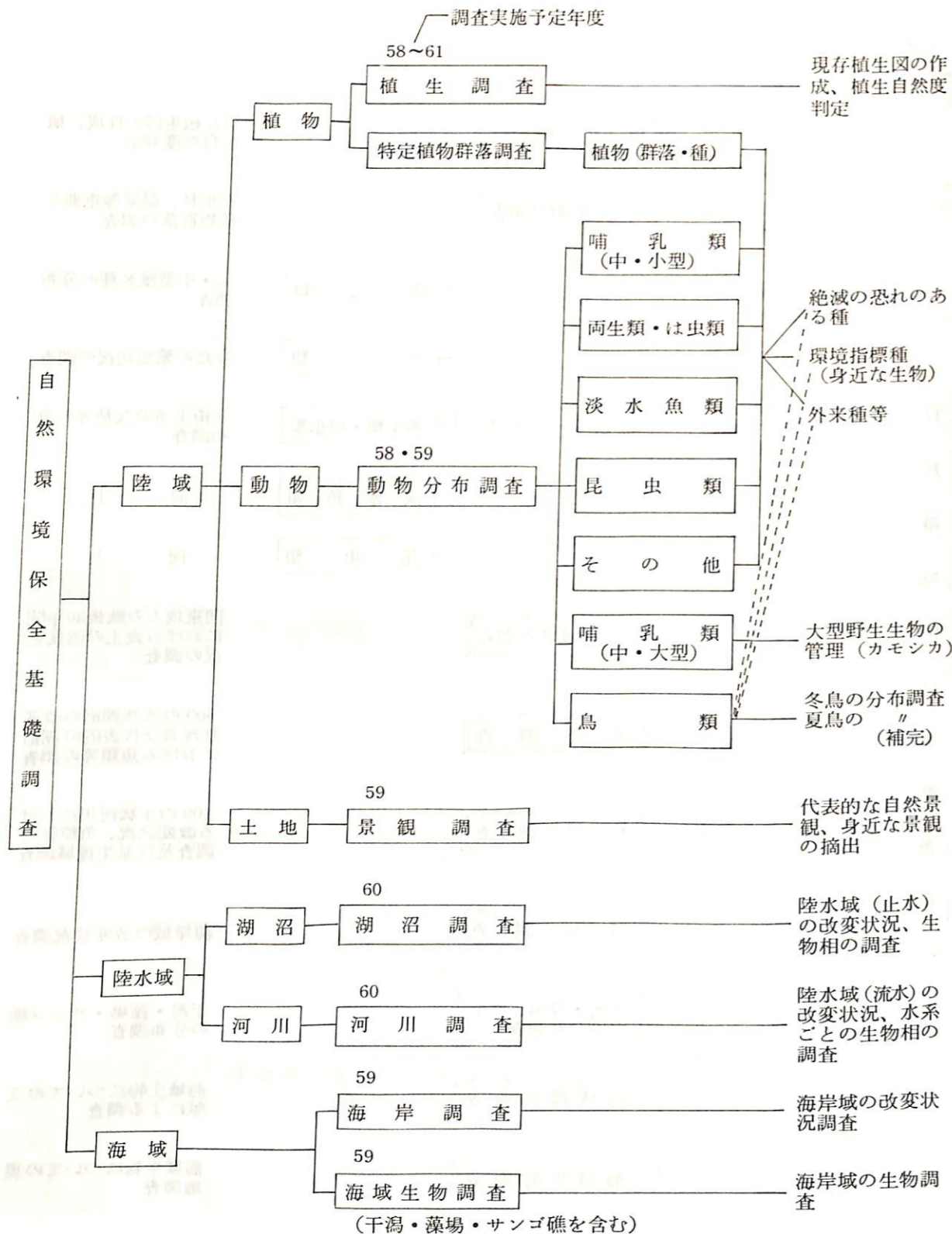
(1) 第1回自然環境保全基礎調査骨子



(2) 第2回自然環境保全基礎調査骨子



(3) 第3回自然環境保全基礎調査骨子



3. 自然環境保全基本方針

国土の自然環境の保全を図るために、自然環境保全法に基づき自然環境保全基本方針が閣議決定されており、その第一部では、国土全体の自然環境の保全の理念をつぎのように述べている。

○自然環境保全基本方針 (昭和48.11. 6 総告30)

第1部 自然環境の保全に関する基本構想

自然は、人間生活にとって、広い意味での自然環境を形成し、生命をはぐくむ母胎であり限りない恩恵を与えるものである。すなわち、それは、

- ① 経済活動のための資源としての役割を果たすだけでなく、
- ② それ自体が豊かな人間生活の不可欠な構成要素をなす。

殊にわが国は、人間と自然と人間の造型作品とが有機的な統一体をなすというユニークな文化的伝統をもってきた。

我々の社会生活におけるこの自然の役割を思うとき、なによりも、我々がその価値を高く評価し、保護保全の精神を我々の身についた習性とするところこそが、あらゆる対策の第一歩であるというべきであろう。この立場に立つならば、これを原点として、我々は、自然を構成する諸要素間のバランスに注目する生態学をふまえた幅広い思考方法を尊重し、人間活動も、日光、大気、水、土、生物などによって構成される微妙な系を乱さないことを基本条件としてこれを営むという考え方のもとに、自然環境保全の問題に対処することが要請される。

ところが、現実をふりかえると、現に自然環境の破壊は容赦なく進んでおり、その規模において、多様性において、国土のいたるところで深刻な問題を提起していることは否めない。殊に問題なのは、これらの事態がしばしば社会的公正を損なう不均衡な利害を伴いがちで、そのために破壊への適確な対応が一段と複雑化しているという点である。

以上の観点に立つとき、我々は必要に応じて人間活動を厳しく規制する方向で、社会経済制度全般にわたる総合的な政策を強力に展開する必要にせまられている。すなわち、資源のもつ有限性に留意し、大量生産、大量消費、大量廃棄という型の経済活動に厳しい反省を加え公害の未然防止に努めるとともに、経済的効率優先の陰で見落とされがちであった非貨幣的価値を適正に評価し、尊重していかなければならない。更に、自然環境の適正な保全に留意した土地利用計画のもとに適切な規制と誘導を図り、豊かな環境の創造に努めなければならない。

もとより、自然保護を中心とする自然環境保全政策は、以上のごとき基本的な考え方のもとで展開すべき総合的な政策の重要部分を占めるものであり、それは自然環境保全の見地から地域の特性に応じて人間活動を規制するという面を主として分担するものであるといつてよい。したがって、その施策は国土や各地方において確保すべき自然の適正な質と量とを科学的に検討し、それを明確にしたものでなければならない。しかし、この施策の確立には人間活動の限界の設定や、限られた資源の利用配分等の極めて困難な課題を伴うこととなり、更に自然の全貌は、現代の科学的知見によっても、いまだうかがい知ることのできない多くの部分を持つものであることを認識せざるを得ない。

このような状況のもとでは、自然環境の保全については、将来に禍根を残すことのないよう先取的

なより積極的な姿勢が求められる。いかえれば、現在破壊から免れている自然を保護するというだけでなく、進んで自然環境を共有資源として復元し、整備していく方策が必要である。そのため、当面の政策としては、国土に存在する貴重な植生、野生動物、地形地質等のかげがえのない自然やすぐれた自然は、近い将来に起こり得べき事態を考慮に入れ、また、十分な面積にわたっての保全を図るとともに、太陽エネルギーの合理的な利用が可能である農林水産業に関しては、それが有する環境保全の役割を高く評価し、健全な育成を図る必要がある。都市地域においては、健康な人間生活を保障するに足る自然環境が巧妙に確保されなければならない。更に自然環境保全政策は、国内政策にとどまることなく、国際的な視野に立って貴重な野生動植物の保護や海洋汚染の防止を図るなど、積極的な協力活動を展開する必要がある。

以上の前提に立ち、当面の自然環境保全施策の基本的な方向を展望すれば次のとおりである。

1. 国土に存在する多様な自然を体系的に保全するため、自然環境保全法をはじめとする各種の関係制度をはじめとする各種の関係制度を総合的に運用する。

(1) 人為のほとんど加わっていない原生の自然地域、国を代表する傑出した自然景観、更に学術上、文化上特に価値の高い自然物等は、多様な生物種を保存し、あるいは自然の精妙なメカニズムを人類に教えるなど、国の遺産として後代に伝えなければならないものである。いずれもかけがえのないものであり、厳正に保全を図る。

(2) 国土の自然のバランスを維持する上で重要な役割を果たす自然地域、すぐれた自然風景、野生動物の生息地、更に野外レクリエーションに適した自然地域等は、いずれも人間と自然との関係において欠くことのできない良好な自然であり、適正に保護を図るとともに必要に応じて復元、整備に努力する。

(3) 自然の物質循環に生産力の基礎をおく農林水産業が営まれる地域は食糧・林産物をはじめとする資源の供給面だけでなく、国土の保全、水源のかん養、大気の浄化等、自然のバランスの維持という面においても必要欠くべからざるものであり、その環境保全能力を評価し、健全な育成を図る。

(4) 都市地域における樹林地、草地、水辺地などの自然地域は、大気浄化、気象緩和、無秩序な市街地化の防止、公害・災害の防止等に大きな役割を果たし、また地域住民の人間形成にも大きな影響を与えるものであるところから、健全な都市構成上、都市環境上不可欠なものについて積極的に保護し、育成し、あるいは復元を図る。

2. 保全すべき自然地域は、その特性に応じて適切に管理されなければならない。このため、管理体制の整備に努めるとともに、必要な民有地の買上げを促進する。

3. 自然環境を破壊するおそれのある大規模な各種の開発がおこなわれる場合は、事業主体により必要に応じ、当該事業が自然環境におよぼす影響の予測、代替案の比較等を含めた事前調査がおこなわれ、それらが計画に反映され、住民の理解を得たうえでおこなわれるよう努める。開発後においても自然環境の保全のための措置が必要に応じ講ぜられるよう十分な注意を払うものとする。

4. 自然のメカニズムについては、解明されていない部分が極めて多い。人間活動の自然との関係、物質の循環、生態系の保全技術などについての研究を積極的に進めるため、研究体制の確立、情報システムの整備、研究者および研究の成果を具体的施策に反映させる技術者の養成等に努める。

また、わが国の自然環境の現状を適確に把握するため、植生、野生動物、地形地質をはじめ、しば

しば軽視されがちな目に見えない自然のメカニズムの側面などの各分野にわたる科学的な調査を実施する。

5. 自然環境の保全を十分図るためには、国民一人一人が保護、保全の精神を身につけこれを習性とするのがなによりも肝要である。このため学校や地域社会において環境教育を積極的に推進し、自然のメカニズムや人間と自然との正しい関係について国民の理解を深め、自然に対する愛情とモラルの育成に努める。

6. 国民の自然に対する渴望に応えることは、自然環境保全の主要な目的の一つである。自然との交流を図る健全な野外レクリエーションは、今後国民生活においてますます重要性を占め、その需要も増大の傾向にある。しかし、一面それが一定の地域に過度に集中すれば、かけがえのない自然を破壊するおそれもある。したがって自然環境の適正な保全を図る立場から野外レクリエーション政策の調整を図る。

以上の自然環境保全施策は、国民の理解と協力のもとに、地方公共団体と連携を図りつつ、強力に展開しなければならない。そのためには開発行為に対する規制、土地のもつ公共的性格の重視等につき、勇断をもって臨まなければならないが、同時に、国土保全その他の公益との調整に留意するとともに、保全のための負担の公平化、地域住民の生業の安定および福祉の向上、所有権等の財産権の尊重等のため必要な施策を総合的見地から講じていく必要がある。自然の恵沢の享受と保全に関し、受益と負担の両面にわたって社会的公正が確保されてこそ、自然環境の適正な保全が図られるのである。

第2部 自然環境保全地域等に関する基本的事項

(以下省略)

4. 法令に基づく保全等の状況

(1) 法令に基づく保全等の状況

法律(条例)名	目的	根拠条文	規制の対象となる行為	許可等の手続	罰則規定	主な適用除外
○国土利用計画法	土地取引の規制調整を図り総合的かつ計画的な国土の利用を図る。	23条1項 3項	一定の面積要件を満す有償の土地取引は契約の6週間前に届出を必要とする。 面積要件 市街化区域 - 2,000㎡以上 都市計画区域 } 5,000㎡以上 市街化調整区域 } その他 } 都市計画区域外..... 10,000㎡以上	知事(又は指定都市の市長)に届出 当事者 市長村長 支庁(振興課) 札幌市長 札幌市長	(1) 届出をしなかつた者 ・虚偽の届出をした者は30万円以下の罰金 (2) 届出をしてから6週間以内に売買契約を締結した者は20万円以下の罰金	・当事者の一方又は双方が国等の公共団体 ・農地法3条の適用を受ける土地取引 ・国土利用計画法施行令17条7項の「事前確認」を得た場合
○都市計画法	都市の秩序ある発展を図るため適切な都市計画を確立し、計画的な都市形成を可能にする。	29条 附則4項 (昭50.4.1改正)	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更 市街化区域 } 1,000㎡以上 調整区域 } 全て その他の都市計画区域 } 3,000㎡以上	知事(又は指定都市の市長又は委任市の市長)の許可 開発行為者 市町村 支庁(建設指導課) 宅地課 札幌市長 札幌市長 支庁(建設指導課) 宅地課	○許可を受けないうで開発行為を行った者は20万円以下の罰金 ○監督処分した者は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金	・市街化調整区域区内における農林漁業の用に供するもの ・国・都道府県及び指定都市等の開発行為 ・鉄道施設、社会福祉施設、医療施設、学校等の建築物の建築の用に供するもの ・都市計画事業の施行として行う開発行為 ・土地区画整理事業の施行として行う開発行為 ・市街地再開発事業の施行として行う開発行為
○農地法	農地の効率的な利用を図り耕作者の地位安定と農業生産力の増進を図る。	3条 4条 5条	・農地又は採草放牧地について所有権の移転又は地上権等の使用収益権の設定又は移転 ・農地を農地以外のものに転用(所有者のみから転用する場合) ・農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものに転用(所有者以外のもので転用する場合)	・市町村農業委員会の許可(同一市町村内の場合等) ・知事の許可(他市町村の農家が取得等) 市街化区域は届出農業委員会 その他の地域は許可(2haまで一知事) (2haを越えるもの - 農林水産大臣)	○許可を受けない移転3年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ○許可を受けない転用、許可内容と異なる転用 ・現状回復命令 ・取消 3年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ※許可を受けないでした行為は無効	・農地法の他の規定による権利の移転・設定 ・国・都道府県が農地等を取得する場合 ・土地改良法、農振法、農用地利用増進法の規定による場合 ・国・都道府県の転用 ・土地取用の場合 ・農用地利用増進計画

法律(条例)名	目的	根拠条文	規制の対象となる行為	許可等の手続	罰則規定	主な適用除外
○農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内の農地の有効利用と農地の保全を図る。	15条の15	農業振興地域の農用地区域で開発行為をする場合 ○原則として許可しない 宅地の造成 土石の採取その他の土地の形質の変更 建築物その他の工作物の新築等 ○許可出来るもの 土地の開墾 砂利採取法によるもの	知事の許可 申請人 市町村長 支庁(農務課) 農地調整課 1団の土地 20ha以上	(1) 許可を受けないうで開発行為をした場合 中止命令 } の監督処分 復旧命令 } (2) (1)の違反及び監督処分違反 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金	・国・地方公共団体の行為 ・土地改良事業 ・農地転用に係る行為 ・省令35条で定められるもの
○森林法	森林の保続増進と森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展とに資する。	10条の2 34条の2	地域森林計画対象民有林内で行われる次の開発行為(1ha以上) (土石又は樹根の採掘 開墾その他の土地の形質の変更) 保安林内においての行為	知事の許可 申請人 市町村長 支庁(林務課) 治山課 1団の土地 20ha以上 知事の許可又は届出	(1) 許可を受けないうで開発行為及び許可内容と異なる行為 中止命令 } の監督処分 復旧命令 } (2) (1)の違反を行った者は20万円以下の罰金 (1) 行為の許可条件に違反した者 中止命令 } の監督処分 復旧命令 } 細則命令 } (2) (1)の違反を行った者は20万円以下の罰金	・国・地方公共団体の行為 ・風水害その他の非常災害のための応急措置 ・森林の保全に支障がなく、公益性の高い事業(鉄道ほか省令で定められるもの) 風水害その他非常災害のための応急措置等法律及び省令で定められる行為
○自然公園法	すぐれた自然の風景地を保護し、利用の増進を図る。	17条3項 18条3項 20条	国立公園の特別地域と特別保護地区において行う行為 国立公園の普通地域において行う行為	○環境庁長官及び知事の許可又は届出 ○知事に届出	○行為の許可、許可に附せられた条件等に違反した者は6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ○行為の届出、行為の制限等に違反した者は5万円以下の罰金	・公園事業の執行として行う行為 ・通常の管理行為、軽易な行為等 の 同 上
○北海道立自然公園条例	同上	7条4項 9条	道立自然公園の特別地域において行う行為 道立自然公園の普通地域において行う行為	○知事の許可又は届出 ○知事に届出	自然公園法と同じ	自然公園法と同じ

法律(条例)名	目的	根拠条文	規制の対象となる行為	許可等の手続	罰則規定	主な適用除外
○自然環境保全法	自然環境の適正な保全を推進し、国土の無秩序な開発を防止する。	17条 25条4項 26条3項 28条	原生自然環境保全地域において行う行為 ○原則として禁止 自然環境保全地域の特別地区、普通地区等において行う行為	○環境庁長官の許可又は届出	○行為の制限等に違反した者 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 ○行為の届出等に違反した者 10万円以下の罰金	・学術研究等の事由で特に必要としたもの ・非常災害の応急措置として行う場合
○北海道自然環境等保全条例	自然環境の適正な保全を推進し、国土の無秩序な開発を防止する。	17条3項 19条 25条 30条	○道自然環境保全地域の特別地区で行なう行為 ○道自然環境保全地域の普通地区で行なう行為 ○環境緑地保護地区等及び記念保護樹木において行う行為 14a以上の1団地の土地に次の開発行為をする場合 ・ゴルフ場、スキー場の建設 ・遊園地の建設、宅地(工場用地等を含む)の造成 ・土石の採取	○知事の許可 知事に届出申請者(届出者) → 市町村長 → 支庁(林務課)の許可申請者 → 市町村長 → 支庁(振興課)の1団地の土地20%以上環境保全課 ○知事又は知事の許可	○無許可及び許可条件違反 6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ○届出をしない者等 5万円以下の罰金 ○許可を受けないで開発行為を行なった者 6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金	・国・地方公共団体の行為等 ・同上 ・国・地方公共団体等の行為 ・都市計画法・採石法・砂利採取法の適用を受ける行為 ・保安法の農用地内での行為 ・農振法の農用地内での行為
○鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	鳥獣の保護者種及び狩猟の適正化を図る。	8条の8 ⑤項 11条	鳥獣保護区特別保護地区の指定区域内において行う行為 鳥獣保護区内の鳥獣の捕獲 ・原則として禁止	○環境庁長官又は知事の許可	○行為の制限等に違反した者 20万円以下の罰金 ○行為の制限に違反した者 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	軽微な行為等 学術研究、有害鳥獣駆除、その他特別な事由による捕獲
○都市緑地保全法	緑地の保全等により良好な都市環境の形成を図る。	5条	緑地保全地区において行う行為	○知事の許可	○行為の許可、許可の条件に違反した者 6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金	緑地の保全に支障がなく、公共性の高い事業で、政令で定めるもの

(2) 北海道環境影響評価条例に基づく特定開発事業の種類及び要件

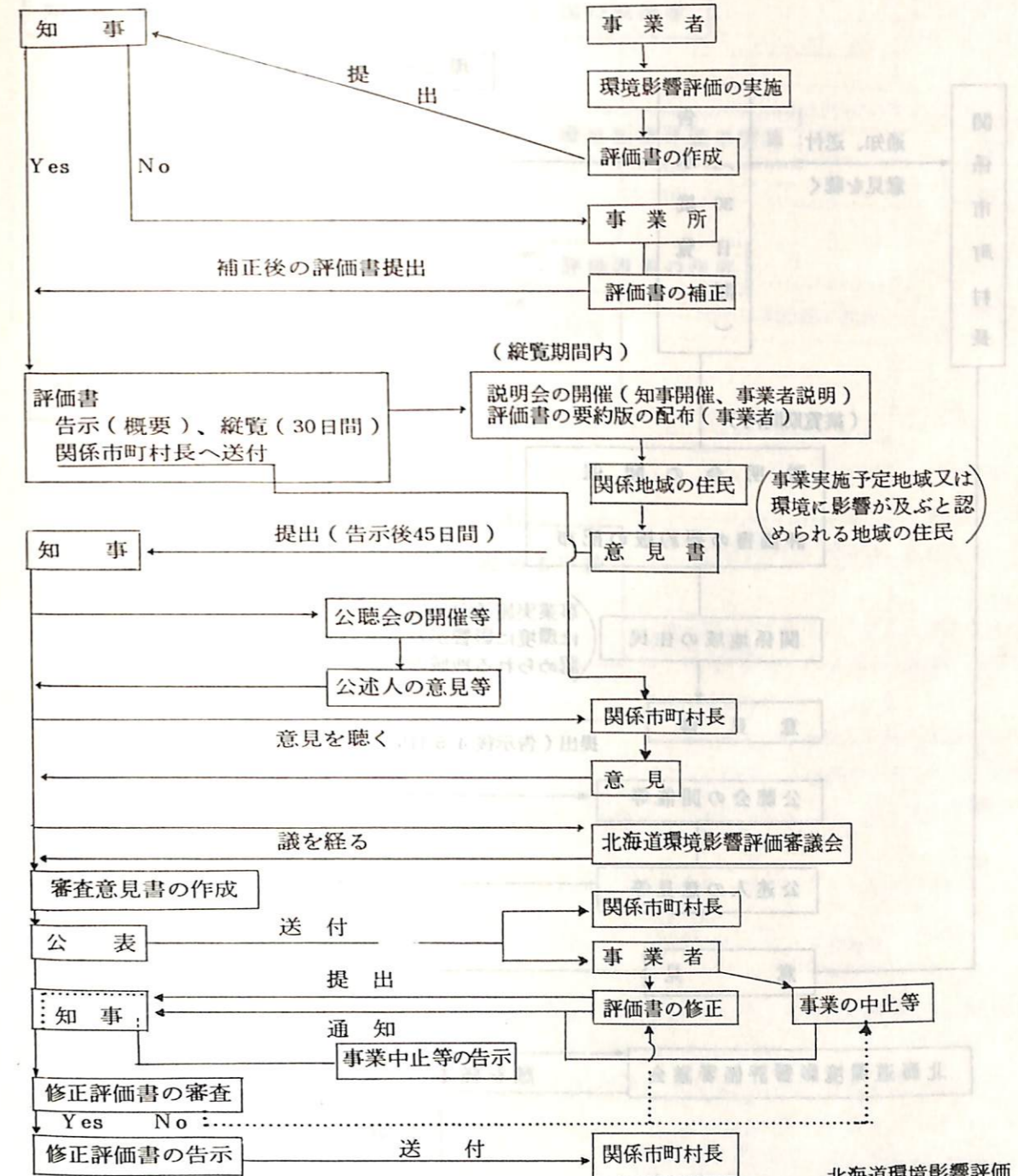
特定開発事業の種類	要件
1 道路の建設	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車国道にあっては、住宅地等又は特別地域等における新設に係るものであること。 2 一般国道、道道及び市町村道並びに林道、農業用道路その他の道路にあっては、次の各号の一に該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別地域等における新設又は改築に係る場合で、車道の幅員が5.5メートル以上のもの(改築に係る場合にあつては、当該改築により、5.5メートル以上となるものを含む。)であつて、かつ、当該地域内における総延長が5千メートル以上のものであること。 (2) 住宅地等における一般国道又は主要な道道(道路法(昭和27年法律第180号)第56条の規定により指定されたものをいう。)の新設又は改築に係る場合で、車道の車線の数が4以上のもの(改築に係る場合にあつては、当該改築により、車線の数が4以上となるものを含む。)であつて、かつ、当該地域内における総延長が2千メートル以上のものであること。
2 ダム(専ら発電の用に供するものを除く。)の建設	新設に係るものであつて、かつ、たん水面積が2百ヘクタール(特別地域等におけるものにあつては、30ヘクタール以上)のものであること。
3 新幹線鉄道の建設	住宅地等又は特別地域等における新設に係るものであること。
4 飛行場の建設	<p>次の各号の一に該当するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滑走路の新設に係るものであつて、かつ、その長さが2千メートル以上のものであること。 2 滑走路を延長する場合で、当該延長に係る滑走路の長さが5百メートルを超えるものであつて、かつ、延長後の滑走路の長さが2千メートル以上となるものであること。
5 電源の開発	<ol style="list-style-type: none"> 1 水力発電所にあつては、次の各号の一に該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新設又は増設に係るものであつて、かつ、発電施設の出力が3万キロワット(特別地域等におけるものにあつては、1万キロワット)以上のものであること。 (2) ダムの新設を伴う場合であつて、かつ、たん水面積が2百ヘクタール(特別地域等におけるものにあつては、30ヘクタール)以上のものであること。 2 火力発電所にあつては、新設又は増設に係るものであつて、かつ、発電施設の出力が15万キロワット(地熱を原動力とするものにあつては、1万

特定開発事業の種類	要件
	キロワット) 以上のものであること。 3 原子力発電所においては、新設又は増設に係るものであること。
6 工業団地の開発	2以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に造成される一団の土地であって、かつ、その面積が百ヘクタール以上のものであること。
7 住宅団地の開発	2以上の住宅の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に造成される一団の土地であって、かつ、その面積が百ヘクタール以上のものであること。
8 総合レクリエーション施設の建設	遊戯施設、運動施設若しくは休養施設のうち、1の施設に属する個々の施設又は2以上の施設に属する個々の施設が総合的に整備される集団施設の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に造成され又は整備される一団の土地であって、かつ、その面積が3百ヘクタール以上のものであること。

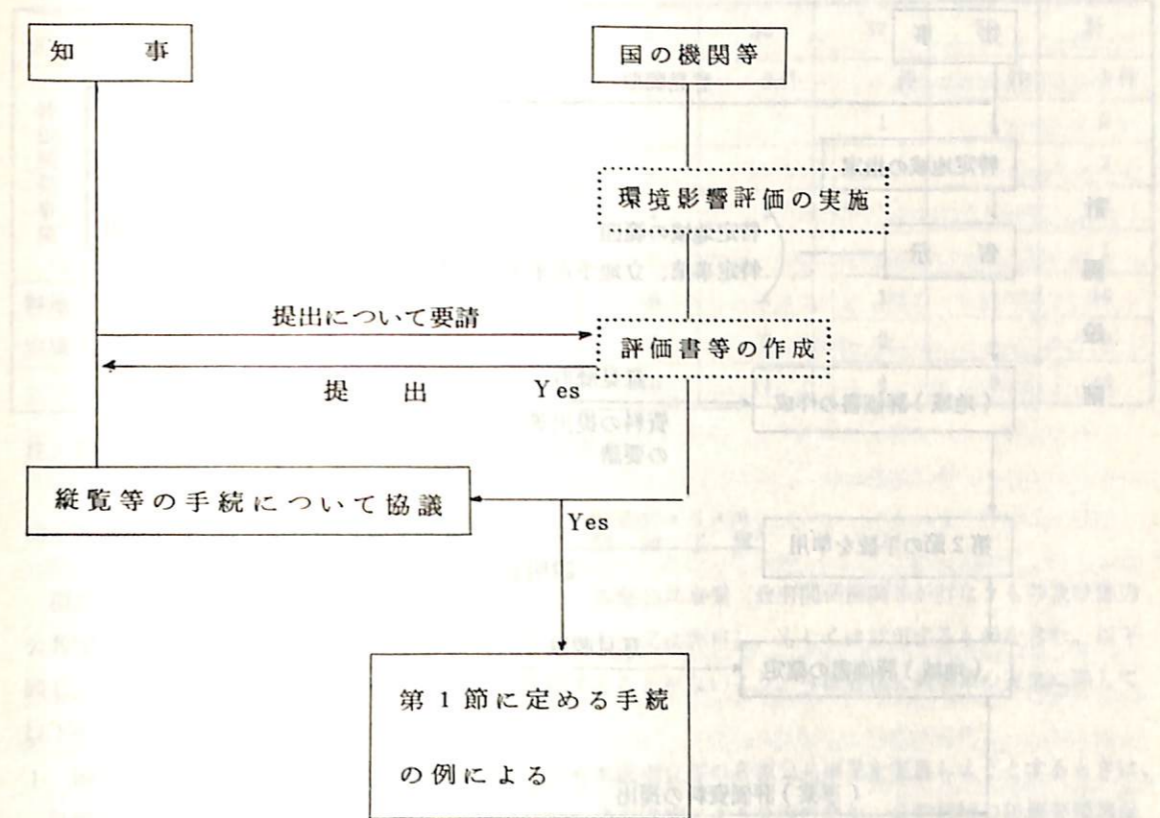
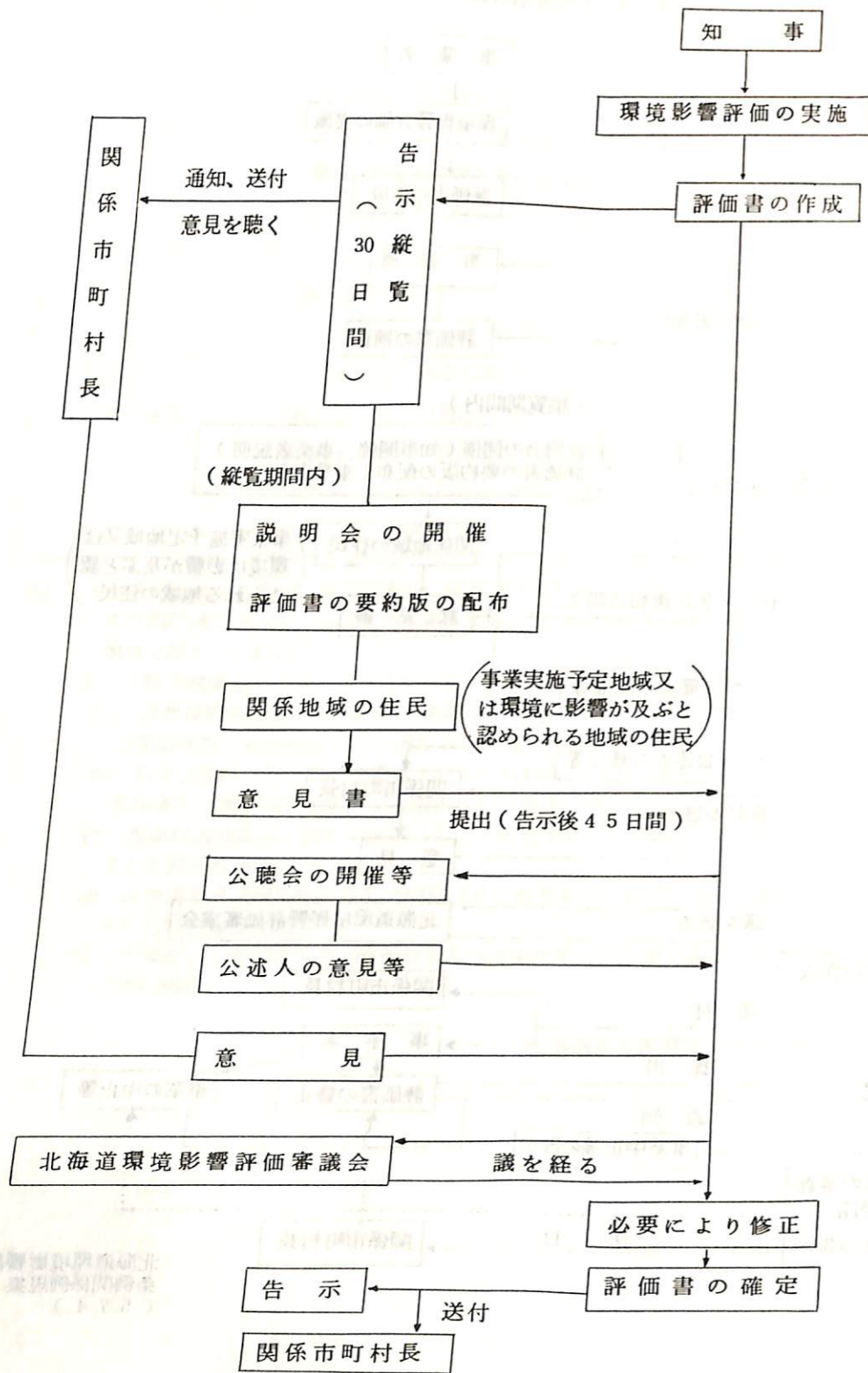
- 注) 1 「住宅地等」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域であって、同法第8条第1項第1号の規定による用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く。）をいう。
- 2 「特別地域等」とは、次の各号に掲げる地域をいう。
- (1) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第1項の規定により指定された特別地区及び第27条第1項の規定により指定された海中特別地区の地域
 - (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第17条第1項の規定により指定された特別地域及び第18条の2第1項の規定により指定された海中公園地区の地域
 - (3) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条の8第3項の規定により指定された特別保護地区の地域
 - (4) 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第17条第1項の規定により指定された特別地区の地域
 - (5) 北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第7条第1項の規定により指定された特別地域

北海道環境影響評価条例関係例規集（57.4）

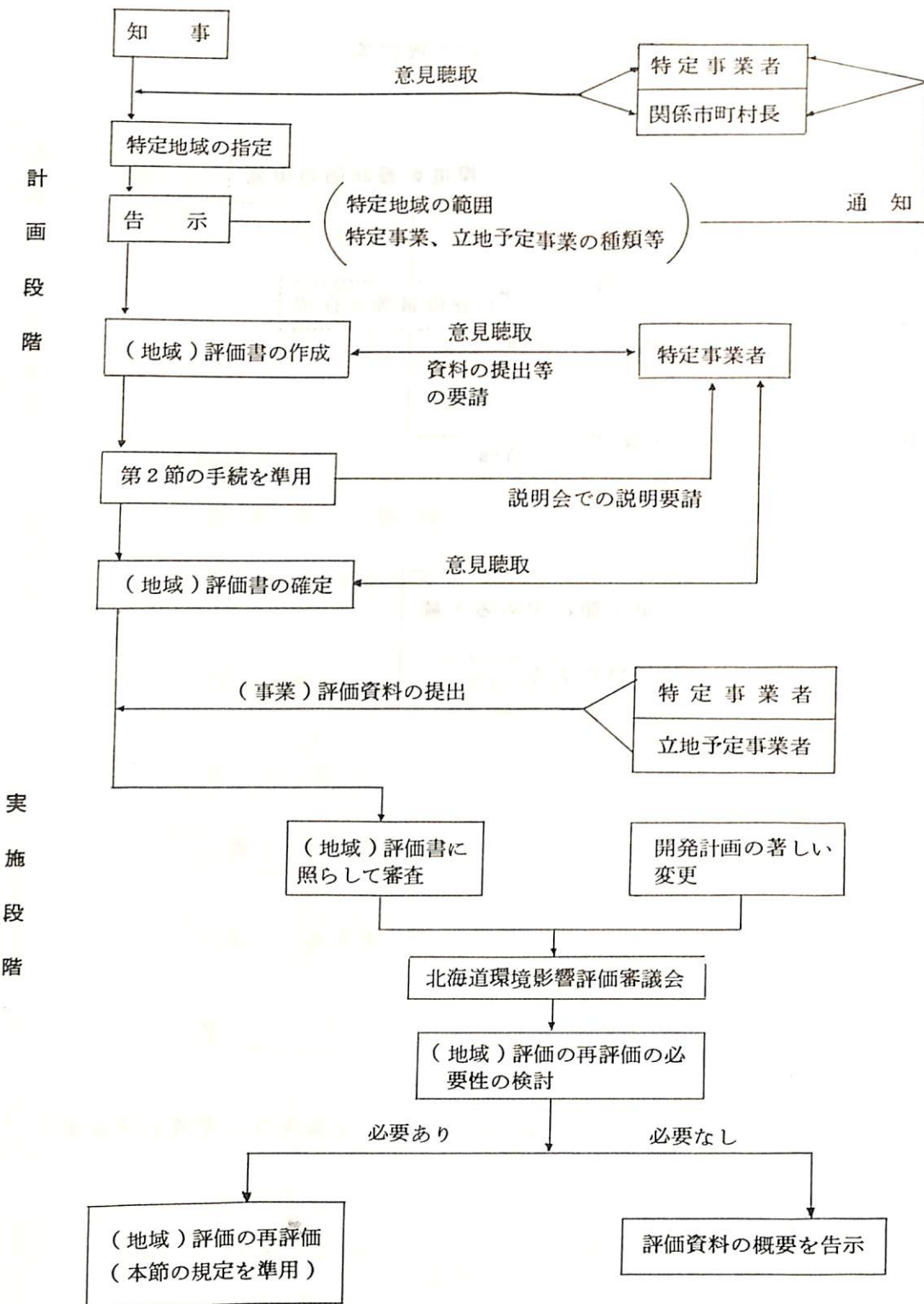
(3) 北海道環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続きフローチャート
特定開発事業者の行う特定開発事業に係る環境影響評価



北海道環境影響評価
条例関係例規集
(57.4)



特定地域に係る環境影響評価



(4) 北海道における環境影響評価の実施状況

区分		年度					計
		54	55	56	57	58	
特定開発事業	道路の建設	件	件	3件	件	件	3件
	ダムの建設				1	1	2
	飛行場の建設		1			1	2
	電源の開発		1	2			3
	住宅団地の開発	1					1
特特定域	苫小牧東部大規模工業基地	3	6	4	1		14
	石狩湾新港地域	2	2	2	2	1	9
計		6	10	11	4	3	34

注) 出典「昭和59年度北海道環境白書」(北海道)

(5) 各種公共事業に係る環境保全対策について (昭和47・6・6 閣議了解)

環境保全の重要性にかんがみ、政府としては、各種公共事業(政府関係機関等が行なうもの及び地方公共団体が行なうものであって国が補助金を交付し、又は許可し、もしくは認可するものを含む。以下同じ。)の実施に伴う環境保全上の問題を惹起することがないよう、今後各種公共事業の実施に際して以下の措置をあわせ講ずることとする。

1. 国又は政府関係機関等は、道路、港湾、公有水面埋立等の各種公共事業を実施しようとするときは、計画の立案、工事の実施等に際し、当該公共事業の実施により公害の発生、自然環境の破壊等環境保全上重大な支障をもたらすことのないよう今後いっそう留意するものとする。
2. 1の趣旨にかんがみ、国の行政機関は、その所掌する公共事業について、当該公共事業実施主体に対し、あらかじめ、必要に応じ、その環境に及ぼす影響の内容及び程度、環境破壊の防止策、代替案の比較検討等を含む調査研究を行なわせ、その結果を徴し、所要の措置をとらしめる等の指導を行なうものとする。
3. 地方公共団体においても、前記に準じて所要の措置が講ぜられるよう要請することとする。

(6) 環境影響評価制度のあり方について (答申) (昭和54・4・10 中公審171環境庁 長官宛 中央公害対策審議会会長)

昭和50年12月23日付け諮問第40号「環境影響評価制度のあり方について」について慎重に審議を行った結果別紙のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申する。

なお、環境影響評価制度のあり方についての当審議会の審議の過程において、委員の中から我が国における今後の環境政策のあり方について意見が述べられたので、この際以下に付言する。

公害対策基本法の制定以来既に10年有余を経過し、この間我が国の公害対策は極めて大きな成果をあげてきたと評価されているところであり、また自然保護行政も次第に充実してきたといえる。しかし、今日の環境行政の課題は、公害を防除することはもとより、環境汚染を未然に防止し、さらには、より良き環境を求めていくことにあるといえよう。このためには、長期的展望の下に、より総合的な環境保

全に係る理念の確立に努め、これを国の諸般の政策の中に明瞭に位置付けるとともに、必要に応じ環境保全全般に係る法体系について基本的な再検討を進める必要がある。

別紙

環境影響評価制度のあり方について（答申）

1. はじめに

(1) 昭和50年12月23日環境庁長官から本審議会に「環境影響評価制度のあり方について」諮問があって以来、既に3年有余を経過した。

この間、国では環境庁を中心として環境影響評価の法制度化に向け努力を重ね、また、港湾計画、公有水面の埋立、道路、電源立地その他の分野で個別法又は行政指導若しくは行政運用（以下「行政指導等」という。）による環境影響評価を実施してきた。特に、本州四国連絡橋の建設、新幹線の整備等国家的事業では、その事業の計画を定めるに際して、環境影響評価の実施が欠くことのできな

ものとなった。地方公共団体でも、条例や要綱等の制定など制度化の動向は活発となってきている。このように、諮問当時に比べ、我が国においても国及び地方公共団体における環境影響評価の着実な経験の積み重ねを通じて、ようやく制度として定着しつつあると言えよう。

(2) このように我が国において、環境影響評価が実施されるようになってきた背景としては次の事情が考えられる。

第1は、これまでの地域開発に対する反省である。

経済のめざましい発展は、国民の生活水準を飛躍的に向上させたが、事業活動その他の人の活動の激化によって環境汚染や自然環境の破壊など環境の悪化が進行した。これに対しては種々の施策が精力的に講ぜられてきたが、そのなかで真の環境保全とは、既に生じた公害を防除することはもとより、環境汚染を未然に防止し、さらに総合的な環境保全を図るものでなければならないという認識が広まってきた。環境保全を図るためには、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、先ず環境影響評価を行い、影響汚染を未然に防止することが必須の条件となるのである。

第2は、人々がその住む地域の環境保全に大きな関心をもつようになり、開発行為などに対してこれまでのように受見ですませてしまわなくなったことである。

すなわち、開発行為は、社会的・経済的に重要なものであると事業者が考えても、関係地域の住民の理解と協力を得なくては、その事業を実施することは困難である。今日、事業の計画を決定する前に、関係地域の住民に事業の計画を説明し、環境に及ぼす影響を評価する過程への関係地域の住民の関与を求める動きがあるのはそのためである。

さらに、近時、事業の実施が環境に及ぼす影響についての事前の調査、予測及び評価や関係地域の住民に対する説明等を事業者の私法上の注意義務の一要素としている判決が出され、この要素が民事訴訟において次第に重視されるようになってきている。

(3) 環境影響評価を行うこととしているのは、ひとり我が国だけのことではない。先進国では、それぞれの国情に応じた環境影響評価の制度化が図られている。

すなわち、アメリカの国家環境政策法をはじめとして、スウェーデン、オーストラリア及びフランスでは、環境影響評価のための一般的な根拠法を制定している。ニュージーランド及びカナダでは、閣議決定等の一般的な行政措置によっている。西ドイツでは閣議決定によるほか既存の個別法の活用

により、イギリスでは既存の個別法の活用によって、環境影響評価を行っている。

さらに、1974年（昭和49年）11月、OECDは、加盟各国に対し、環境の質に大きな影響を与えると思われる重要な公共及び民間事業の環境に対する影響を予測し、明確にするための手続及び方法を確立するよう勧告した。その後もOECDでは、この勧告が加盟各国でどのように反映されているのかの調査等を含め積極的検討を行っている。

(4) 我が国は、約37万平方キロメートルという狭い、しかも可住面積等利用可能な面積の小さい国土に1億を超える人口を擁しているため、事業の計画の決定前に環境影響評価を行うことは特に必要である。第3次全国総合開発計画（昭和52年11月閣議決定）でも「効果的な環境影響評価を実施するための制度等の体制の整備を図ることが必要である」とされている。

(5) 諮問は、以上述べた問題意識に基づいて、我が国に適した環境影響評価制度のあり方を求められたものとする。以下に、諮問に対する考え方を述べる。

2. 環境影響評価制度の確立の必要性

現在、国においては各省庁の個別法又は行政指導等によって事業の種類別に、また各地方公共団体においては条例又は要綱等によって地域別に、それぞれの環境影響評価が行われている。ところが、これらは、環境影響評価を行う目的と対象、調査、予測及び評価等を行う時期、環境保全の範囲や具体的な手続が様々となっている。

例えば、環境影響評価といっても、事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価をすることで足りるのか、あるいは関係行政機関や関係地域の住民の意見をも聴くことが必要なのか、さらに関係地域の住民の意見は、誰がどのような方法により聴くのか、また地方公共団体は、事業者の行う手続にどのような関与をするのか等について様々である。このように環境影響評価制度の輪郭が明らかにされていないことから、環境影響評価について過大な期待や不安がもたれているのである。

また、事業者が行うべき調査、予測及び評価の項目及び方法が明らかにされていないため、一方における際限のない調査等の要求、他方におけるその拒絶という事態が生じている。関係地域の住民に対する周知、意見聴取についても、事業者及び関係地域の住民の双方に無用な警戒心が生じ、関係地域の住民の理解を得るうえで支障が生じている。

こうした混乱を避けるためにも、統一的な準則を示す環境影響評価制度を早急に確立することが必要である。この制度に盛り込むべき主要な事項は次のとおりである。

- ① 環境影響評価の対象とする事業
- ② 環境影響評価を行う主体
- ③ 事業者の行う調査、予測及び評価の範囲並びに事業者の行う手続の範囲
- ④ 国及び地方公共団体の役割又は機能
- ⑤ 関係地域の住民の関与のルール

3. 環境影響評価の制度化の方法

各国では、前述のようにそれぞれの国情に応じて種々の方法により環境影響評価が行われている。我が国では、現在、港湾法、公有水面埋立法等の個別法により、また「各種公共事業に係る環境保全対策について」（昭和47年6月閣議了解）に基づく行政運用により、さらに行政指導による環境影響

評価が行われているが、手続的な面で整備されているとはいえない状況にある。このため、2.で述べたとおり、環境影響評価の制度の確立を図り、統一的な準則を示すことが必要である。その方法としては種々のものが考えられるが、次の理由により、法律によることが最も適当である。

① 第1は、環境影響評価が確実に行われるようにすることである。現在、環境影響評価を行うべき事業でありながら行われていない事業があり、行政指導等で環境影響評価が行われることとされているものについては、必ずしもその行政指導等に従って行われていないとの指摘もある。したがって、環境影響評価が確実に行われるようにするためには、環境影響評価を行うことが事業者の公法上の義務であることを明らかにするとともに、その義務の内容を明確に定めておく必要がある。この場合においては、最近の判例において、私法上の注意義務の一要素として事業者が環境影響評価を求めていることを考慮して定めることが適当であろう。

② 第2は、国の環境影響評価の過程における国、地方公共団体及び関係地域の住民と事業者との関係を明確に定めておくことである。特に地方公共団体と事業者との関係については、事業者が行うべき調査等に地方公共団体がどのように関与するかを明らかにしておく必要がある。

③ 第3は、地方公共団体の制度と国の制度との関係を定めておかなければならないとすれば法律の規定による必要がある。

なお、当然のことであるが、環境影響評価制度の内容として、ここに示されるすべての項目を法律に盛り込むことが必要であるとするものではない。特に時代の動向、科学の進歩に適切に対応し得るようすべてを法律で定めるのではなく、法律に基づく命令によるものもあることは当然であろう。

4. 環境影響評価制度の内容

(1) 制度の目的及び基本的な仕組み

環境影響評価制度の目的の第1は、事業の計画決定に際して、環境保全の要因を不可欠なものとして社会的・経済的要因とともに事業者が配慮するようにさせることである。

第2は、環境影響評価の過程において、関係行政機関の役割及び関係地域の住民の関与を明確にし、これらの者の意見を事業者の事業の計画決定に反映させていくことである。これによって、関係地域の住民の理解を求め、事業の適正な遂行に資することとなる。

したがって、環境影響評価制度は、事業者が、事業の計画決定に際して、当該事業の実施が環境に及ぼす著しい影響について調査、予測及び評価を行い、その結果等を取りまとめた環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について、関係行政機関及び関係地域の住民の環境保全上の意見を求めるための手続を主として定める制度とすべきであると考えられる。

(2) 環境保全の範囲

国の環境影響評価制度に係る環境保全の範囲は、歴史的風土や文化財の保存等広く環境保全全般に及ぶべきとする考え方があるが、我が国の環境影響評価に関する実績、行政機構の現状などからみて、こうした要素もとり入れた総合的な制度を設けることは困難であるから、当面は公害対策基本法及び自然環境保全法の範囲内で定めるべきであろう。

(3) 環境影響評価の対象とする事業等及び主体

ア 対象とする事業等

① 国の環境影響評価制度における対象とする事業は、国の立場からみて相当規模の事業で環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとし、それをあらかじめ具体的に定めておくことが適当である。この場合、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業のすべてとすべきであるとする考え方があるが、当面、事業の計画それ自体に国が関与している事業、すなわち、国、政府関係機関の行うもの及び免許等を受けて行うものに限定する方が制度の円滑で実効ある運用を図るうえで適当である。

なお、環境影響評価の対象とする事業に関する都市計画では、都市計画法自体に本制度の目的と同様のことが定められていることを考慮して制度を定めることが適当である。

② 地域開発に係る計画を環境影響評価の対象としかどうかについては、当該計画の具体性等からみて、先ず、従来、臨海工業地帯の造成に伴う公害問題が大きくとりあげられてきたという経緯や港湾法により港湾計画を決定しようとするときに環境保全上の配慮を行うこととされていることから、港湾計画を本制度の対象とすべきである。

なお、むつ小川原総合開発計画のような特定地域開発事業に係る計画は、これに対する国のかわりあい明らかでないこともあって、国の制度の対象としないことはやむを得ない。ただし、その場合においても、その都度、関係省庁及び関係都道府県と密接な連携を図りつつ、環境影響評価を行うこととするのが適当である。

イ 環境影響評価を行う主体

環境影響評価を行う主体については、対象とする事業を行おうとする者、あるいは許認可を行う行政庁等種々の考え方があるが、環境影響評価の実績等を踏まえ、一般的には対象とする事業を行おうとする事業者が環境影響評価を行うこととし、特殊法人の事業等については主務大臣等が自ら又は委託を受けて行うことができることとするのが適当であろう。

(4) 評価書案を作成する時期等

ア 環境影響評価は、環境保全の措置を事業の計画に反映しやすく、かつ、効果的に行えるだけの具体性を有する時期に行うべきである。そして、その時期は、事業者が評価書案を作成する時期として、事業の種類ごとに具体的に定めることが適当である。

イ 評価書案について、公告・縦覧、意見聴取等に要する時期をあらかじめ定めておくことが必要である。このことにより、事業者は、環境影響評価に要する期間の目安がたてやすくなるからである。

ウ 我が国では、特に場所の選定に関しては可能な代替案は限定されるという制約があるが、評価書案を作成する時期以前に、代替案の選択が行われる場合には、評価書案の中に公害の防止又は自然環境の保全のための措置として既に検討した代替案を示しておくことが適当である。

(5) 環境影響評価の技術的事項

ア 環境影響評価の技術的事項は、本制度の中において、実体的意味を有する重要なものである。技術的事項に関しては、従来からその開発と精度の向上が図られてきているが、その時点において得られている科学的知見に基づき、可能な限り、客観的な調査、予測及び評価を行うことを基本的な考え方とする。なお、技術的事項の完全性に固執して制度の確立を遅らせることは、不断に進歩する科学の性格からみて適当ではない。

イ 環境に及ぼす影響の調査、予測及び評価は、事業及び事業の後に予定される事業活動等がその地

域の環境に及ぼす影響について行われるべきである。その事業及び予定される事業活動等の範囲は、事業の種類ごとに指針において明らかにしておくべきである。

なお、民間事業者にとって、地域の環境の現在及び将来の状態の予測は困難な場合が考えられるので、国及び地方公共団体、とりわけ、地域環境上の具体的かつ総合的な知見を蓄積している地方公共団体は、評価書案の作成に必要と認める範囲内の資料を提供すること等が期待される。

ウ 事業者の行う調査、予測及び評価の項目及び方法は、客観的、具体的に定めておかなければならない。それを定める指針は、それぞれの事業を所管する主務大臣が定めることが現実的である。また、環境庁は関係行政機関の環境行政の総合調整を行うという立場から、これらの指針の整合性を保つため、環境庁長官が、基本的事項を定め、指針の協議を受けることとすることが必要である。

指針は、既に得られている科学的知見に基づき、公害の防止及び自然環境の保全に係る環境に及ぼす影響を明らかにするために一般に必要と認められる項目及びその影響を明らかにするための合理的方法を具体的に定めるものとする。

基本的事項を定める場合には、評価を行うために必要な評価の尺度を環境質の項目ごとに可能な限り示しておくことが特に必要である。この評価の尺度としては、環境基準その他これに準ずるものがある場合はこれを用い、これがない場合は既存の知見、事例等を参考とすること等により評価することを基本とすべきである。以上のほか、定量的な手法や評価の尺度が確立していない項目及び方法については、その取扱いを明らかにしておくべきである。

(6) 関係地域の住民の範囲と役割

ア 国の環境影響評価制度における関係地域の住民の環境影響評価の過程への関与は、制度の重要な柱であり、我が国の実情に即し、実効ある制度として構成すべきである。

関係地域の住民の意見を事業の計画決定に反映させていくためには、関係地域の住民が事業者に対して環境保全上の意見を述べるだけでなく、事業者がこれに対する見解を明らかにすることが必要である。

本制度は、関係地域の住民の環境保全上の意見を事業者の計画決定に反映させることがひとつの目的であるから、関係地域の住民の意見はその質が重要である。関係地域の住民の意見として期待されるのは、事業の実施が環境に及ぼす影響についての生活者としての情報の提供である。

イ 環境影響評価の過程へ関与する住民の範囲をどこまでとするかは、本制度において重要な点である。これについては、種々の考え方があるが、制度の円滑で実効ある運用を図るためには、関係地域の住民に限定することが適当と考える。

この場合、関係地域の住民とは、事業を実施しようとする地域及び事業の実施により環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域に住所を有する者とするのが適当である。

ウ 事業者が関係地域の住民の意見を求めるために事業者の情報を周知させるための措置としては、評価書案の公告・縦覧のほか、説明会の開催がある。ただし、事業者の責に帰することのできない理由により説明会の開催ができない場合には、説明会に代えてその概要書の配布を行うよう努める等周知の措置を講ずることが必要である。

本制度は、関係地域の住民の有意義で具体的な意見が得られるよう事業者が説明会を開催する等周知の措置を講じたうえで、関係地域の住民が意見を述べることとするものであり、事業者の行う

べき手続としてはこれで十分であると考えられる。

(7) 地方公共団体の位置付け

ア 地方公共団体は、国の環境影響評価制度では、地域の公害の防止その他の環境の整備保全の事務を行い、かつ直接地域住民に接触しているという立場で関与することが適当であろう。

すなわち、地方公共団体の長は、第一に、環境に影響を及ぼすおそれのある地域の範囲、説明会の日時、場所等について意見を述べる等により、事業者の行う手続に関与して環境影響評価を円滑で実効あるものとし、第二に、評価書案等の作成に必要と認める範囲内の資料を提供し、評価書案に対して意見を述べる等により、事業者の行う調査、予測及び評価の内容を補完、充実すると同時にその客観性を高めていくことが期待される。

イ 国の環境影響評価制度では、事業者の行う環境影響評価の過程への地方公共団体の関与は、環境に及ぼす影響の広域性から原則として都道府県が行うことが適当である。

ウ 地方公共団体は自ら環境影響評価制度の推進を図りつつも、地方、国の制度の確立を求めているところもある。国における環境影響評価の制度の確立は、地方公共団体における制度化に対しても標準的な準則を提供することとなり、自ずから地方公共団体の制度も均質化に向かうこととなると期待される。

地方公共団体の制度と国の制度との関係又は地方公共団体の制度相互間の関係において、その手続や技術手法の基本的な考え方が異なるのでは、事業者にとって環境影響評価を円滑に実施することが困難となること、2以上の地方公共団体にわたる事業については混乱と浪費が生ずることも起こると考えられるので、国が基本的な考え方を示すことによってかかることがなくなることを期待される。

(8) 主務大臣及び環境庁長官の位置付け

ア 主務大臣は、事業特性に応じた対処を必要とする事項を定めるとともに、国の立場からの意見を事業者に対して述べるのが適当である。

イ 環境庁長官は、総合調整を行う立場から、制度の基本的な事項を定めるとともに、個別の事業についても、事業の計画決定に際し、環境保全上の配慮が適正になされるよう、必要に応じ主務大臣に対して意見を述べるのが適当である。

(9) 制度の実効性の担保

環境影響評価制度の手続は確実に履行されなければならないため、環境影響評価が終わるまで少なくとも当該事業に係る工事の着手を制限することなどが必要である。

(10) その他留意事項

環境影響評価制度の円滑で実効ある運用を図るためには、制度についての国民の理解と信頼を得るよう努力すること、技術手法の研究・開発を促進すること、公害研究機関の拡充・整備を図ること、地方公共団体に対する財政面の配慮を行うことなどが必要である。

以上が、環境庁長官からの諮問に対する意見である。ここに述べたことは、現在の環境影響評価に関する実績その他我が国の実情を踏まえたものであり、実現可能なものとする。したがって、付属資料の「審議結果のまとめ」を勘案しながら、速やかに環境影響評価の法制度化を図られたい。

(7) 環境影響評価の実施について

(昭和59年8月28日)
閣議決定

1. 政府は、事業の実施前に環境影響評価を行うことが、公害の防止及び自然環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価の手続等について、下記のとおり、環境影響評価実施要綱を決定する。
2. 国の行政機関は、環境影響評価を実施するため、この要綱に基づき、国の行う対象事業については所要の措置を、免許等を受けて行われる対象事業については、当該事業者に対する指導等の措置をできるだけ速やかに講ずるものとする。
3. 政府は、この要綱に基づく措置が円滑に実施されるよう事業者及び地方公共団体の理解と協力を求めるものとする。
4. 政府は、地方公共団体において環境影響評価について施策を講ずる場合においては、この決定の趣旨を尊重し、この要綱との整合性に配慮するよう要請するものとする。
5. この要綱で別に定めるとされている事項等この要綱に基づく手続等に必要な共通の事項を定めるため、別紙に定めるところにより、内閣に環境影響評価実施推進会議を設ける。

記

環境影響評価実施要綱

第1 対象事業等

1. 対象事業は、次に掲げる事業で、規模が大きく、その実施により環境に著しい影響（公害（放射性物質によるものを除く。）又は自然環境に係るものに限る。）を及ぼすおそれがあるものとして主務大臣が環境庁長官に協議して定めるものとする。
- (1) 高速自動車国道、一般国道その他の道路の新設及び改築
- (2) 河川法に規定する河川に関するダムの新築その他同法の河川工事
- (3) 鉄道の建設及び改良
- (4) 飛行場の設置及びその施設の変更
- (5) 埋立及び干拓
- (6) 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業
- (7) 新住宅市街地開発法に規定する新住宅市街地開発事業
- (8) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に規定する工業団地造成事業
- (9) 新都市基盤整備法に規定する新都市基盤整備事業
- (10) 流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務団地造成事業
- (11) 特別の法律により設立された法人によって行われる住宅の用に供する宅地、工場又は事業場のための敷地その他の土地の造成

- (2) (1)から(11)までに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして主務大臣が環境庁長官に協議して定めるもの
2. 環境影響評価を行う者は事業者とし、事業者とは、対象事業を実施しようとする別に定める者とする。

第2 環境影響評価に関する手続等

1. 環境影響評価準備書の作成

- (1) 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、対象事業の実施が環境に及ぼす影響（対象事業が第1の1(5)の事業以外の事業である場合には、対象事業の実施後の土地（当該対象事業以外の対象事業の用に供するものを除く。）又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動に伴って生じる影響を含むものとし、対象事業の実施のために行う第1の1(5)に掲げる事業により生ずる影響を含まないものとする。）について、調査、予測及び評価を行い、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書を作成すること。
 - ① 氏名及び住所等
 - ② 対象事業の目的及び内容
 - ③ 調査の結果の概要
 - ④ 対象事業の実施による影響の内容及び程度並びに公害の防止及び自然環境の保全のための措置
 - ⑤ 対象事業の実施による影響の評価
 - (2) (1)の調査等は、主務大臣が環境庁長官に協議して対象事業の種類ごとに定める指針に従って行うものとし、環境庁長官は、関係行政機関の長に協議して、主務大臣が指針を定める場合に考慮すべき調査等のための基本的事項を定めること。
2. 準備書に関する周知
 - (1) 事業者は、関係地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に準備書を送付するとともに、当該都道府県知事及び市町村長の協力を得て、準備書を作成した旨等を公告し、準備書を公告の日から1月間縦覧に供すること。
 - (2) 事業者は、準備書の縦覧期間内に、関係地域内において、その説明会を開催すること。この場合において、事業者は、その責めに帰することのできない理由で説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要せず、他の方法により周知に努めること。
 3. 準備書に関する意見
 - (1) 事業者は、準備書について公害の防止及び自然環境の保全の見地からの関係地域内に住所を有する者の意見（準備書の縦覧期間及びその後2週間の間に意見書により述べられたものに限る。）の把握に努めること。
 - (2) 事業者は、関係都道府県知事及び関係市町村長に(1)の意見の概要を記載した書面を送付するとともに、関係都道府県知事に対し、送付を受けた日から3月以内に、準備書について公害の防止及び自然環境の保全の見地からの意見を関係市町村長の意見を聴いた上で述べるよう求めること。
 4. 環境影響評価書の作成等
 - (1) 事業者は、準備書に関する意見が述べられた後又は3(2)の期間を経過した日以後、準備書の記

載事項について検討を加え、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書を作成すること。

- ① 1.(1)の①から⑤までに掲げる事項
- ② 関係地域内に住所を有する者の意見の概要
- ③ 関係都道府県知事の意見
- ④ ②及び③の意見についての事業者の見解

(2) 事業者は、関係都道府県知事及び関係市町村長に評価書を送付するとともに、当該関係都道府県知事及び関係市町村長の協力を得て、評価書を作成した旨等を公告し、評価書を公告の日から1月間縦覧に供すること。

5. 環境影響評価の手續等に係るその他の事項

- (1) 事業者は、都道府県等と協議の上、説明会の開催等を都道府県等に委託することができること。
- (2) 国は、地方公共団体が国の補助金等の交付を受けて対象事業の実施をする場合には、環境影響評価の手續等に要する費用について適切な配慮をするものとする。

第3 公害の防止及び自然環境の保全についての行政への反映

1. 評価書の行政庁への送付

- (1) 事業者は、評価書に係る公告の日以後、速やかに、免許等が行われる対象事業にあっては別に定める者に、国が行う対象事業にあっては環境庁長官に評価書を送付すること。
- (2) (1)により評価書の送付を受けた国の行政機関の長は、評価書の送付を受けた後、速やかに、環境庁長官に評価書を送付すること。

2. 環境庁長官の意見

主務大臣は、1.により環境庁長官に評価書が送付された対象事業のうち、①規模が大きく、その実施により環境に及ぼす影響について、②特に配慮する必要があると認められる事項があるときは、当該事業に係る評価書に対する公害の防止及び自然環境の保全の見地からの環境庁長官の意見を求めること。

3. 公害の防止及び自然環境の保全の配慮についての審査等

- (1) 対象事業の免許等を行う者は、免許等に際し、当該免許等に係る法律の規定に反しない限りにおいて、評価書の記載事項につき、当該対象事業の実施において公害の防止及び自然環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、その結果に配慮すること。
- (2) 2.により環境庁長官が意見を述べる場合には、(1)の審査等の前にこれを述べるものとし、免許等を行う者は、当該免許等に係る法律の規定に反しない限りにおいて、その意見に配慮して審査等を行うこと。
- (3) 事業者は、評価書に記載されているところにより対象事業の実施による影響につき考慮するとともに、2.による環境庁長官の意見が述べられているときはその意見に配慮し、公害の防止及び自然環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施すること。

第4 その他

1. 主務大臣が定める事項、別に定める事項等この要綱に基づく手續等に必要な事項は、できるだけ

速やかに定めること。ただし、第2の1.(2)の基本的事項その他この要綱に基づく手續等に必要な共通的事項は、本決定の日から3月以内に定めること。

2. この要綱の実施に関する経過措置については、〔別に定める〕こと。

別紙

環境影響評価実施推進会議について

1. 環境影響評価実施推進会議（以下「推進会議」という。）は、内閣官房副長官を議長とし、内閣官房内閣審議室長及び環境庁企画調整局長を副議長とする。
2. 推進会議の構成員は次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

防衛庁長官官房長

国土庁長官官房長

大蔵省大臣官房長

厚生省生活衛生局長

農林水産大臣官房長

通商産業省立地公害局長

運輸省運輸政策局長

建設省建設経済局長

自治大臣官房長

3. 推進会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 推進会議の庶務は、環境庁及びその他の関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。

(8) 環境影響評価実施要綱に基づく手續等に必要な共通的事項
昭和59年11月21日
環境影響評価実施推進会議決定
(事業者)

1. 環境影響評価実施要綱（以下「要綱」という。）第1の2の「別に定める者」は、要綱第1の1の対象事業（以下「対象事業」という。）を実施しようとする次に掲げる者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をする次に掲げる者）とする。

- (1) 国又は対象事業をその業務として行う特別の法律により設立された法人（国が出資しているものに限る。）
- (2) 対象事業の実施に係る次に掲げる免許、特許、許可、認可若しくは承認若しくは指示若しくは命令を受け、又は対象事業の実施に係る次に掲げる届出（当該届出に係る法律において、当該届出に関し、一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものをいう。以下同じ。）をして対象事業を実施しようとする者（指示又は命令を受けて行う対象事業については当該指示又は命令を行う国の行政機関を当該事業者に代わるものとする。）

- ① 要綱第1の1.(1)の対象事業の実施に係るもの
道路整備特別措置法第2条の2の施行命令及び同法第3条第1項若しくは第4項、第7条の12

第1項若しくは第4項又は第7条の14第1項若しくは第6項の許可、首都高速道路公団法第30条第1項の指示、阪神高速道路公団法第30条、第1項の指示並びに本州四国連絡橋公団法第30条第1項の指示

② 要綱第1の1.(2)の対象事業の実施に係るもの

水資源開発公団法第19条第1項の指示、工業用水道事業法第3条第2項又は第6条第2項の許可及び水道法第6条第1項若しくは第10条第1項又は第26条若しくは第30条第1項の認可並びに河川工事にあっては、河川法第79条第1項又は第2項の認可

③ 要綱第1の1.(3)の対象事業の実施に係るもの

全国新幹線鉄道整備法第9条第1項の認可及び日本国有鉄道法第53条の認可

④ 要綱第1の1.(4)の対象事業の実施に係るもの

航空法第38条第1項又は第43条第1項の許可及び同法第55条の3第1項の認可

⑤ 要綱第1の1.(5)の対象事業の実施に係るもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の届出並びに公有水面埋立法第2条第1項の免許及び同法第42条第1項の承認

⑥ 要綱第1の1.(6)の対象事業の実施に係るもの

土地区画整理法第52条第1項若しくは第55条第12項又は第66条第1項若しくは第69条第12項の認可、住宅・都市整備公団法第41条第1項又は第14項の認可及び地域振興整備公団法第21条の2において準用する住宅・都市整備公団法第41条第1項又は第14項の認可

⑦ 要綱第1の1.(7)から(10)までの対象事業の実施に係るもの

都市計画法第59条第1項又は第2項の認可、同条第3項の承認及び同法第63条第1項の認可又は承認

⑧ 要綱第1の1.(11)の対象事業の実施に係るもの

地域振興整備公団法第19条の2第1項の認可、公害防止事業団法第21条第1項の認可及び農用地開発公団法第20条第1項の指示

(3) 国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項第1号の補助金及び同項第2号の負担金並びにこれらに係る同条第4項第1号の間接補助金等をいう。以下同じ。)の交付を受けて対象事業を実施しようとする者

(評価書送付先)

2. 要綱第3の1.(1)の「別に定める者」は次の(1)から(3)までに掲げる評価書の区分に応じそれぞれ次に定める者とする。

(1) 1.(2)で定める免許、特許、許可、認可、若しくは承認(以下「許認可等」という。)、1.(2)で定める指示若しくは命令(以下「指示等」という。))又は1.(2)で定める届出(以下「届出」という。))を要する対象事業に係る評価書、当該許認可等、指示等又は届出の受理を行う者

(2) 国の補助金等の交付を受けて行う対象事業(1)に定めるものを除く。)に係る評価書、当該国の補助金等の交付の決定を行う者

(3) 1.(1)の法人(以下「公団等」という。))が行う対象事業(1)及び(2)に定めるものを除く。)に係る評価書、当該対象事業に関し公団等を監督する者

(経過措置)

3. 要綱第4の2により「別に定める」とされた経過措置は次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事業については、要綱に基づく措置(要綱第2及び第3に係る部分に限る。以下特段の定めがない限り同じ。)は適用しない。

① 次の事業で要綱に基づく措置の施行の際対象事業に該当し、当該措置の施行の日(以下「施行日」という。))以後その内容を変更せず(軽微な変更をして実施されるものを含む。))

イ、その実施につき許認可等、指示等又は届出を要する事業で施行日前に許認可等若しくは指示等が与えられ、又は届出がなされたもの

ロ、施行日前にその実施のための国の補助金等の交付の決定がなされた事業

ハ、高速自動車国道法第5条第1項に規定する整備計画又は特定多目的ダム法第4条第1項に規定する基本計画に基づいて実施される事業で施行日前に定められた当該国の計画に基づいて実施されるもの

ニ、公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を要する事業で施行日前に同法第3条第1項の告示が行われたもの

② 要綱に基づく措置の施行の際対象事業に該当していない①のイからニまでに掲げる事業で施行日以後内容の変更(公害の防止及び自然環境の保全に支障がないものに限る。)により対象事業となったもの

(2) 許認可等、指示等及び届出並びに特定多目的ダム法第4条第1項に規定する基本計画に基づくことを要しない対象事業(国の補助金等の交付を受けて実施される事業を除く。)については、施行日から起算して6月を経過するまでは、要綱に基づく措置は適用しない。

(3) 要綱に基づく措置の施行の際、対象事業(1)及び(2)に該当するものを除く。)について、要綱に基づく措置(要綱第2に係る部分に限る。)による手続等に相当する環境影響評価に関する手続その他の行為(以下「相当手続等」という。))が定められているものとして環境庁長官が指定する条例又は施行日前に地方公共団体の長が定めた相当手続等に関する措置で環境庁長官が指定するもの(以下「条例等」という。))の定めるところに従って相当手続等が行われている場合には、要綱に基づく措置(要綱第2に係る部分に限る。))にかかわらず、施行日以後も、引き続き当該条例等の定めるところに従って相当手続等を行うことができる。

(4) 要綱に基づく措置の施行の際、対象事業(1)及び(2)に該当するものを除く。)について、国の行政機関が定めた相当手続等に関する措置で主務大臣が指定するもの(以下「相当措置」という。))の定めるところに従って相当手続等が行われている場合には、要綱に基づく措置(要綱第2に係る部分に限る。))にかかわらず、施行日以後も引き続き当該相当措置の定めるところに従って相当手続等を行うことができる。

(5) (3)及び(4)により相当手続等が行われた対象事業(施行日前に相当手続等の全部が行われたものを含む。))については、要綱に基づく措置(要綱第3に係る部分に限る。))は適用しない。

(6) 施行日以後引き続き(4)の相当措置に定めるところに従って相当手続等が行われている場合において、事業者その他当該相当手続等を行うべき者が当該相当手続等を行わないこととしたときは、事

業者は、要綱に基づく措置による手続等を行うものとする。この場合において、これらの相当手続等で既に行われたものについては、それぞれ要綱に基づく措置の相当部分により行われた手続等とみなす。

- (7) 環境庁長官が(3)により指定しようとするときは、当該地方公共団体の長の意見を聴くものとする。
- (8) (1)から(7)までに定めるもののほか、要綱に基づく措置の施行に関し必要な経過措置については、主務大臣が環境庁長官と協議して定めることができる。
- (主務大臣)

4. 要綱において主務大臣は、次の①から④までに掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ次に定める大臣とする。

- ① 許認可等、指示等又は届出を要する対象事業、当該許認可等、指示等又は届出に係る事務を所掌する大臣
- ② 国の補助金等の交付を受けて行う対象事業(①に定めるものを除く。)当該対象事業に関する国の補助金等の交付の決定に係る事務を所掌する大臣
- ③ 公団等が行う対象事業(①及び②に定めるものを除く。)当該対象事業に関する監督に係る事務を所掌する大臣
- ④ 国が行う対象事業(①に定める対象事業以外のもの又は土地改良法の規定により国が実施するものに限る。)当該対象事業に係る事業者としての国の行政機関の長たる大臣

(手続等の併合)

5. 複数の事業及び事業者に係る手続等の併合については次のとおりとする。

- (1) 一又は二以上の事業者が相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、これらの対象事業について、併せて、要綱第2の1.(1)による調査等を行い、準備書を作成することができる。
- (2) 二以上の事業者が一の対象事業又は相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合において、これらの事業者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者が、当該一の対象事業について、又は当該二以上の対象事業について、併せて、要綱第2の1.(1)による調査等を行い、準備書を作成するものとする。この場合、要綱第2の2から5まで(3(1)を除く。)及び第3の1.(1)において事業者が行うこととされている手続についても代表する者が行うものとする。

(9) 環境影響評価に係る調査、予測及び評価のための基本的事項 昭和59年11月27日
環境庁長官決定

1. 目的

本基本的事項は、環境影響評価実施要綱第2の1.(2)に基づいて主務大臣が指針を定める場合に考慮すべき調査、予測及び評価(以下「調査等」という。)のための基本的な事項を定めるものである。

2. 一般的事項

- (1) 対象事業の実施が環境に及ぼす影響についての調査等は、主務大臣が対象事業の種類ごとに定める指針に従って行われるものである。

(2) 調査等は、公害の防止及び自然環境の保全について以下のとおり行うものとする。

- ア. 公害の防止については、人の健康の保護並びに人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む生活環境の保全に係る事項について調査等を行うものとする。
- イ. 自然環境の保全については、原生の自然地域、学術上、文化上特に価値の高い自然物等のかけがいのないもの、すぐれた自然風景や野生動物の生息地、野外レクリエーションに適した自然地域等の良好な自然等のそれぞれの特性に応じた適正な保全に係る事項について調査等を行うものとする。

(3) 調査等は、対象事業の実施に係る以下の行為等について、調査を行う時点における事業計画等に応じ行うものとする。

- ア. 埋立又は干拓以外の対象事業にあっては、
- ① 当該対象事業の実施に係る工事(当該対象事業の実施のために行う埋立又は干拓に係るものを除く。)
- ② ①の工事が完了した後の土地(他の対象事業の用に供するものを除く。)又は工作物の存在
- ③ ②の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動
- イ. 対象事業である埋立又は干拓にあっては、
- ① 当該埋立又は干拓の実施に係る工事
- ② ①の工事が完了した後の土地(護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物を含む。)の存在

(4) 指針においては、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために一般的に必要と認められる調査等の項目及び対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするための合理的な調査等の技術的方法を定めるものとする。

(5) 指針は、対象事業の特性及び対象事業の実施が環境に及ぼす影響について調査すべき地域(以下「調査地域」という。)の特性に配慮して、調査等が適正に行われるよう定めるものとする。

3. 調査等の項目とその取り扱い

(1) 対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために一般的に必要と認められる調査等の項目(以下「対象項目」という。)は、別表に掲げる環境の要素に関し対象事業の特性に応じて必要な項目を指針において定めるものとする。

(2) 対象項目に関する調査等の取り扱いは以下の考え方によるものとする。

ア. 公害の防止に係る項目にあっては、調査の結果に基づき、定量的な予測が可能であるものについては定量的な予測を行い、定量的な予測が困難なものについては定性的な予測を行うことを基本とする。

また、評価に際しては、調査、予測及び公害の防止のための措置の検討の結果等を踏まえ、環境基準又は科学的知見に基づく判定条件が利用し得るものについては環境基準又は判定条件に照らして評価を行い、同様な評価を行うことが困難なものについては科学的知見に基づいて判断することにより評価を行うことを基本とする。

イ. 自然環境の保全に係る項目については、調査地域における自然環境の現況について調査、解析

を行い、その結果を踏まえて調査地域における重要な自然環境の状態を明らかにし、これら重要な自然環境についてその状態の変化を定量的又は定性的に予測し、その重要さに応じた保全の水準を考慮して評価するものとする。

この場合、環境の要素のうち動物については、必要に応じ生態への影響の観点からの配慮を行うものとする。

4. 調査に係る基本的事項

(1) 調査は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を予測し、評価するために必要とされる情報を収集し、その結果を整理、解析することにより行うものとし、その技術的方法は指針において定めるものとする。

(2) 調査は、以下の各号に関し、既存資料の収集、現地調査等を行い、その結果を整理、解析することにより行うものとする。この場合において、予測及び評価を行う項目については、そのための必要な水準が確保されるよう配慮するものとする。

① 対象項目に関する環境の現状

② ①の対象項目に関連して情報を収集する必要がある気象、水象等の自然条件及び人口、産業等の社会条件であって指針で定めるもの

(3) 対象項目に関する調査の期間、頻度等又はこれらの設定に関する留意事項は、指針において定めることを基本とする。

(4) 対象項目に関する調査地域の範囲は、原則として対象事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲を含む区域又は環境が直接改変を受ける範囲とその周辺区域等とし、予め具体的に定めうる場合にはそれを、それ以外の場合には、個別の対象事業に係る調査の実施に際し、当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響の程度について予め想定して設定することとし、その趣旨を指針において定めるものとする。

(5) 対象項目に関する調査手法又は測定方法は、指針において定めるものとする。この場合において、環境基準を定める告示、その他法令等により調査手法又は測定方法が定められている場合には原則としてその手法又は方法とし、それ以外の場合には指針において適切な手法又は方法を定めるものとする。

5. 予測に係る基本的事項

(1) 予測は、調査結果の整理、解析により予測が必要と認められる項目について、対象事業の実施により生ずる一般的な条件下における環境の状態の変化を明らかにすることにより行うものとし、その技術的方法は指針において定めるものとする。

(2) 公害の防止に係る対象項目及び自然環境の保全に係る対象項目に関する予測は以下により行うものとする。

なお、事業者又は国等が行う公害の防止及び自然環境の保全のための措置又は施策を踏まえて行うことができるものとする。

ア. 公害の防止に係る対象項目に関する予測は、対象事業の特性を勘案して、数値モデルによる数値計算、模型実験、既存事例の引用又は解析等により行うものとする。

なお、予測の方法の選択に当たっては、その特徴、適用条件、調査地域の特性等に留意するも

のとする。

イ. 自然環境の保全に係る対象項目に関する予測は、直接的影響については各項目の特性に応じてその消滅の有無及び改変の程度についてできるだけ定量的に行うものとする。また、必要に応じ間接的影響について予測を行う場合には、主として定行的に行うものとする。

(3) 予測の対象時期は、対象事業の特性に応じ環境影響を的確に把握できるよう指針において定めるものとする。

(4) 予測すべき地域（以下「予測地域」という。）の範囲は、対象項目に関する調査地域の範囲内で指針において定めるものとする。

6. 評価に係る基本的事項

(1) 評価は、対象項目に関する調査、予測並びに公害の防止及び自然環境の保全のための措置の検討の結果等を踏まえ、対象事業の実施が予測地域の環境に及ぼす影響について科学的知見に基づいて事業者の見解を明らかにすることにより行うものとし、その技術的方法は指針において定めるものとする。

(2) 公害の防止に係る項目について評価は、人の健康又は生活環境に及ぼす影響について、科学的知見に基づいて、人の健康の保護又は生活環境の保全に支障を及ぼすものかどうかを検討することにより行うものとする。この場合、公害対策基本法第9条の環境基準が定められている項目にあっては当該環境基準に照らし、人の健康又は生活環境への影響に関する判定条件等を利用し得る項目にあってはそれらに照らし、評価を行うことを基本とする。

(3) 自然環境の保全に係る項目についての評価は、予測地域における自然環境に及ぼす影響について、科学的知見に基づいて、それが自然環境の重要さに応じた適切な保全に支障を及ぼすものかどうかを検討することにより行うものとする。

(4) 評価に当たっては、必要に応じ、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態（国又は地方公共団体から提供される資料等により将来の環境の状態の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状態とする。）を勘案するものとする。また、国又は地方公共団体等が実施する公害の防止及び自然環境の保全のための施策を勘案することができるものとする。

7. その他

指針は常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。

別表

環境の要素

I 公害の防止に係るもの

大気汚染
水質汚濁
土壌汚染
騒音
振動
地盤沈下
悪臭

II 自然環境の保全に係るもの

地形・地質
植物
動物
景観
野外レクリエーション地

5. 国際条約

(1) 2国間条約

渡り鳥と絶滅のおそれのある鳥類を国際協力のもとで、保護を図るため、関係国との間で、渡り鳥の捕獲、販売等の規制、生息環境の保全、共同研究、などを内容とした条約を締結し、渡り鳥等の保護についての国際協力を強化しようとするものである。現在の締結状況は次のとおりである。

名 称	渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約 (日米渡り鳥等保護条約)	渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定 (日蒙渡り鳥等保護協定)	渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定 (日中渡り鳥保護協定)
署名年月日	昭47. 3. 4	昭49. 2. 6	昭56. 3. 3
発効年月日	昭49. 9. 19	昭56. 4. 30	昭56. 6. 8
存続期間	15年間、その後は通告して1年を経過するまで	同 左	同 左
対象とされる渡り鳥	190種 あほうどり、みずなぎどり、おおはくちょう、まがも、まがも、おじろわし、たしぎ等	66種 かつおどり、めだいちどり、きあじさし、あじさし、ぐんかんどり、つばめ等	237種 まがも、こはくちょう、こがも、おおわし、いそしぎ、ゆりかもめ、つばめ、よたか等
主な内容	1. 渡り鳥の保護等の規制 2. 絶滅のおそれのある鳥類の保護 3. 資料の交換等 4. 環境の保護	1. 渡り鳥の捕獲等の規制 2. 絶滅のおそれのある鳥類の保護 3. 資料の交換等 4. 環境の保護	1. 渡り鳥の捕獲等の規制 2. 資料の交換等 3. 環境の保護

(2) 多国間条約

・ラムサール条約

国際的に重要な水鳥の生息地や渡来地である湿原を各国が協力して保護することが目的である。

1971年(昭和46年)にイランのラムサールにおいて条約案を作るための会議が開かれ、一般にはラムサール条約とよばれているが、正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」である。

条約に加盟した場合、その国が責任をもって守る国際的に重要な湿地を1か所以上指定しなければならない(登録湿地)。また、湿原の適切な管理、調査研究、人材の育成などが義務づけられている。

・ワシントン条約

絶滅のおそれのある動植物を保護するため、国際協力により輸出、輸入等の商業取引を規制しよう

とする条約である。絶滅の心配される動植物の状況により、商業取引が規制され、剥製、毛皮などその製品に至るまで対象となる。

条約の名称は「野生の動物および植物で絶滅のおそれのある種の国際取引に関する条約」である。

1972年(昭和47年)ストックホルムの人間環境会議で提唱され、1973年にアメリカのワシントンで条約締結の会議が開かれたことから、一般にワシントン条約とよばれている。

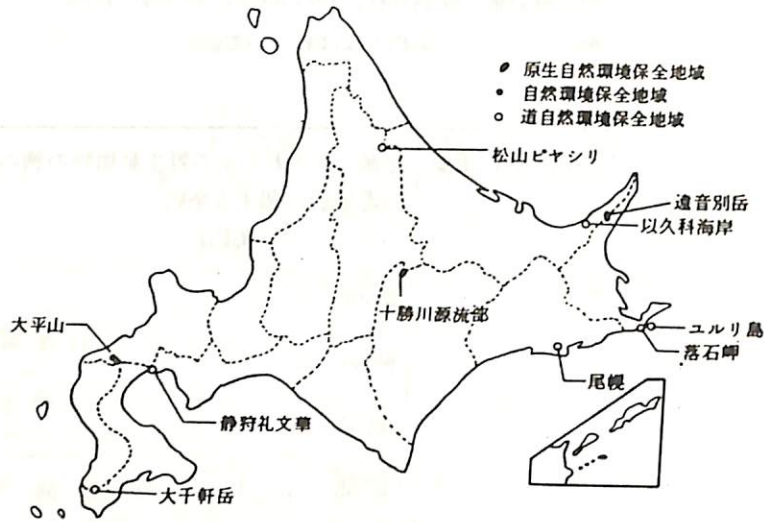
名 称	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (ラムサール条約)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約)
採択年月日	昭46. 2. 2	昭48. 3. 3
発効年月日	昭50. 12. 21	昭50. 7. 1
日本の加入年月日	昭55. 6. 17	昭55. 8. 6
日本の発効年月日	昭55. 10. 17	昭55. 11. 4
加入国数	31か国(昭57. 9. 4現在)	86か国(昭59. 1. 1現在)
主な内容	1. 湿地の指定等 (わが国では釧路湿原のクッチャロ太鳥獣保護区を登録している) 2. 湿地及び水鳥の保全	野生動植物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないよう、これらの種を保護するため、保護の必要性に応じて、野生動植物の種を3つの区分に分類し、輸出、輸入、再輸出、海からの持込みのそれぞれについて規制を行う。

注) 環境庁自然保護局鳥獣保護課調

6. 北海道における保護区等の状況

(1) 自然環境保全地域等

① 北海道の自然環境保全地域等の分布状況



注) 北海道生活環境部自然保護課調 (59年3月末現在)

② 北海道の自然環境保全地域等の指定概況 (昭和59年3月末現在)

(ka, %)

区分	指定数	面積	全道面積対比
原生自然環境保全地域	2	2,930	0.04
自然環境保全地域	1	674	0.01
道自然環境保全地域	7	3,690	0.05
計	10	7,294	0.09

注) 出典「昭和59年度北海道環境白書」(北海道)

③ 北海道の環境緑地保護地区等の指定概況 (昭和59年3月末現在)

(ka)

区分	指定数	面積
環境緑地保護地区	106	3,940
自然景観保護地区	32	18,007
学術自然保護地区	22	723
計	160	22,670

注) 出典「昭和59年度北海道環境白書」(北海道)

④ 北海道の自然環境保全地域等の指定状況

原生自然環境保全地域

昭和59年4月1日現在 (ka)

名称	指定年月日	土地所有別面積				特色
		計	国有地	公有地	私有地	
十勝川源流部	昭和52.12.28	1,035	1,035	0	0	北海道においても残存の少なくなっているエゾマツ・トドマツ林の原生林の地域
遠音別岳	昭和55.2.4	1,895	1,895	0	0	北海道東端の知床半島の遠音別岳一帯のハイマツを主体とした高山性植生を有する地域

自然環境保全地域

昭和59年4月1日現在 (ka)

名称	指定年月日	土地所有別面積				特色
		計	国有地	公有地	私有地	
大平山	昭和52.12.28	674	674	0	0	北限に近いブナ林、石灰岩植生、高山性、亜高山性植生等貴重な種類と豊かな植物相の見られる地域

道自然環境保全地域

昭和59年4月1日現在 (ka)

名称	指定年月日	土地所有別面積				特色
		計	国有地	公有地	私有地	
計		3,690	261	2,979	450	
大千軒岳	昭和51.5.21	604	0	604	0	矮生なダケカンバ、ミヤマハンノキのほかシラタマノキ、チシマキンレイカなどの高山植生、亜高山植生からなる、道南における代表的な山岳風衝草原の地域
静狩礼文華	昭和51.5.21	495	7	488	0	道南において代表的な針広混交林と海蝕崖の地域
松山ピヤシリ	昭和51.5.21	1,882	0	1,882	0	アカエゾマツ林などをもつ、道北における代表的な山岳性の高層湿原の地域
以久科海岸	昭和51.5.21	126	121	5	0	ハマナス、エゾスカシユリ、エゾニユウ、ハマフウロなどからなる、オホーツク海岸における代表的な海岸草原の地域
尾幌	昭和51.5.21	283	0	0	283	トドマツを主体とする針広混交林で道東の太平洋岸における代表的な天然林の区域
落石岬	昭和51.5.21	133	133	0	0	周囲をアカエゾマツ林で囲まれている湿原で、我が国で唯一のサカイツツジが自生する地域
ユルリ島	昭和51.5.21	167	0	0	167	離島の台地上の湿原、海鳥集団繁殖地等として特異な自然の地域

環境緑地保護地区等

昭和59年4月1日現在 (ka)

名称	箇所数	土地所有別面積				特色
		計	国有地	公有地	私有地	
計	160	22,670	9,282	5,249	8,139	
環境緑地保護地区	106	3,940	761	1,950	1,229	市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区
自然景観保護地区	32	18,007	7,827	3,283	6,897	良好な自然景観地として保護することが必要な地区
学術自然保護地区	22	723	694	16	13	学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区

注) 出典「昭和58年度北海道林業統計」(北海道)

⑤ 全国の都道府県自然環境保全地域の指定状況

区分 都道府県	カ所数		面積 (ha)		面積の土地所有別内訳					
	保全地域	うち特別地区	保全地域	うち特別地区	国有地		公有地		民有地	
					保全地域	うち特別地区	保全地域	うち特別地区	保全地域	うち特別地区
1 北海道	7	7	3,689.67	713.79	260.74	82.92	2,979.15	569.44	449.78	61.43
2 青森	9	9	1,230.17	1,083.09	1,190.99	1,054.27	22.10	22.10	17.08	6.72
3 岩手	12	8	2,157.15	455.96	465.35	242.36	165.00	63.00	1,526.80	150.60
4 宮城	13	6	16,790.85	501.77	2,811.43	340.19	1,744.56	154.00	12,234.86	7.58
5 秋田	13	9	680.43	343.21	280.79	279.99	212.23	45.55	187.41	17.67
6 山形	5	5	5,105.96	2,181.75	4,372.74	2,172.12	0.73	0.73	732.49	8.90
7 福島	47	31	4,867.41	1,693.42	2,189.97	1,239.16	1,227.29	204.09	1,450.15	250.17
8 茨城	31	13	620.90	74.40	130.81	60.94	71.98	0	418.11	13.46
9 栃木	23	4	3,937.27	304.42	309.42	304.42	874.35	0	2,753.50	0
10 群馬	26	17	5,327.21	3,349.69	3,829.00	2,814.57	363.29	1.80	1,134.92	533.32
11 埼玉	16	7	518.24	150.87	0.17	0	11.50	6.00	506.57	144.87
12 千葉	6	4	926.72	174.86	291.15	143.63	67.93	0	567.64	31.23
13 東京都	1	1	396.53	341.46	0	0	176.63	121.56	219.90	219.90
14 神奈川県	67	0	10,824.50	0	626.50	0	5,335.40	0	4,862.60	0
15 新潟	20	14	2,000.22	1,198.40	1,049.93	955.51	683.23	96.67	267.06	146.22
16 富山	9	7	611.66	100.15	15.99	9.14	84.80	30.92	510.87	60.09
17 石川	7	4	1,050.50	938.00	811.50	811.50	201.20	91.70	37.80	34.80
18 福井	2	2	273.12	169.92	162.12	162.12	0	0	111.00	7.80
19 山梨	13	0	2,144.33	0	3.23	0	2,089.71	0	51.39	0
20 長野	4	4	737.81	725.11	713.56	713.56	4.79	4.79	19.46	6.76
21 岐阜	16	15	2,956.87	1,918.56	1,760.56	1,578.68	21.95	4.92	1,174.36	334.96
22 静岡県	5	5	5,033.00	1,881.00	1,465.00	982.00	908.00	612.00	2,660.00	287.00
23 愛知	10	8	126.50	41.40	0	0	62.78	20.96	63.72	20.44
24 三重	4	3	458.60	238.20	11.30	8.20	350.30	228.80	97.00	1.20
25 滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 大阪	1	1	14.32	14.32	0	0	0	0	14.32	14.32
28 兵庫県	16	0	398.30	0	40.00	0	0	0	358.30	0
29 奈良	1	1	92.10	92.10	0	0	88.46	88.46	3.64	3.64
30 和歌山	8	8	330.53	298.47	314.71	282.79	0.59	0.59	15.23	15.09
31 鳥取	7	7	66.40	60.40	0	0	1.40	1.40	65.00	59.00
32 島根	4	4	160.11	90.67	0	0	72.89	44.80	87.22	45.87
33 岡山	2	0	66.04	0	0.39	0	62.02	0	3.63	0
34 広島	26	24	2,048.37	1,239.71	316.02	284.09	207.73	144.63	1,524.62	810.99
35 山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島	2	2	39.00	22.50	2.00	2.00	0	0	37.00	20.50
37 香川	4	4	88.02	83.53	0	0	0.56	0.05	87.46	83.48
38 愛媛	2	2	1,914.37	453.03	211.34	50.74	652.93	126.45	1,050.10	275.84
39 高知	1	1	4.70	4.70	0	0	0	0	4.70	4.70
40 福岡	4	4	134.11	125.21	0	0	41.41	32.71	92.70	92.50
41 佐賀	1	1	121.00	8.00	0	0	16.92	3.92	104.08	4.08
42 長崎	14	5	726.72	130.00	25.50	0	368.77	130.00	332.45	0
43 熊本	5	5	157.95	125.19	26.71	26.71	0	0	131.24	98.48
44 大分	4	4	13.36	10.12	0	0	3.90	3.90	9.46	6.22
45 宮崎	2	2	183.97	183.97	183.97	183.97	0	0	0	0
46 鹿児島	2	1	229.00	113.00	113.00	113.00	116.00	0	0	0
47 沖縄	10	6	794.63	86.54	2.30	2.30	792.33	84.24	0	0
合計	482	265	80,048.62	21,720.89	23,988.19	14,900.88	20,084.81	2,940.18	35,975.62	3,879.83

(昭和59年3月末現在、環境庁自然保護局調)

⑥ 北海道の環境緑地保護地区等の指定状況

番号	名称	種類	位置	特徴	備考
1	ペケケ湖	環境緑地	札幌市藤路	ベケレット沼、河畔林、水生植物、野鳥	
2	柏ヶ丘	"	" 真駒内	環境緑地としての樹林地、野鳥	
3	藤の沢	"	" 藤野	同上	
4	白旗山	"	" 有明	同上	
5	手稲山	自然景観	" 手稲金山 他	手稲連峰とこれを彩る針広混交林、各所のカンパ純林、小流	
6	大地	学術自然	" 大谷地	コナラ北限地の美林	
7	屯田村	環境緑地	江別市元野幌	環境緑地としての樹林地	
8	赤坂	"	" "	同上	
9	中野園	"	小樽市清水町	同上	
10	住吉神社	"	" 住ノ江2丁目	同上	
11	奥沢水源地	自然景観	" 天神2丁目	水源地、広葉樹二次林、野鳥	
12	王子小樽山林	"	" 見晴町 他	奥手稲山、春香山の眺望、広葉樹林	
13	手稲山口	環境緑地	札幌市手稲山口 他	山口運河河畔のニセアカシヤ、ポプラ	
14	手稲福井	"	" 手稲福井	環境緑地としての樹林地、野鳥	
15	盤溪	"	" 盤溪	同上	
16	道庁本庁舎前庭	"	" 北2西5 他	同上	
17	知事公館前庭	"	" 北1西15	同上	
18	西野岡	"	" 西岡 他	同上 西岡水源地	
19	下野幌	"	" 下野幌	同上	
20	八剣山	自然景観	札幌市国有林定山溪事業区	特異な岩峰を呈する八剣山、広葉樹林、野鳥	
21	鳥帽子岳	"	" "	鳥帽子岳、百松沢山、神威岳の山並、広葉樹林、野鳥	
22	春香山	"	" "	春香山、広葉樹林	

23	定山溪天狗山	自然景観	札幌市国有林定山溪事業区	特異な岩峰を呈する天狗山
24	余市の岳	"	"	余市岳、白井岳、朝里岳の山岳景観、ダケカンパシ林、高山植物
25	西の里	環境緑地	広島町字西の里	環境緑地としての樹林地
26	富ヶ岡	"	" 字富ヶ丘	同上
27	南里	"	" 字南里 他	同上
28	島松	"	" 字島松	同上
29	榎山	学術自然	広島町国有林札幌事業区	都市近郊天然生トドマツ純林
30	原々種農場	"	" 字西の里国有林	野幌台地の原植生としての針広混交林
31	赤岩山	環境緑地	小樽市国有林札幌事業区	環境緑地としての樹林地
32	小樽苗畑	"	"	同上
33	張碓	"	小樽市新光町 他	同上
34	小樽天狗山	自然景観	" 国有林札幌事業区	天狗山、広葉樹林
35	亀田市松並木	環境緑地	函館市国道敷	アカマツ並木(箱館奉行所時代植栽)
36	七飯町松並木	"	七飯町国道敷	同上
37	浮島	"	北檜山町字愛知	環境緑地としての樹林地、大沼に漂う浮島、ヨシ群落、野鳥
38	緑ヶ丘	"	北見市緑ヶ丘 他	環境緑地としての樹林地
39	南ヶ丘公園	"	置戸町字置戸	同上
40	日高種畜牧場	"	浦河町字西舎番外地	同上
41	八木の屋敷	"	新冠町字高江	同上
42	嵐山	学術自然	芽室町坂の上13線	美生川沼のムラサキツツジ群落
43	新嵐山	"	" 茨山7線	ヤチハシノキ、ミズバシヨウ群落
44	上野松の沼	環境緑地	厚真町字上野	環境緑地としての樹林地
45	桜丘	"	" 字桜丘	同上 アカマツ、桜の並木
46	厚真ダム	自然景観	" 字幌内	厚真ダム湖水美、湖岸の広葉樹林、湿生植物、野鳥
47	長和	環境緑地	伊達市長和町 他	環境緑地としての樹林地

48	北松	環境緑地	伊達市北黄金町	環境緑地としての樹林地
49	黄ヶ枝	"	" 松ヶ枝町	同上
50	善光寺	"	" 有珠町	同上
51	紋別川	"	" 乾町 他	同上
52	伊達市開拓記念館	"	" 梅本町	同上
53	気仙川	"	" 南黄金町	同上
54	南黄金	"	" "	同上
55	稀府岳	自然景観	伊達市字幌美内 他 国有林室蘭事業区	稀府岳、広葉樹天然林
56	中登別	"	登別市中登別町	広葉樹林
57	鶯別岳	学術自然	室蘭市他 国有林室蘭事業区	鶯別岳山頂部の高山植物
58	栗林山	環境緑地	室蘭市本輪西町2丁目	環境緑地としての樹林地
59	陣屋	"	" 陣屋町 他	同上
60	神代町	"	" 神代町 他	同上
61	白鳥台	"	" 石川町	同上
62	本輪西	"	" 本輪西町5丁目 他	同上
63	水元	"	" 水元町 他	同上
64	トッカリシヨ	自然景観	" 御前水2丁目 他	海蝕崖と崖台上の矮生広葉樹および海岸草原
65	糸井	環境緑地	苫小牧市字糸井	環境緑地としての樹林地
66	勇弘川	学術自然	" 字明野 他	勇弘川流域の湿生植物と野鳥
67	亮昌寺	環境緑地	虹田町字清水	環境緑地としての樹林地
68	陣川	"	函館市陣川町	環境緑地としての樹林地、野鳥
69	征流	自然景観	" 水元町 他	広葉樹林一部トドマツ、スギ人工林、笹流貯水池の景観美
70	袴腰岳	"	大森町道有林函館経営区	袴腰岳、高山植物、高山性低木、湿生草原
71	館野	環境緑地	上磯町字館野	環境緑地としての樹林地、野鳥
72	戸切地	自然景観	" 字戸切地 他	広葉樹林と一部スギ等の人工林美、野鳥

73	仁	山	自然景観	七飯町字仁山	広葉樹林と一部スギ等の人工林美、野鳥
74	横	津	"	" 字東大沼 他	横津岳、高山植物、高山性低木、湿生草原、野鳥
75	大	千	学術自然	福島町 国有林木古内事業区	大千軒周辺生息のオシマリスとアイヌキヌオカムシ
76	松	城	"	松前町字松城	桜園（全国各地の桜を植栽）
77	西	館	"	" 字西館	同上
78	博	多	"	" 字博多	モウソウチク
79	小	林	環境緑地	札幌市白石区厚別町下野幌	環境緑地としての樹林地
80	西	島	"	恵庭市西島松	同上
81	下	島	"	" 下島松	同上
82	豊	栄	"	" 大町	同上
83	噴	出	"	京極町字川西	同上 湧水池
84	志	文	学術自然	岩見沢市志文町	石狩川沖積平野の平地部における原生林のおもかげを残す天然林
85	江	別	環境緑地	江別市国鉄道敷地（大麻～江別）	環境緑地としての樹林
86	神	岡	"	旭川市神居町神岡及び神居	同上
87	富	沢	"	" 神居町富沢及び雨粉	同上
88	台	場	"	" 神居町台場	同上
89	九	十	"	士別市字士別	同上
90	旭	東	"	名寄市旭東	同上
91	砺	波	"	" 砺波	同上
92	忠	烈	自然景観	風連町字池の上	忠烈布貯水池及びこれを囲む針広混交林、多くの野鳥、水鳥
93	射	的	環境緑地	剣淵町字剣淵原野	環境緑地としての樹林
94	剣	淵	"	" 字北剣淵兵村	同上
95	ペ	ソ	"	下川町字上名寄	同上 野鳥
96	中	川	"	中川町字中川	同上
97	水	光	"	帯広市東10条 他	環境緑地としての樹林、広葉樹大径木、水鳥

98	帯	広	社	環境緑地	帯広市東2条 他	環境緑地としての樹林
99	帯	広	農	"	" 稲田町西一線	同上
100	岩	内	仙	自然景観	" 岩内町	岩内川の溪谷及び周辺の広葉樹林
101	拓	成	成	学術自然	" 拓成町	ミスバショウウ群落地
102	新	田	の	環境緑地	幕別町新町	環境緑地としての樹林
103	豊	岡	岡	"	" 字豊岡	同上
104	糠	内	内	"	" 字糠内	同上
105	新	田	牧	自然景観	" 字新和	牧場風景と台致したカンワ、ミスナラの大径木を主体とする広葉樹林
106	チ	ャ	ン	環境緑地	本別町大字本別村字ヒリベツ	環境緑地としての樹林
107	更	別	別	"	更別村字更別	同上
108	大	通	り	"	芽室町本通り8丁目	同上
109	西	士	狩	学術自然	" 西士狩北5線	エゾムラサキツツジ生育地
110	音	更	神	環境緑地	音更町字下音更基線	環境緑地としての樹林
111	清	水	谷	"	上士幌町字上士幌	同上
112	大	勝	神	"	清水町字熊牛	同上
113	羊	古	志	自然景観	新得町字新得 他	佐幌川の溪流と周辺の樹林
114	足	寄	寄	学術自然	足寄町大字足寄村字足寄	エゾムラサキツツジ群落地
115	向	陽	陽	環境緑地	網走市字向陽	環境緑地としての樹林
116	天	都	山	"	網走市字天都山	同上
117	ヤ	ソ	シ	自然景観	紋別市小白ヤソシ沼	ヤソシ沼及び周辺の広葉樹林、野鳥
118	コ	ム	ケ	"	" 沼の上 他	大小3つのコムケ湖及びポソ沼と海浜、潮生及び荒原性植物
119	シ	ブ	ノ	"	" 沼の上 他	シブノツナイ沼及び周辺の広葉樹林、海浜湿生植物群落（湧別町140Ma）
120	美	瑛	富	環境緑地	美幌町字美瑛	環境緑地としての樹林
121	美	富	富	"	" 字美富	同上
122	共	和	和	"	律別町字共和	同上

123	ウ	ト	ロ	崎	学術自然	斜里町ウトロ崎	ミヤマビヤクシン生育地
124	宮	前		環境緑地	遠軽町宮前町 他	環境緑地としての樹林	
125	緑	町		〃	湧別町緑町	同上	
126	西	興	部	〃	西興部村字上藻	同上	
127	留	萌	社	〃	留萌市宮園町4丁目	同上	
128	千	望	台	〃	〃 見晴町 他	同上	
129	幌	糠	社	〃	〃 大字留萌市字幌糠	同上	
130	峠		下	自然景観	〃 大字留萌村字峠下	広葉樹天然林	
131	緑	ヶ	丘	環境緑地	苫前町字古丹別	環境緑地としての樹林	
132	大		沼	自然景観	稚内市大字声間村字声間原野 他	沼及び周辺の湿地、灌木類	
133	メ	グ	沼	〃	稚内市大字声間村字声間原野 他	同上	
134	村	山	林	環境緑地	枝幸町字ウスタイベ 他	環境緑地としての樹林	
135	浜	頓	の	学術自然	浜頓別町字浜頓別原野	カシワ、ミズナラ、モンゴリナラ等よりなる北オホーツク海岸林	
136	日	進	小	校	環境緑地	環境緑地としての樹林	
137	鳥	通		学術自然	釧路市浦見2丁目	カタササシジョウウオ産卵地	
138	幌	萌		自然景観	羅臼町幌萌町	幌萌川及び周辺の広葉樹二次林	
139	八	十	ヶ	所	〃	八十八ヶ所の霊場、広葉樹林、桜	
140	岩	見	沢	社	環境緑地	環境緑地としての樹林	
141	豊		里	〃	北村字豊里	同上	
142	玉		川	〃	北檜山町字丹羽	同上	
143	相	沼	湖	自然景観	熊石町字泉登、相沼川河川敷地	相沼湖とその周辺樹林地の良好な自然景観	
144	上	美	唄	学術自然	美唄市字上美唄2208	湿生植物群落地	
145	月	ヶ	湖	〃	月形町字当別原野、字知来乙 他	同上	
146	不	動	の	滝	自然景観	栗山町字南角田、字御園 他	不動の滝とその周辺樹林地の良好な自然景観
147	栗	沢	神	社	環境緑地	栗沢町幸穂町12の1	環境緑地としての樹林

148	砺	波	神	社	環境緑地	栗沢町字砺波83~85	環境緑地としての樹林	
149	維		文		〃	鷹栖町3748の1の一部	同上	
150	蓬		来		〃	愛別町字本町347・348	同上	
151	西	神	桑		〃	旭川市神桑町千代ヶ岡	同上	
152	北	限	の	ス	学術自然	羽幌町字上築387の一部	日本の最北端のスギの人工林	
153	羽	幌	神	社	環境緑地	羽幌町南大通の一部・他	環境緑地としての樹林	
154	訓	子	府	神	社	〃	訓子府町字訓子府	同上
155	有		珠		〃	伊達市有珠町	同上	
156	ノ	ブ	ト		〃	厚真町字上野387	同上	
157	静	内	神	社	〃	静内町字御幸町	同上	
158	歌	笛	神	社	〃	三石郡三石町字歌笛	同上	
159	勢		雄		学術自然	更別村字勢雄433の2の一部	十勝坊主(植物性構造土)の群落地	
160	摩		周		環境緑地	弟子屈町字弟子屈419の1の一部	環境緑地としての樹林	

注)北海道生活環境部自然保護課調

⑦ 北海道の記念保護樹木の指定状況

番号	名 称	位 置	樹 種	由 来
1	篠路の公孫樹	札幌市篠路町上篠路 226	イ チ ョ ウ	篠路開拓記念木
2	善光寺の銀杏	伊達市字有珠 124	イ チ ョ ウ	善光寺の歴史を示す樹木
3	寺島の銀杏	伊達町字末永 7	イ チ ョ ウ	西南の役従軍記念木の保護
4	誉の水松	白老町字白老 596	イ チ イ	明治天皇巡幸に由来する樹木
5	三本杉	伊達町字有珠 124	ス ギ	善光寺の歴史を示す樹木
6	伊達の楡	〃 字舟岡 143	ハ ル ニ レ	「百叩きの樹」として親しまれている樹木
7	石割桜	〃 字有珠 124	エゾヤマザクラ	鷲州上人に由来する樹木
8	老三樹	洞爺村字洞爺	サハク ク ラ リ ギ ワ	洞爺の開拓移住記念木
9	真駒内のナラ	札幌市真駒内泉町 3 丁目	ミズナラ	真駒内種畜場当時から温存された樹木
10	野坂の黒松	〃 菊水元町 129	ク ロ マ ツ	白石の開拓記念木
11	小金湯桂不動	〃 小金湯 26	カ ツ ラ	小金湯温泉の歴史を示す樹木
12	精進川のはしどい	〃 真駒内 17	ハ シ ド イ	精進川沿ハシドイのうち最もすぐれた樹木
13	赤だもの一本木	石狩町大字生振村 691-1	ハ ル ニ レ	生振の開拓記念木
14	夫婦銀杏	小樽市桜 1 丁目 3-8、5-1	イ チ ョ ウ	雌雄一対で生育して珍重される樹木
15	恵美須神社の桑	〃 祝津 3 丁目 161	ヤマグワ	神木として敬愛されている樹木
16	さいかちの樹	余市町富沢町 14-4	サイカチ	本道では珍しい樹木
17	泊の神木	泊村大字盃村字寺町 431	ハ ル ニ レ	鯨漁に由来する神木
18	三の原のあかだも	留寿都村字三の原	ハ ル ニ レ	アイヌの伝説に由来する御神木
19	黒松内の杉	黒松内町字白井川 3 の 1	ス ギ	白井川の開拓記念木
20	高田屋の松	函館市青柳町 17	ク ロ マ ツ	「鶴亀の松」として親しまれている樹木
21	函館八幡宮の樺	〃 谷地頭町 2	ケ ヤ キ	五稜郭に由来する樹木
22	栃木連理木	〃 石倉町 155	トチノキ	「とちのきさん参り」として親しまれている樹木
23	瑞石神社の杉	上磯町字三ツ石 173	ス ギ	御神木として敬愛されている樹木

24	栗原邸の大椿	木古内町字泉沢 189	ツバキ	木古内の歴史を示す樹木
25	意富比神社の水松	大野町字本町 16 の 1	イチイ	大野町の開拓記念木
26	文月神社の杉	〃 字文月 116	スギ	大野町文月の開拓記念木
27	大郷寺の公孫樹	〃 字本郷 16 の 1	イチョウ	本郷の歴史を示す樹木
28	とのみの松	森町字御幸町 112	クロマツ	明治天皇の行幸に由来する樹木
29	拝領御所の松	八雲町字落部 332	アカマツ	大正天皇御成婚に由来する樹木
30	ベップトのカシワ	穂別町字穂別 119	カシワ	穂別小学校の歴史を示す樹木
31	早来のドングリ	早来町大町 41	ミズナラ	早来小学校の歴史を示す樹木
32	早来のカラマツ	〃 大町 95	カラマツ	早来の開拓記念木
33	早来のカシワ	〃 大町 95	カシワ	同上
34	法華寺の槻 法華寺の椿	江差町字本町 71	ケヤキ ツバキ	松前藩主が布教の礎として植栽した樹木
35	見出の笠松	厚沢部町本町 132 の 3	アカマツ	道中の見出し及び休息地として利用された樹木
36	志文小学校のハルニレ	岩見沢市志文町 161	ハルニレ	岩見沢市の開拓記念木
37	美深町教育	美深町字西 1 条北 2 丁目	ハルニレ	美深町の教育発祥地の記念木
38	神森の赤松	静内町字神森 160	アカマツ	静内町の開拓記念木
39	観音山の御神木	様似町潮見台 1	カシワ	御神木として敬愛されている樹木
40	屯田兵の桑並木	厚岸町大字太田五の通り 2、4	ヤマグワ	屯田兵村開拓記念木
41	下頓別のハルニレ	浜頓別町字頓別原野 2931 の 1	ハルニレ	浜頓別町の開拓記念木
42	清住の赤松	伊達市清住町 127 の 1	アカマツ	伊達市開拓記念木
43	末永の楡	〃 末永町 228	ヒノキ	同上
44	弄月のサイカチ	〃 弄月町 191	サイカチ	同上
45	松ヶ枝のサイカチ	〃 松ヶ枝町 95	サイカチ	同上
46	北稀府の赤松	〃 北稀府町 144	アカマツ	同上
47	幌内神社のエゾイタヤ	厚真町字幌内 616	エゾイタヤ	厚真町の開拓記念木
48	ホロニレ	〃 字幌里 155-2-3	ハルニレ	同上

49	大久保の栗	豊浦町字舟見町 84	ク	リ	豊浦町の開拓記念木
50	荒神神社の松	知内町字元町	ク	ロマツ	仙台藩の松前鉄之助が奉納したといわれる樹木
51	姥杉	〃 字元町	ス	ギ	神木として敬愛されている樹木
52	雷公神社の杉	〃 字上雷	ス	ギ	雷公神社の歴史を示す樹木
53	神木の杉	福島町字吉野 437	ス	ギ	神木として敬愛されている樹木
54	白符神社の杉檜	〃 字白符 544	スギ、ヒノキ	同 上	
55	乳房檜	〃 字福島 219	ヒ	ノキ	同 上
56	松前の水松	松前町字松城 328	イ	チイ	松前家藩公歴代墓所の菩提樹
57	松前の銀杏	同 上	イ	チウ	同 上
58	松前の大樺	松前町字松城 329	ケ	ヤキ	同 上
59	血脈桜	〃 字松城 303	サ	クラ (ナデン)	乙女と血脈にまつわる伝説に由来する樹木
60	狩場神社のグイマツ	〃 字上川 161	グ	イマツ	色古丹より持ち帰り当神社に献樹したものといわれる樹木
61	恵庭市庁舎前庭	恵庭市京町 1	イ	チイ	庁舎落成を記念して植栽された樹木
62	当別町開拓記念	当別町字東小川通 1119-2	イ	チイ	当別町の開拓記念木
63	青山の水松	〃 字青山奥 5352	イ	チイ	神木として敬愛されている樹木
64	清隆寺の千島桜	根室市松本町 2 丁目 2	チ	シマザクラ	国後島より移植されたといわれる樹木
65	逆さ水松	上ノ国町字桂岡 53	イ	チイ	神木として敬愛されている樹木
66	縁結びの桂	国有林乙部事業区 453へ	カ	ツラ	縁結びの神木として敬愛されている樹木
67	荷卸の松	北檜山町字西丹羽 488-11	イ	チイ	北檜山町の開拓に由来する樹木
68	台場開拓	旭川市神居町台場 405	イ	チイ	開拓当時から自生する樹木
69	永山開拓	旭川市永山町 13 丁目 67	ド	ロノキ	屯田兵入植の記念木
70	祖神の松	士別市ヲウエンベツ 1287-1	イ	チイ	山の守神として敬愛される樹木
71	下川小学校開校	下川町字名寄原野 3505-1	ハ	ルニレ	下川小学校の歴史を示す樹木
72	剣淵町開拓	剣淵町字南剣淵兵村 776-1	ヤ	チダモ	屯田兵の集合目標だった樹木
73	名寄開拓	名寄市字曙 1	ハ	ルニレ	名寄開拓発祥の記念木

74	栄公園ポプラ	帯広市西 5 南 9 - 1 - 9	ポ	プラ	市内最大のポプラとして親しまれている樹木
75	士幌小学校開校	士幌町字士幌西 2 線 162	シ	ダレヤナギ	士幌小学校の歴史を示す樹木
76	本別開拓	本別町大字本別村字足寄太基線 2	ハ	ルニレ	本別の開拓記念木
77	開進のカラマツ	大樹町字開進	カ	ラマツ	十勝地方のカラマツのうち最も古い樹木
78	藻別のナラ	紋別市藻別 297	ミ	ズナラ	藻別の開拓記念木
79	日進小学校のサンナシ	釧路市浦見 2 丁目 35	サ	ンナシ	学校美化記念木として親しまれてきた樹木
80	鳥取神社のアカダモ	〃 北斗 2 - 318	ハ	ルニレ	鳥取士族入植ゆかりの樹木
81	仙鳳寺の双龍杉	釧路村字仙鳳趾 21-2	ス	ギ	仙鳳寺開堂の記念木
82	弟子屈小学校のハルニレ	弟子屈町字弟子屈 265	ハ	ルニレ	児童、住民に親しまれている樹木
83	弟子屈小学校のイタヤカエデ	〃	イ	タヤカエデ	同 上
84	報国寺のアカマツ	厚岸町大字太田村字太田東 17.18.19	ア	カマツ	屯田兵入植の記念木
85	浄覚寺龍頭の松	浜頓別町字頓別 154-440	イ	チイ	アイヌの伝説に由来する樹木
86	言問の松	豊富町字上サロベツ 916-6	イ	チイ	兜沼の添景木として親しまれている樹木
87	岩見の一本松	苫前町字岩見 488	イ	チイ	岩見の開拓記念樹木
88	千年の水松	羅臼町幌萌町 5	イ	チイ	旅行者の目標樹として親しまれている樹木
89	七飯の一本栗	七飯町字大川 306-2	ク	リ	伝説にまつわる一本栗として敬愛されている樹木
90	義経神社の栗	平取町本町 120 の 1	ク	リ	源義経が植えたといわれる樹木
91	長葉川柳	美唄市光珠内町	ヤ	ナギ	美唄市の開拓記念木
92	新十津川町開拓	新十津川町字中央 32-4	ハ	ルニレ	開拓以来住民に親しまれている樹木
93	砂川神社の水松	砂川市東 5 条南 4 丁目 4	イ	チイ	大正時代に移植され住民に敬愛されている樹木
94	市来知神社の赤松	三笠市宮本町 488	ア	カマツ	囚徒の手によって植栽された樹木
95	野幌小学校の赤松	江別市西野幌 252	ア	カマツ	西野幌の開拓記念木
96	八鉾杉	福島町字福島 228	ス	ギ	神木として敬愛されている樹木
97	稲荷神社のシナ	南茅部町字尾札部 72	シ	ナ	神木として敬愛されている樹木
98	覚王寺の銀杏	〃 字白尻 175	イ	チウ	信仰のシンボルとして敬愛されている樹木

③ 北海道の自然公園の指定状況

(昭和59年4月1日現在)

区分	公園の名称	指定年月日	土地所有区分別面積 (ha)				保護規制計画による地区・地域面積		
			国有地	公有地	私有地	計	特別保護地区	特別地域	普通地域
国立公園	阿寒	昭9.12.4	78,650	274	11,614	90,538	10,408	62,276	17,854
	大雪山	9.12.4	222,836	7,135	923	230,894	35,553	152,608	42,733
	支笏洞爺	24.5.16	89,917	6,875	1,540	98,332	2,592	54,989	40,751
	知床	39.6.1	37,373	487	1,871	39,731	19,673	20,058	-
	利尻礼文サロベツ	49.9.20	17,571	1,341	2,310	21,222	7,998	13,086	138
計			446,347	16,112	18,258	480,717	76,224	303,017	101,476
国立公園	網走	33.7.11	34,198	121	3,093	37,412	64	37,191	157
	大沼	33.7.11	5,103	1,368	2,382	8,853	399	8,446	8
	ニセコ積丹小樽海岸	38.7.24	9,479	7,477	2,053	19,009	298	17,775	936
	日高山脈襟裳	56.10.1	88,807	12,221	2,419	103,447	19,496	83,533	418
	計			137,587	21,187	9,947	168,721	20,257	146,945
道立自然公園	厚岸	30.4.19	6,559	10,136	4,828	21,523		19,985	1,538
	富良野芦別	30.4.19	34,522	393	841	35,756		31,292	4,464
	桧山	35.4.20	7,985	2,432	6,596	17,013		524	16,489
	恵山	36.6.1	536	1,139	962	2,637		2,637	-
	暑寒別	37.4.10	17,626	23,692	780	42,098		39,850	2,248
	野付風蓮	37.12.27	9,142	2,033	517	11,692		11,436	256
	天売焼尻	39.2.10	369	376	334	1,079		616	463
	松前矢越	43.5.15	1,132	659	261	2,052		2,052	-
	北オホーツク	43.5.15	805	1,740	1,382	3,927		3,927	-
	野幌森林公園	43.5.15	1,609	311	133	2,053		1,913	140
道立自然公園	狩場茂津多	47.6.23	21,480	758	409	22,647		22,601	46
	朱鞠内	49.4.30	7,080	3,018	3,666	13,764		12,770	994
	天塩岳	53.1.6	7,977	1,392	-	9,369		9,369	-
	斜里岳	55.11.13	2,979	-	-	2,979		2,979	-
	計			119,801	48,079	20,709	188,589		161,951
合計			703,735	85,378	48,914	838,027	96,481	611,913	129,633

注) 北海道生活環境部自然保護課調

④ 北海道の自然公園の特性一覧

(昭和59年4月1日現在)

区分	公園名	指定年月日	面積 (ha)	主な特徴													
				火山	非火山性山地	火山性湖沼	非火山性湖沼	河川溪谷	湿原	海岸	島しょ	温泉	北方針葉樹林	温帯広葉樹林	針広混交林	高山植物等	野生鳥獣
国立公園	知床	昭39.6.1	39,731	○												○	
	利尻礼文サロベツ	49.9.20	21,222	○												○	
国立公園	阿寒	9.12.4	90,538	○												○	
	大支笏	9.12.4	230,894	○												○	
道立自然公園	網走	33.7.1	37,412			○											
	日高山脈襟裳	56.10.1	103,447														
	ニセコ積丹小樽海岸	38.7.24	19,009														
	大沼	33.7.1	8,853			○											
	北オホーツク	43.5.15	3,927														
	天斜	53.1.6	9,369														
	朱鞠内	55.11.13	2,979														
	天売焼尻	49.4.30	13,764														
	暑寒別	39.2.10	1,079														
	富良野	37.4.10	42,098														
	野付風	30.4.19	35,756														
	厚岸	37.12.27	11,692														
	野幌森林公園	30.4.19	21,523														
	狩場茂津多	43.5.15	2,053														
	山越	47.6.23	22,647														
松前	35.4.20	17,013															
恵山	36.6.1	2,637															
計			838,027														

注) 1. 北海道生活環境部自然保護課調 2. ○は、公園を特徴づける主な要素 3. ○は、同上のうち特にウエイトの高いもの。

⑤ 北海道の自然公園の特色等

(昭和59年4月1日現在) (4a)

公園区分	名称	指定年月日	土地所有別面積				主なる景
			計	国有地	公有地	私有地	
国立公園	阿寒国立公園	昭和9.12.4	90,538	78,650	274	11,614	霧琴山、カミイヌプリ、西別岳、硫黄山、マツカリスプリ、トニヌプリ、ヤマツクスプリ、木更岳、阿模岳、阿寒岳、阿寒富士、フツン山、フレベツ岳、延結路、摩周湖、阿寒湖、ペンケト、パンケト、オンネト
	大雪山国立公園	昭和9.12.4	230,894	222,836	7,135	923	旭岳、黒岳、月形岳、北嶺岳、比布岳、烏帽子岳、赤岳、白雲岳、鴨ヶ岳、史別岳、ユニ石狩岳、青翠山、石狩岳、トムラウ山、ニベツ山、ウベサシヤ山、十勝岳、上ホロカイトク山、下ホロカイトク山、富良野岳、摩周湖、然別湖、空見の池、硫黄湖
	支笏洞爺国立公園	昭和24.5.16	98,332	89,917	6,875	1,540	無意根山、空沼岳、札幌岳、奥岳、忠実岳、枝別岳、樽前山、フツン岳、徳島岳、有珠岳、丹頂山、オロロン山、昭和山、千鶴山、支笏湖、洞爺湖、倶多楽湖、オコタンベ湖、半月湖、橋湖
	知床国立公園	昭和39.6.1	39,731	37,373	487	1,871	知床岳、硫黄山、羅臼岳、羅臼湖、知床五湖
	利尻礼文サロベシ国立公園	昭和49.9.20	21,222	17,571	1,341	2,310	利尻山、礼文岳、姫岳、久穂湖、オタドリ湖、パンケ湖、ペンケ湖
計			480,717	446,347	16,112	18,258	
国定公園	大沼国定公園	昭和33.7.1	8,853	5,103	1,368	2,382	駒ヶ岳、砂原岳、大沼、小沼、専業沼
	網走国定公園	昭和33.7.1	37,412	34,198	121	3,093	網走湖、能取湖、佐呂間湖、湧母湖、湧釣湖、霧琴湖、リヤウ湖
	ニセコ積丹小樽海岸国定公園	昭和38.7.24	19,009	9,479	7,477	2,053	ニセコアンヌプリ、イワオヌプリ、チセヌプリ、岩内岳、日国内岳、雷電山、ワイスホルン、神仙岳、コックリ湖、大沼、長沼
	日高山脈帯国定公園	昭和56.10.1	103,447	88,807	12,221	2,419	剣山、身室岳、ペンケヌーン岳、チロロ岳、ヒバロ岳、幌尻岳、戸島別岳、エサオマントフタベ岳、礼内岳、カムイエウチカウ山、イドンナツ岳、コイカクシヤンナイ岳、ベラガリ岳、神威岳、野塚岳、業古岳、アボイ岳、豊根湖
計			168,721	137,587	21,187	9,947	
道立自然公園	富良野芦別道立自然公園	昭和30.4.19	35,756	34,522	393	841	芦別岳、夕雲岳、吉岡岳、鉢盛山、野花南嶺、斑座湖、村沢湖、シューバロ湖
	厚岸道立自然公園	昭和30.4.19	21,523	6,559	10,136	4,828	厚岸湖、火散布沼、霧散布沼
	松山道立自然公園	昭和35.4.20	17,013	7,985	2,432	6,596	
	恵山道立自然公園	昭和36.6.1	2,637	536	1,139	962	恵山、海向山
	暑寒別道立自然公園	昭和37.4.10	42,098	17,626	23,692	780	暑寒別岳、南暑寒岳、群別山、浜益御殿、雄冬山、天狗岳
	野付風蓮道立自然公園	昭和37.12.27	11,692	9,142	2,033	517	野付崎、風蓮湖、温根沼、長節湖
	天売尻道立自然公園	昭和39.2.10	1,079	369	376	334	
	北オホーツク道立自然公園	昭和43.5.15	3,927	805	1,740	1,382	クッチャロ湖、セケウニ沼、カムイト沼、ボン沼、飄風沼
	松前矢越道立自然公園	昭和43.5.15	2,052	1,132	659	261	
	道立自然公園 野幌森林公園	昭和43.5.15	2,053	1,609	311	133	瑠璃池
	狩場茂津多道立自然公園	昭和47.6.23	22,647	21,480	758	409	狩場山、大平山、スナフジ沼
	朱鞠内道立自然公園	昭和49.4.30	13,764	7,080	3,018	3,666	ピツリ山、朱鞠内湖、宇津内湖
天塩岳道立自然公園	昭和53.1.6	9,369	7,977	1,392	-	天塩岳、落着岳、ウエツリ岳	
斜里岳道立自然公園	昭和55.11.13	2,979	2,979	-	-	斜里岳、竜神池	
計			188,589	119,801	48,079	20,709	

注) 出典「昭和58年度北海道林業統計」(北海道)

温泉	地	観光施設	備考
阿寒湖温泉、野中温泉、雄阿寒温泉、川湯温泉、仁伏温泉、砂湯、池の湯、和琴温泉	美幌峠、洞北峠、ホッケの泥火山、イノアシ山群、双岳台、双湖台	砂湯及び和琴野営場、美幌峠展望所、阿寒湖及び双湖台展望所、阿寒湖群及び和琴野営場、硫黄山自然探勝路	1. 天然記念物 (1) 阿寒湖のマリモ (2) 和琴ミンミンゼミ発生地
層雲峡温泉、愛山温泉、勇駒別温泉、天人峡温泉、白金温泉、秋上温泉、鶴平温泉、然別湖温泉、十勝岳温泉、高原温泉、トムラウ温泉、菅野温泉、幌加温泉	丹衣の滝、銀河の滝、滝屋の滝、大沼、小沼、沼の原温泉、高岩ヶ岳、雲の平、五色ヶ原のけしき、大雪山、十勝スキー場	白雲荘、白雲荘、御岳荘、愛山溪ヒュッテ、愛山荘、黒岳、トムラウ山の各遊小屋、銀河の滝展望所、層雲峡博物館	1. 名勝 (1) 羽衣の滝 2. 天然記念物 (1) 大雪山 (2) 然別湖のオンシロコマ生息地
定山岳温泉、登別温泉、カールス温泉、北極温泉、洞爺湖温泉、丸駒温泉、オコタンベ温泉	中山峠、豊平峠、登別地獄谷、大沼湖、オロロン峠	無意根、樽前山、空沼冷水の各遊小屋、モーラツプ、オコタンベ、洞爺湖の各野営場、支笏湖、洞爺湖、アッタラ湖の各野営場、洞爺森林博物館、昭和山、資料館、登別観光ケーブル	1. 天然記念物 (1) 昭和山 (2) 後方千鶴山の高山植物帯 (3) 登別原始林 (4) 樽前山岩岩頂丘
岩尾別温泉、羅臼温泉、相白温泉	知床岬、羅臼間歇温泉、岩尾別湖	知床遊覧船	1. 天然記念物 (1) 羅臼の間歇泉
	桃岩、スコトン岬、礼文西海岸砂丘、仙法、御崎砂丘、サロベシ原野、稚内内砂丘	朝沼休憩所、桃岩展望所、見返台園地、利尻島自然休養林、サロベシ原生花園	1. 天然記念物 (1) 利尻島桃岩付近の野生植物 (2) 利尻島のチシマザラ目生地 (3) 稚内内砂丘砂丘林
山水温泉、留ノ湯温泉	鏡子口、地獄谷、日暮山	大沼ヒュッテ、小沼園地	
	大都山、原生花園、大観山、呼人湖、サロベシ砂州、能取湖、流氷、白鳥の渡来、水色草群落	女満別野営場、天都山展望所、女満別、呼人湖遊施設、網走湖畔、原生花園休憩所、網走水族館	1. 天然記念物 (1) 女満別原生植物群落 (2) 網走湖畔の草原群落 (3) 住呂間湖畔のツツクワの群落 2. 名勝 天都山、小清水海岸
昆布温泉、五色温泉、ニセコ高本温泉、山田温泉、新見温泉、朝日温泉	雷電海岸、ニセコスキー場、積丹半島、小樽海岸の断崖、ニンゲル	チセハウス、ニセコ山の家、小樽水族館	国史跡一忍路遺状列石 国史跡一フツベ別荘 道史跡一崎山ストーンサークル
	日勝峠、樺皮岬、ピョウタン湖、フンベの滝、百人岳	日勝峠園地、ピョウタン湖園地、樺皮岬休憩所、朝山荘、礼内ヒュッテ、ベテカリ山荘	1. 天然記念物 (1) アボイ岳高山植物群落 (2) 樺皮岬ゴウマツ目生地 (3) 沙流川源流原始林
島の下温泉	北の峰スキー場、十勝別谷、東大樹山	野花南嶺遊施設、ユウフレ遊小屋、桂沢湖畔園地、シューバロ湖畔園地	
	社嶺島、大黒島、霧多布草原、チンベのあやめ原、尻岬岬	北大嶽実験所、厚岸科学博物館、国泰寺、アイカッパ休憩所	1. 天然記念物 (1) 厚岸社嶺島の植物群落 (2) 霧多布泥炭形成植物群落 (3) 大黒島島鳥繁殖地
五層沢温泉、見市温泉	嶋島、無縁島、善岬、館岬、樺崎岬、馬玉山	嶋島海水浴場	1. 有形文化財 (1) 上ノ国上国寺本堂 (2) 国史跡上ノ国勝山館跡 (3) 上ノ国花沢館跡
磯谷温泉、大船下の湯、大船上の湯、水無温泉、原田温泉、川渡温泉	武井の島、日浦岬、恵山岬、恵山地獄現象	恵山園地、川渡公園	1. 天然記念物 (1) 恵山高山植物群落
	市電沼原、ペンケベタン峡谷、愛冠海岸、ルーラン海岸	暑寒荘、南暑寒荘	1. 天然記念物 (1) 市電沼高層温泉帯
	野付崎(尾信沼)、ハマナス群落、白鳥の渡来、春国岳	トドワラ園地、白鳥台	
	天売島西部断崖、オロロン島、鏡尻島イナイレ	雲雀ヶ岡公園、赤岩園地	1. 天然記念物 (1) 天売島島鳥繁殖地 (2) 鏡尻の自然林
	ベニヤ原生花園、ウスタイベ千畳岩、北見神威岬、流氷群、白鳥の渡来	帆かけスキー、クッチャロ湖遊施設及び休憩所、ウスタイベ千畳岩休憩所	道史跡一頼別クッチャロ湖畔堅穴群
知内温泉	海鏡岬、矢越岬、渡島小島、白神岬		1. 天然記念物 (1) オオミズナドリ繁殖地(大島) (2) 松前小島
	平地自然林、アオサギの繁殖地	林内自然探勝路、瑠璃池園地、大沢園地、北海道開拓記念館、北海道百年記念塔、北海道開拓の村	
千走温泉	泊川谷、飯俣谷、賢老の滝、海鏡岬、茂津多岬、弁慶岬	江の島海水浴場	
	釜ヶ淵谷、二重の滝	朱鞠内湖遊施設、湖畔展望台、弁天島園地	
	高山植物群落	山小屋	
	高山植物群落	山小屋	

⑥ 北海道における自然公園法等に基づく許認可の状況

区分	許 可						認 可						合 計			
	工作物の新增改築	木竹の伐採	土石の採取	高山植物の採取	その他	計	道路	園地	宿舎	野営場	スキー場	駐車場		運輸施設	索道	その他
54	562	33	54	12	104	765	44	12	46	9	8	5	2	2	9	137
55	534	31	59	7	138	769	57	17	34	9	6	3	3	2	10	141
56	506	32	59	5	98	700	65	15	41	8	15	8	0	2	15	169
57	591	32	55	14	103	795	67	13	42	4	15	3	3	2	14	163
58	555	43	73	16	134	821	70	19	40	5	12	5	5	1	6	163

注) 北海道生活環境部自然保護課調

⑦ 北海道の自然公園利用者の推移

種類	年度		(千人)											
	昭和25年	昭和26年	35	40	45	50	51	52	53	54	55	56	57	58
国立公園	3,337	5,736	18,641	25,050	26,356	22,549	23,051	25,261	24,608	24,666	25,742	25,004		
国定公園	-	718	7,195	10,539	11,005	10,411	10,709	12,231	11,325	11,921	12,500	11,827		
道立自然公園	200	799	4,078	8,463	8,479	8,492	9,105	9,145	9,513	8,424	8,454	8,954		
計	3,537	7,253	29,914	44,052	45,840	41,452	42,865	46,637	45,446	45,011	46,696	45,785		

注) 北海道生活環境部自然保護課調

⑧ 北海道の自然公園別利用者の推移

公園別		昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
合 計		(103) 44,202	(103) 45,446	(99) 45,011	(104) 46,696	(98) 45,785
国立公園	計	(105) 24,171	(102) 24,608	(100) 24,666	(104) 25,741	(97) 25,004
	支笏洞爺国立公園	11,453	11,595	11,308	11,644	11,876
	大雪山国立公園	4,968	4,878	4,657	4,903	4,811
	阿寒国立公園	5,572	5,452	5,198	5,192	5,262
	知床国立公園	1,270	1,576	2,459	2,763	1,680
	利尻礼文サロベツ国立公園	908	1,107	1,044	1,239	1,375
国定公園	計	(102) 10,886	(104) 11,325	(105) 11,291	(105) 12,501	(95) 11,827
	大沼国定公園	3,050	3,242	3,050	2,750	2,500
	ニセコ積丹小樽海岸国定公園	4,008	4,163	3,917	4,079	4,066
	網走国定公園	3,828	3,920	3,930	4,522	4,170
	日高山脈襟裳国定公園	-	-	1,024	1,150	1,091
道立自然公園	計	(100) 9,145	(104) 9,513	(89) 8,424	(100) 8,455	(106) 8,954
	天売焼尻道立自然公園	110	110	90	91	85
	暑寒別道立自然公園	917	722	628	676	634
	桧山道立自然公園	876	1,084	1,188	1,096	1,089
	恵山道立自然公園	762	750	747	742	697
	襟裳道立自然公園	1,019	1,206	-	-	-
	厚岸道立自然公園	706	803	780	824	896
	野付風蓮道立自然公園	331	371	408	413	442
	富良野芦別道立自然公園	1,964	2,140	2,314	2,362	2,465
	松前矢越道立自然公園	515	534	578	547	537
	北オホーツク道立自然公園	469	478	469	489	493
	野幌森林公園	967	805	723	710	1,147
	狩場茂津多道立自然公園	427	412	407	407	387
	朱鞠内道立自然公園	79	81	80	83	72
	天塩岳道立自然公園	3	4	3	6	5
	斜里岳道立自然公園	-	13	9	9	5

注) 1. () 内数字は対前年比
 2. 日高山脈襟裳国定公園の昭和56年度利用者数は、同年の襟裳道立自然公園利用者800千人を含む。
 3. 出典「昭和58年度北海道林業統計」(北海道)

(3) 鳥獣保護区等

① 北海道の鳥獣保護区の設定概況 (昭和59年3月末現在)

(ka)

鳥獣保護区別	鳥 獣 保 護 区		特 別 保 護 地 区	
	設 定 数	面 積	指 定 数	面 積
森林鳥獣生息地の保護区	227	195,005	97	8,600
大規模生息地の保護区	2	33,196	1	60
集団渡来地の保護区	18	45,295	10	15,237
集団繁殖地の保護区	7	2,091	6	1,389
誘致地区の保護区	47	3,409	-	-
特定鳥獣生息地の保護区	2	48,184	2	23,190
愛護地区の保護区	12	402	-	-
計	315	327,582	116	48,476

注) 1. 特別保護地区の数値は鳥獣保護区の数値の内数です。
2. 出典「昭和59年度北海道環境白書」(北海道)

② 北海道の鳥獣保護区の設定状況

区 分	箇 所 数	鳥 獣 保 護 区						
		管 理 者 別 箇 所 数		面 積				
		国	道	計	国 有 地	民 有 地	水 面	
合 計	計	315	56	259	327,582	186,835	93,940	
	国設	71	56	15	164,406	137,936	16,713	
	道設	244	-	244	163,176	48,899	77,227	
森林鳥獣生息地の鳥獣保護区	計	227	55	172	195,005	110,803	80,560	
	国設	62	55	7	78,863	65,737	12,688	
	道設	165	-	165	116,142	45,066	67,872	
大規模生息地の鳥獣保護区	計	2	1	1	33,196	25,578	-	
	国設	2	1	1	33,196	25,578	-	
	道設	-	-	-	-	-	-	
集団渡来地の鳥獣保護区	計	18	-	18	45,295	3,035	6,738	
	国設	2	-	2	3,313	678	934	
	道設	16	-	16	41,982	2,357	5,804	
集団繁殖地の鳥獣保護区	計	7	-	7	2,091	1,429	662	
	国設	3	-	3	850	232	618	
	道設	4	-	4	1,241	1,197	44	
誘致地区の鳥獣保護区	計	47	-	47	3,409	159	3,229	
	国設	-	-	-	-	-	-	
	道設	47	-	47	3,409	159	3,229	
特定鳥獣生息地の鳥獣保護区	計	2	-	2	48,184	45,711	2,473	
	国設	2	-	2	48,184	45,711	2,473	
	道設	-	-	-	-	-	-	
愛護地区の鳥獣保護区	計	12	-	12	402	120	278	
	国設	-	-	-	-	-	-	
	道設	12	-	12	402	120	278	

注) 出典「昭和58年度北海道林業統計」(北海道)

(昭和59年4月1日現在)

(ka)	箇 所 数	特 別 保 護 地 区					
		管 理 者 別 箇 所 数		面 積 (ka)			
		国	道	計	国 有 地	民 有 地	水 面
水面							
46,807	116	35	81	48,476	31,178	2,519	14,779
9,757	46	35	11	28,733	26,733	291	1,709
37,050	70	-	70	19,743	4,445	2,228	13,070
3,642	97	35	62	8,600	5,890	1,642	1,068
438	38	35	3	3,130	3,089	10	31
3,204	59	-	59	5,470	2,801	1,632	1,037
7,618	1	-	1	60	60	-	-
7,618	1	-	1	60	60	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
35,522	10	-	10	15,237	806	720	13,711
1,701	2	-	2	2,117	314	125	1,678
33,821	8	-	8	13,120	492	595	12,033
-	6	-	6	1,389	1,344	45	-
-	3	-	3	236	192	44	-
-	3	-	3	1,153	1,152	1	-
21	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	-	-	-
-	2	-	2	23,190	23,078	112	-
-	2	-	2	23,190	23,078	112	-
-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-

③ 北海道の鳥獣保護区、特別保護地区における許可件数

(件)

区分	昭和52年度	53	54	55	56	計
国設鳥獣保護区 特別保護地区	2	2	1	2	4	11
道設鳥獣保護区 特別保護地区	5	5	6	8	3	27
計	7	7	7	10	7	38

注) 北海道生活環境部自然保護課調

④ 全国の鳥獣保護区設定状況

(昭和58年3月31日現在)

区分	国 設		都道府県設		計	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
全 国 (千ha)	353 (143)	1,036 (127)	2,807 (417)	2,074 (88)	3,160 (560)	3,110 (215)
北 海 道 (ha)	92 (62)	174,401 (30,478)	272 (55)	152,604 (18,009)	314 (117)	327,005 (48,487)
比 率	26.1 (43.4)	16.8 (23.6)	8.7 (13.2)	7.3 (20.5)	9.9 (20.1)	10.5 (22.3)

注) 1. () は特別保護地区の箇所数及び面積で、内数である。
2. 北海道生活環境部自然保護課調

⑤ 北海道の野鳥の森、野鳥公園の整備状況

種別	事業主体	名 称	所 在 地	面 積	主 な 生 息 鳥 類
野 鳥 の 森	国 設	白 金	上川郡美瑛町白金国有林	100 ha	クマゲラ、アカゲラ、エゾライチョウ、ゴジュウカラなど森林性鳥類
	道 設	支 笏 湖	千歳市支笏湖畔国有林	100 ha	ツジュウカラ、エゾライチョウなど森林性鳥類及びキンクロハジロ、ホオジロガモ、オオハクチョウなど水禽類
野鳥公園	道 設	チミケップ	網走郡津別町大字チミケップ	135 ha	エゾライチョウ、キツツキ類等森林性鳥類及びマガモ等の水禽類

注) 「わが国の鳥獣」(環境庁)及び北海道生活環境部自然保護課調

⑥ 北海道の狩猟者数の推移

(人)

区分	年度	昭和20年	25	30	35	40	45	50	55	56	57	58
狩 猟 者 数 (甲種、乙種、丙種合計)		4,578	3,037	5,748	7,751	13,453	19,819	18,870	18,017	16,775	15,635	14,475

注) 北海道生活環境部自然保護課調

⑦ 北海道に生息する狩猟鳥獣

- ゴイサギ、コウライキジ、ウズラ、エゾライチョウ、コジュケイ、オナガガモ、カルガモ、マガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、コガモ、ハンビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、ビロードキンクロ、クロガモ、コオリガモ、ウミアイサ、バン、タンギ、ヤマシギ、キジバト、ハンボソガラス、ハシブトガラス、ミヤマガラス、スズメ、ニューナイスズメ、ヒグマ、シマリス、ノウサギ、ノネコ、ノイス、オスイタチ、キツネ、オスジカ、タスキ、テン、リス
- 上記のうち——印のものは、北海道では捕獲禁止になっている。
- 上記の鳥獣以外は保護鳥獣で、捕獲することはできない。

⑧ 北海道で捕獲を禁止している狩猟鳥獣

- オスイタチの捕獲禁止
北海道一円 昭和56年11月15日から昭和66年11月14日まで
- テンの捕獲禁止
北海道一円 昭和57年11月8日から昭和77年11月7日まで
- ヤマドリの捕獲禁止
北海道一円 昭和57年10月1日から昭和62年9月30日まで
- オスジカの捕獲禁止
北海道一円 昭和57年11月8日から昭和60年11月7日まで
ただし、次に掲げる区域を除く。
上川支庁管内：占冠村
網走支庁管内：北見市、紋別市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町、留辺蘂町、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村、滝上町及び興部町
胆振支庁管内：厚真町、鶴川町及び穂別町
日高支庁管内：日高町、平取町、門別町、新冠町、静内町、三石町、浦河町、様似町及びえりも町
十勝支庁管内：上士幌町、新得町、清水町、大樹町、広尾町及び浦幌町
釧路支庁管内：弟子屈町、阿寒町、鶴居村及び白糠町
ただし、次の市町村の区域は休猟区となっている。
浦河町の一部、日高町の一部、静内町、生田原町の一部、鶴川町、北見市の一部、鶴居村、紋別市の一部及び置戸町の一部
- コウライキジの捕獲禁止

北海道一円 昭和59年11月8日から昭和61年11月7日まで

ただし、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第14条の規定により設定された猟区の区域については毎年10月1日から翌年1月31日までの期間、オスコウライキジに限りその捕獲を禁止しない。

⑨ クマ、ヒグマの猟法の禁止

昭和58年10月1日からクマ、ヒグマのはこわなを使用しての狩猟は禁止される。

⑩ 北海道の狩猟期間

本道の狩猟期間は、本州都府県より1カ月半早く、10月1日から翌年1月31日までとなっている。ただし、オスジカ、キツネ、タヌキ、リスなど毛皮獣類の狩猟期間は、11月15日から翌年1月15日まで。

⑪ 特殊鳥類

特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律、第2条第1項の総理府令で定める本邦又は本邦以外の地域において絶滅のおそれのある鳥類及びその加工品は、次のとおりである。

- アホウドリ、コウノトリ、トキ、シジュウカラガン、オオワシ、オオタカ、オガサワラノリス、クマタカ、ニホンイヌワシ、カンムリワシ、オオハヤブサ、シベリアハヤブサ、シマハマブサ、ハヤブサ、ニホンライチョウ、タンチョウ、ヤンバルクイナ、カラフトアオアシタビ、ヨナクニカラスバト、アカガシラカラスバト、エゾシマフクロウ、ノグチゲラ、オーストンオオアカゲラ、エゾミユビゲラ、ヤエヤマシロガシラ、ダイトウミソサザイ、ナミアカヒゲ、ホントウアカヒゲ、ウスアカヒゲ、オオトラツグミ、トリシマウグイス、オオセツカ、ハハジマメグロ、オガサワラカワラヒワ及びルリカケス並びにこれらの鳥類のはく製、標本及び羽毛製品
- ハワイシロハラミズナギドリ、タイセイヨウカツシヨクベリカン、カリフォルニアカツシヨクベリカン、ハワイガン、ハワイガモ、レイサンガモ、メキシコガモ、カリフォルニアコンドル、アメリカハクトウワシ、ハワイノリス、タニシダカ、アメリカハヤブサ、ホッキョクハヤブサ、マリアナツカツクリ、テキサスソウゲンライチョウ、メキシコノドグロコリン、ミシシッピーカナダヅル、アメリカシロヅル、カリフォルニアハイイロクイナ、ウスアシハイイロクイナ、ユマハイイロクイナ、ハワイバン、ハワイアメリカオオバン、エスキモーコシャクシギ、ハワイセイタカシギ、カルフォルニアコアジサシ、プエルトリコムジバト、パラウムナジロバト、アカビタエボウシ、ハンブトインコ、カキイロヅク、プエルトリコヨタカ、ハンジロキツツキ、アカミミキツツキ、フロリダアカミミキツツキ、アカオウギヒタキ、チャバラヒタキ、オオカウアイツグミ、モロカイツグミ、ヒメハワイツグミ、ハワイヨシキリ、グアムヨシキリ、ハンナガメジロ、キモモミツスイ、バックマンムシクイ、カートランドムシクイ、ハワイムシホジリ、シロフサハワイミツスイ、ハワイアケバ、カウアイハンナガ、オオムハシ、マウイアケバ、オスアカハワイミツスイ、オアフアラウワヒオ、キガシラハンブト、キムネハンブト、レイサンハンブト、ニホアハンブト、カウアイムシホジリ、マウイムシホジリ、アオカイガンスズメ、クロカイガンスズメ、サンタパーパラウタズメ、ハワイガラス及びヒメカラスモ

ドキ並びにこれらの鳥類のはく製、標本及び羽毛製品

- ミナミシロハラミズナギドリ、ハジロミズナギドリ、ロードハウアカアシミズナギドリ、モモグロカツオドリ、シロハラグンカンドリ、アカオオタカ、クビワミフズラ、ロードハウコバネクイナ、ヒメクロアジサシ、ノーフォークアオハシインコ、アカガオイチシクインコ、ヒメフクロウインコ、アカハラワカバインコ、キジインコ、テンニヨインコ、キビタイヒスイインコ、ヒスイインコ、ゴクラクインコ、ノーフォークアオバズク、クリスマスアオバズク、カザリチャイロガマガチヨタカ、ノドジロクサムラドリ、ホオグロオーストラリアムシクイ、ムナジロセスジムシクイ、ハンブトセスジムシクイ、ハンナガヒゲムシクイ、コズアカヒゲムシクイ、ロードハウフェガラス、シラヒゲドリ、ミドリホウセキドリ、ノーフォークメジロ、カプトミツスイ、ミミグロミツスイ及びチャバラキタメグロヤブコマ並びにこれらの鳥類のはく製、標本及び羽毛製品

⑫ 北海道の獣類捕獲数の状況

(頭)

獣 類 別	合 計	登録者による捕獲数	有害鳥獣捕獲許可証 交付者による捕獲数
昭 和 54 年 度	42,989	36,026	6,963
昭 和 55 年 度	35,591	29,352	6,239
昭 和 56 年 度	32,774	28,593	4,181
昭 和 57 年 度	32,856	29,533	3,323
昭 和 58 年 度	29,741	26,792	2,949
ヒ グ マ	398	167	231
オ ス ジ カ	5,702	4,855	847
キ ツ ネ	11,421	10,374	1,047
タ ナ キ	1,540	1,528	12
リ ス 類	3,376	3,376	-
ノ ウ サ ギ	6,820	6,410	410
ノ イ ヌ	146	64	82
ノ ネ コ	18	18	-
そ の 他	320	-	ミンク 12 メスジカ 308 } 320

- 注) 1. 捕獲数は狩猟登録者及び有害鳥獣駆除者による。
2. 北海道生活環境部自然保護課調

⑬ 北海道の鳥類捕獲数の状況

(羽)

鳥 類 別	合 計	登録者による捕獲数	有害鳥獣捕獲許可証交付者による捕獲数	鳥 類 別	合 計	登録者による捕獲数	有害鳥獣捕獲許可証交付者による捕獲数
昭和 54 年度	441,322	311,766	129,556	ク ロ ガ モ	532	510	22
昭和 55 年度	428,115	298,001	130,114	コ オ リ ガ モ	960	960	-
昭和 56 年度	374,159	248,802	125,357	カ ワ ア イ サ	-	-	-
昭和 57 年度	353,690	222,594	131,096	ウ ミ ア イ サ	530	494	36
昭和 58 年度	319,009	190,364	128,645	バ ン	5	5	-
				オ オ バ ン	-	-	-
				タ シ キ	424	424	-
ゴ イ サ ギ	3	3	-	ヤ マ シ ギ	64	64	-
ウ ズ ラ	641	641	-	キ ジ バ ト	24,347	4,967	19,380
ド バ ト	10,495	-	10,495	カ ラ ス 類	152,244	58,174	94,070
エゾライチョウ	15,591	15,576	15	ス ズ メ	14,903	14,334	569
マ ガ モ	31,951	31,803	148	ニューナイスズメ	1,342	1,342	-
カルガモ	15,301	15,266	35	ビロードキンクロ	48	48	-
ヨシガモ	3,867	3,865	2	コウライキジ	1,017	1,017	-
コガモ	34,393	34,387	6	コジュケイ	2	2	-
オナガガモ	1,899	1,892	7	ウ ソ	168	-	168
ヒドリガモ	180	173	7	ム ク ド リ	3,574	-	3,574
ハシビロガモ	420	420	-	ト ビ	14	-	14
ホシハジロ	313	313	-	カ モ メ	-	-	-
キンクロハジロ	3,104	3,078	26	ヤ マ ド リ	-	-	-
スズガモ	610	606	4	ヒ ヨ ド リ	67	-	67

注) 1. 捕獲数は、狩猟登録者及び有害鳥獣駆除者による。
2. 北海道生活環境部自然保護課調

⑭ 北海道の有害鳥獣駆除許可証数の状況

支 庁 別	許 可 証 数	支 庁 別	許 可 証 数
昭和 54 年度	37,883	石 狩	3,468
昭和 55 年度	29,979	空 知	1,825
昭和 56 年度	29,401	上 川	2,265
昭和 57 年度	32,656	留 萌	1,198
昭和 58 年度	28,623	宗 谷	1,205
		網 走	4,996
		胆 振	1,819
本 庁	787	日 高	678
渡 島	1,102	十 勝	4,274
檜 山	904	釧 路	1,553
後 志	1,796	根 室	753

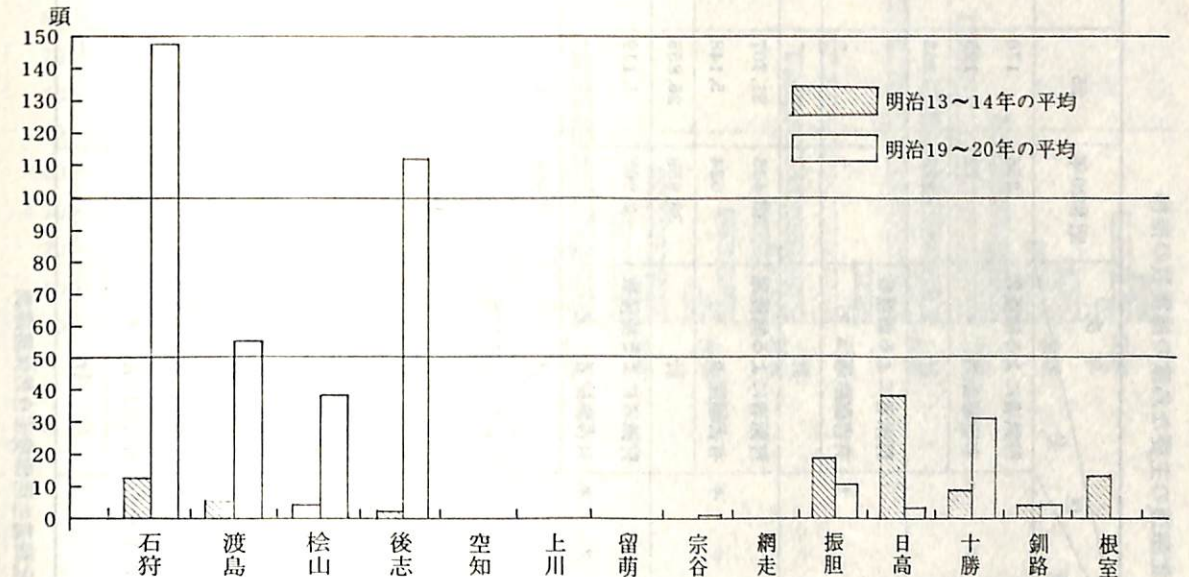
注) 出典「昭和58年度北海道林業統計」(北海道)

⑮ 北海道の明治初年の鳥獣捕獲数の推移

		明治 6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年
札幌本庁	ツル	-	-	3	15	7	-	-	-	-
	シカ	47,784 枚	52,895	70,024	58,034	33,708	24,529	35,036	7,659	6,080
	クマ	19 頭	76	161	138	245	(140)	(331)	(475)	(633)
函館支庁	オオカミ	-	-	-	-	-	22	57	62	82
	ツル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	シカ	-	-	-	109	51	96	68	408	1,364
根室支庁	クマ	-	-	-	60	20	37	41	88	51
	オオカミ	-	-	-	-	12	16	1	10	7
	ツル	2	4	3	3	8	2	8	1	4
全道合計	シカ	7,262	5,603	6,398	6,450	10,173	5,844	11,281	4,591	2,762
	クマ	109	95	59	62	74	(14)	(43)	(10)	(7)
	オオカミ	-	-	-	-	-	-	1	4	32
全道合計	ツル	2	4	6	18	15	2	8	1	4
	シカ	55,046	58,498	76,422	64,593	43,932	30,469	46,385	12,658	10,206
	クマ	128	171	220	260	339	(219)	(419)	(607)	(717)
全道合計	オオカミ	-	-	-	-	12	38	59	76	121

注) 1. クマ欄の括弧内数字は有害駆除数。
2. 出典「北海道の自然保護」(俵 浩三)

⑯ 北海道のオオカミの地域別・年代別捕獲頭数



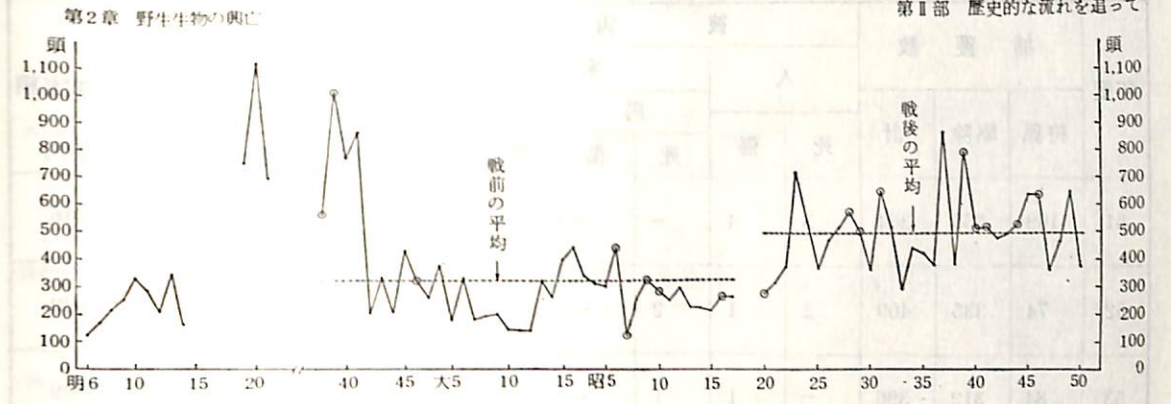
注) 出典「北海道の自然保護」(俵 浩三)

⑯ 北海道の主要な鳥獣の捕獲数の推移

種類	区分	年次													(頭・羽)
		昭和20年	25	30	35	40	45	50	55	56	57	58			
ヒグマ	狩猟者による捕獲数	256	170	175	185	157	136	123	128	103	155	167			
	有害駆除者による捕獲数	22	193	193	242	354	500	265	280	267	264	231			
	計	278	363	368	427	511	636	388	408	370	419	398			
シカ	狩猟者による捕獲数	-	-	11	552	2,494	2,175	1,415	2,839	2,989	3,816	4,784			
	有害駆除者による捕獲数	-	-	22	211	737	130	173	630	768	832	1,155			
	計	-	-	33	763	3,231	2,305	1,588	3,469	3,757	4,648	5,939			
ウサギ	狩猟者による捕獲数	38,435	21,707	40,177	62,224	51,809	61,634	10,424	10,424	8,933	7,276	6,410			
	有害駆除者による捕獲数	524	5,148	6,374	111,575	46,855	39,342	2,978	2,978	1,639	733	410			
	計	38,959	26,855	46,551	173,799	98,664	100,976	13,402	13,402	10,572	8,009	6,820			
キツネ	狩猟者による捕獲数	2,908	1,119	492	371	797	1,848	4,483	8,400	10,177	10,473	10,374			
	有害駆除者による捕獲数	-	-	-	-	-	41	1,041	1,987	1,296	1,304	1,047			
	計	2,908	1,119	492	371	797	1,889	5,524	10,387	11,473	11,777	11,421			
カモ類	狩猟者による捕獲数	70,626	5,642	73,016	110,977	116,825	175,275	143,400	141,908	121,565	113,881	93,321			
	有害駆除者による捕獲数	10,209	-	358	251	429	2,814	1,063	225	258	166	257			
	計	80,835	5,642	73,374	111,228	117,254	178,089	144,463	142,133	121,823	114,047	93,578			
エゾライチョウ	狩猟者による捕獲数	40,745	23,919	31,287	24,748	40,493	56,290	29,502	21,223	15,214	15,974	15,576			
	有害駆除者による捕獲数	-	-	-	-	-	-	17	18	20	9	15			
	計	40,745	23,919	31,287	24,748	40,493	56,290	29,519	21,241	15,234	15,983	15,591			
コウライキジ	狩猟者による捕獲数	-	-	-	-	-	-	-	4,302	2,774	1,330	1,017			
	有害駆除者による捕獲数	-	-	-	-	-	-	75	-	-	-	-			
	計	-	-	-	-	-	-	5,431	4,302	2,774	1,330	1,017			

注) 北海道生活環境部自然保護課調

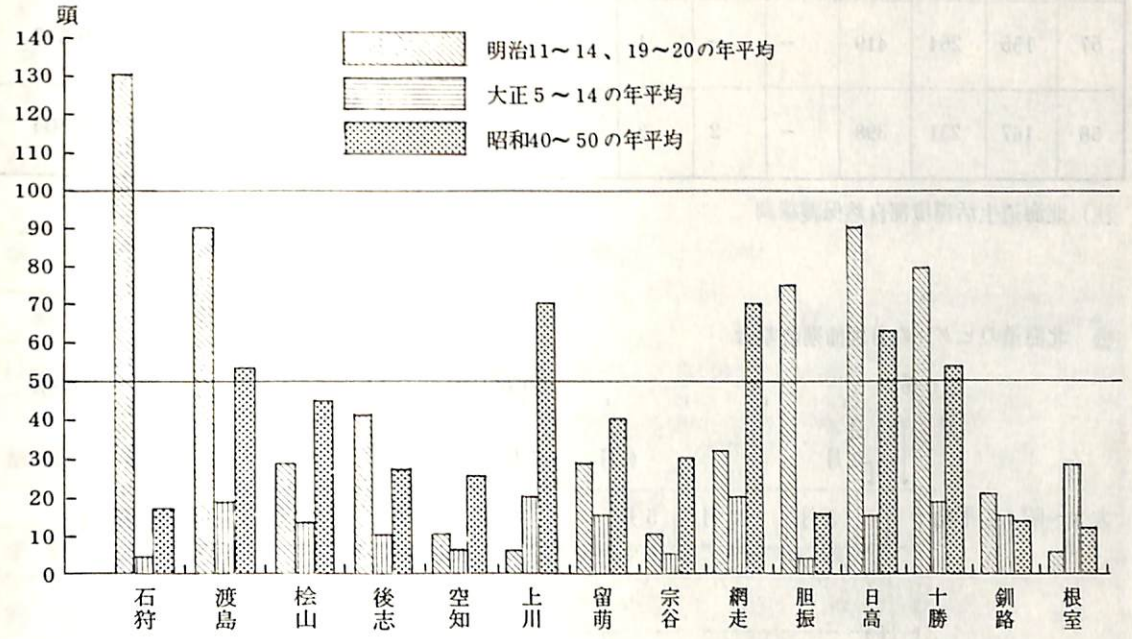
⑰ 北海道のヒグマの年次別捕獲数



注) 出典「北海道の自然保護」(俵 浩三)

(○は冷害の年)

⑱ 北海道のヒグマの地域別・時代別捕獲頭数



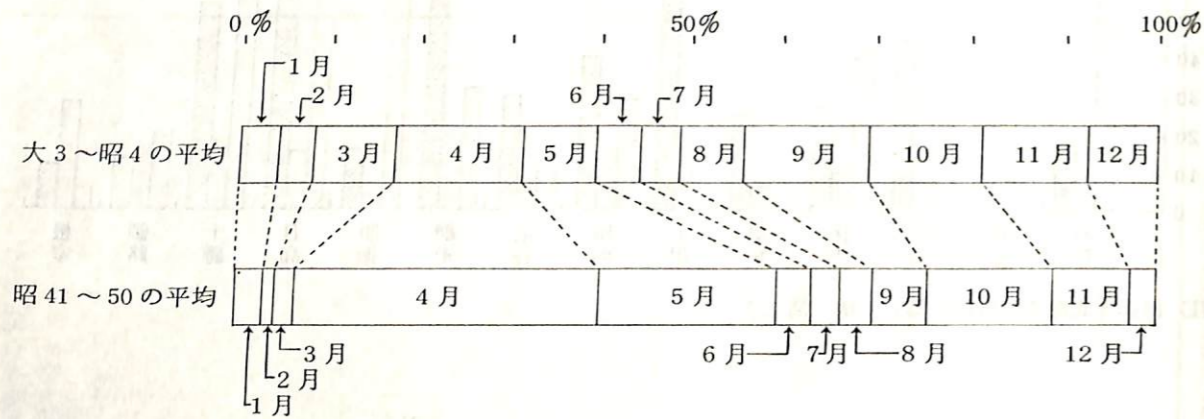
注) 出典「北海道の自然保護」(俵 浩三)

㉑ 北海道の年次別ヒグマ捕獲数及びヒグマによる被害状況

年度	捕獲数			被害状況								農作物等の被害額 千円
	狩猟	駆除	計	人		家畜				その他		
				死	傷	馬	牛	猪	羊等	死	傷	
51	109	255	364	3	4	-	-	2	5	54	-	22,746
52	74	335	409	2	1	2	-	17	6	ブタ 6	-	32,829
53	84	312	396	-	1	1	-	7	-	3	-	25,999
54	142	295	437	1	-	3	-	24	8	3	-	31,339
55	128	280	408	-	1	1	-	10	2	蜂箱 123 密蜂 24群	飼犬 1	33,497
56	103	267	370	-	2	9	1	2	-	蜂箱 87	-	43,383
57	155	264	419	-	-	1	-	3	-	(ウサギ) 3 5	-	39,575
58	167	231	398	-	2	3	-	3	1	蜂箱 94	-	61,504

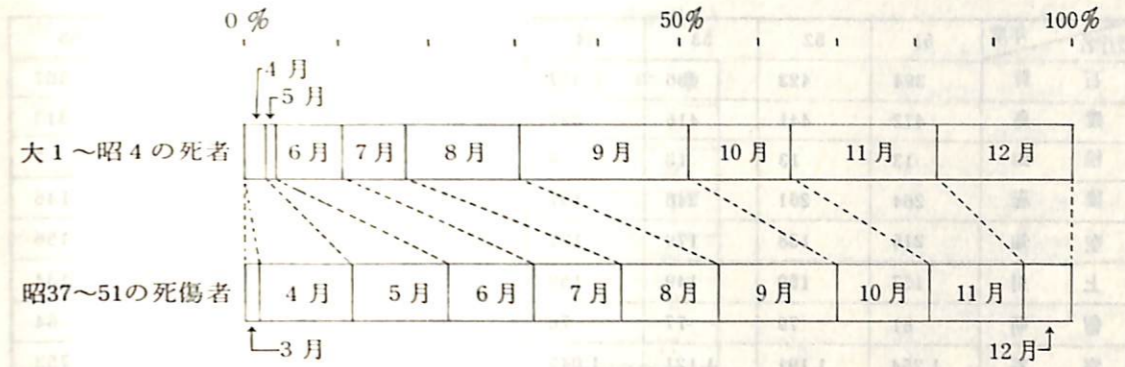
注) 北海道生活環境部自然保護課調

㉒ 北海道のヒグマの月別捕獲数割合



注) 出典「北海道の自然保護」(俵 浩三)

㉓ 北海道のヒグマによる事故発生の月別割合



注) 出典「北海道の自然保護」(俵 浩三)

㉔ 北海道のヒグマによる人身事故発生時の行動・作業(昭37~51の56例)

作業等の内容	発生件数
狩 猟	21 件
林 業	11
農 牧 業	7
釣 り・山 菜 と り	7
登 山	5
そ の 他	5

注) 出典「北海道の自然保護」(俵 浩三)

㉕ 北海道のヒグマが人間を襲う動機と発生件数(昭37~51の56例)

動 機	説 明	発生件数
ばったり出合う	突然人間に出会うと、驚ろき、恐れ、自己防衛のために襲う	12 件
積極的襲撃	①人間が近くにくると、自分の行動圏をおかされたと思い、排除するために襲う または自分の獲物と思っているものを、人間にとられた場合に襲う ②人間のところへ行けば、食料があると思い襲う ③肉食の味を知ると、次々に人畜を襲う	20
手負いグマ	狩猟で手傷を負われ、人間に敵意をもっているので襲う	9
狩 猟 反 撃	手負いはにならないが、撃たれそうになって、あるいは流れ弾に驚ろき、身の危険を感じて襲う	10
仔づれメス	母グマが仔グマを守るため、本能的に襲う	2
穴もたずクマ	冬ごもりができず、飢えと精神不安で襲う	1
そ の 他	①冬ごもり穴の近くで行動し、安眠をさまたげられたので襲う ②クマは襲ってこなかったが、人間がクマを見てショック死	1 1

注) 出典「北海道の自然保護」(俵 浩三)

㊦ 北海道の年次別・支庁別野生鳥獣飼養許可状況

支庁名	年度	51	52	53	54	55	56	57	58
石 狩		394	423	486	457	383	331	362	367
渡 島		472	441	416	397	374	359	327	313
桧 山		13	13	13	8	8	10	7	7
後 志		264	261	248	197	172	166	157	146
空 知		216	138	179	137	141	146	166	156
上 川		157	159	149	152	153	154	149	134
留 萌		81	79	77	76	82	78	75	64
宗 谷		1,254	1,191	1,121	1,042	967	893	845	753
網 走		339	299	565	231	198	196	164	18
胆 振		169	159	546	148	137	112	103	102
日 高		20	18	16	13	10	9	5	5
十 勝		70	58	73	62	65	90	93	66
釧 路		146	146	141	131	97	79	73	73
根 室		7	7	3	0	0	0	0	0
計		3,602	3,392	4,033	3,051	2,787	2,623	2,526	2,204

注) 北海道生活環境部自然保護課調

㊦ 北海道の年次別・支庁別コウライキジ放鳥実績

支庁名	年度	51	52	53	54	55	56	57	58
石 狩		325	260	250	147	200	280	233	116
渡 島		-	-	-	-	-	-	-	-
桧 山		-	-	-	-	-	-	-	-
後 志		-	-	-	-	-	-	-	-
空 知		162	90	140	95	170	300	83	303
上 川		255	209	206	100	100	70	154	169
留 萌		70	-	-	-	-	140	-	80
宗 谷		50	90	80	-	-	-	-	-
網 走		500	200	240	100	-	-	-	-
胆 振		28	30	20	39	53	50	30	30
日 高		-	80	-	-	-	-	-	-
十 勝		70	50	50	55	-	20	-	-
釧 路		90	110	106	142	187	106	110	102
根 室		22	-	-	-	-	-	-	-
計		1,572	1,119	1,092	678	710	966	610	800

注) 北海道生活環境部自然保護課調

(4) 天然記念物等

① 北海道の天然記念物等の指定概況 (昭和59年3月末現在)

区 分	種 別	指 定 件 数
国 指 定	特別天然記念物	6
	天然記念物	39
	名 勝	1
道 指 定	天然記念物	29
	名 勝	2
計		77

注) 出典「昭和59年度北海道環境白書」(北海道)

② 北海道の天然記念物等の指定状況 (昭和59年4月1日現在)

国指定・特別天然記念物

番号	名 称	所在市町村名	所 者 者	管理責任者	管理団体	指定年月日
1	阿寒湖のマリモ	阿 寒 町	国		阿 寒 町	昭27. 3.29
2	野幌原始林	広 島 町	〃			〃
3	アボイ岳高山植物群落	様 似 町	北 海 道		北 海 道	〃
4	昭和新山	壮 警 町	三松三郎ほか		壮 警 町	昭32. 6.19
5	大雪山	上川町ほか	国 ほか			昭52. 3.15

国指定・天然記念物

番号	名 称	所在市町村名	所 有 者	管理責任者	管理団体	指定年月日
1	後方羊蹄山の高山植物帯	倶知安町ほか	北 海 道		北 海 道	大10. 3. 3
2	厚岸湖牡蠣島の植物群落	厚 岸 町	酒井考三ほか		厚 岸 町	〃
3	藻岩原始林	札 幌 市	国			〃
4	円山原始林	〃	〃			〃
5	霧多布泥炭形成植物群落	浜 中 町	〃		北 海 道	大11.10.12
6	ヒノキアスナロおよびアオトドマツ自生地	江 差 町	〃			〃
7	登別原始林	登 別 市	〃			大13.12. 9
8	鶉ノ川ゴヨウマツ自主地北限地帯	厚 沢 部 町	〃		北 海 道	昭 3. 2. 7
9	オオミズナギドリ繁殖地	松 前 町	〃		〃	昭 3. 3.24
10	歌オブナ自生北限地帯	黒 松 内 町	〃		〃	昭 3.10.22
11	春採湖のヒブナ生息地	釧 路 市	釧 路 市		釧 路 市	昭12.12.21
12	天売島海鳥繁殖地	羽 幌 町	国	羽 幌 町		昭13. 8. 8
13	名寄鈴石	名 寄 市	名 寄 市		名 寄 市	昭14. 9. 7
14	名寄高師小僧	〃	北 海 道		〃	〃
15	根室車石	根 室 市	国		根 室 市	〃
16	落石岬のサカイツツジ自生地	〃	〃		〃	昭15. 2.10
17	幌満ゴヨウマツ自生地	様 似 町	北 海 道		北 海 道	昭18. 8.24
18	大黒島海鳥繁殖地	厚 岸 町	国		厚 岸 町	昭26. 6. 9
19	和琴ミンミンゼミ発生地	弟 子 屈 町	〃			〃

番号	名 称	所在市町村名	所 有 者	管理責任者	管理団体	指定年月日
20	釧路湿原	釧路村 ほか	国 ほか			昭42. 7. 6
21	沙流川源流原始林	日 高 町	国			昭45.12. 4
22	女満別湿生植物群落	女 満 別 町	国 ほか			昭47. 6.14
23	松前小島	松 前 町	〃			昭47.12.12
24	エゾミカサリュウ化石	三 笠 市	三 笠 市			昭52. 7.16
25	標津湿原	標 津 町	国 ほか			昭54. 8. 7
26	焼尻自然林	羽 幌 町	国			昭58. 8.30

道指定・天然記念物

番号	名 称	所在市町村名	所 有 者	管理責任者	指定年月日
1	斜里海岸の草原群落	斜 里 町	国		昭25. 8.28
2	中頓別鍾乳洞	中 頓 別 町	下 坂 英 子	中 頓 別 町	昭32. 1.29
3	佐呂間湖畔鶴沼のアクセソウ群落	湧 別 町	湧 別 町	湧 別 町	〃
4	温根湯エゾムラサキツツジ群落	留 辺 薬 町	留 辺 薬 町	留 辺 薬 町	〃
5	礼文島桃岩付近一帯の野生植物	礼 文 町	国		昭34. 9.11
6	当麻鍾乳洞	当 麻 町	当 麻 町	当 麻 町	昭36. 3.17
7	札内川流域化粧柳自生地	帯 広 市	国	帯 広 市	昭37. 3.22
8	更別湿原のヤチカンバ	更 別 村	〃	更 別 村	昭38. 7.26
9	ユルリ、モユルリ島海鳥繁殖地	根 室 市	国 ほか	根 室 市	昭38.10.15
10	羅臼のひかりごけ	羅 臼 町	羅 臼 町		昭38.12.24
11	大津海岸トイトツキ浜野生植物群落	豊 頃 町	国	豊 頃 町	〃
12	大津海岸長節湖畔野生植物群落	〃	〃	〃	〃
13	雨竜沼高層湿原帯	雨 竜 町	北 海 道	雨 竜 町	昭39.10. 3
14	白滝の流紋岩球類	白 滝 町	国	白 滝 町	〃
15	二股温泉の石灰華	長 万 部 町	国 ほか	長 万 部 町	昭40. 6.14
16	樽前山熔岩円頂丘	苫 小 牧 市	国	苫 小 牧 市	昭42. 3.17
17	大正のカシワ林	帯 広 市	帯 広 市		昭43. 1.18
18	茅部の栗林	森 町	森 町		〃
19	新冠泥火山	新 冠 町	新 冠 町		〃
20	羅臼の間歇泉	羅 臼 町	羅 臼 町		昭43. 3.19
21	利尻島のチシマザクラ自生地	利 尻 町	国	利 尻 町	昭43.12.18
22	然別湖のオンショロコマ生息地	鹿 追 町	〃	鹿 追 町	〃
23	稚咲内海岸砂丘林	豊 富 町	〃	旭 川 町	昭46. 4.21
24	厚岸床潭沼の緋鮒生息地	厚 岸 町	北 海 道 ほか	厚 岸 町	昭47. 4. 1
25	乙部鮎ノ岬の安山岩柱状節理	乙 部 町	国	乙 部 町	〃
26	オシュンコシュン粗粒玄武岩柱状節理	斜 里 町	〃	斜 里 町	昭48. 3.14
27	夕張の石炭大露頭	夕 張 市	夕 張 市 土 地 開 発 公 社	夕 張 市	昭49.12. 6
28	帯広畜産大学農場の構造土十勝坊主	帯 広 市	帯 広 畜 産 大 学	帯 広 畜 産 大 学	〃
29	タキカワカイギュウ化石標本	滝 川 市	滝 川 市		昭59. 3.21

国指定(地域を定めず)の特別天然記念物

番号	名 称	主な生息地	管理団体	指定年月日	備 考
1	タンチョウ	北 海 道	北 海 道	昭27. 3.29	昭10. 8.27 天然記念物 昭42. 6.22(名称地域変更)

国指定(地域を定めず)の天然記念物

番号	名 称	主 な 生 息 地	管 理 団 体	指 定 年 月 日
1	北海道犬	北 海 道	北 海 道	昭12. 12. 21
2	ウスバキチョウ	北 海 道		昭40. 5. 12
3	ダイセツタカネヒカゲ	北 海 道		〃
4	アサヒヒョウモン	北 海 道		〃
5	クマゲラ	北 海 道		〃
6	カラフトルリンジミ	北 海 道		昭42. 5. 2
7	オジロワシ	北 海 道		昭45. 1. 23
8	オオワシ	北 海 道		〃
9	エゾシマフクロウ	北 海 道		昭46. 5. 19
10	コクガン	北海道・青森県・秋田県		〃
11	ヒンクイ	北海道・青森県・宮城県 新潟県・石川県		昭46. 6. 28
12	マガン	北海道・青森県・宮城県 新潟県・石川県		〃
13	ヒメチャマダラセセリ	北 海 道		昭50. 2. 13

国指定・名勝

番号	名 称	所在市町村名	所 有 者	管理責任者	管理団体	指定年月日
1	天都山	網 走 市	網 走 市		網 走 市	昭13.12.14

道指定・名勝

番号	名 称	所在市町村名	所 有 者	管理責任者	指定年月日
1	小清水海岸	小 清 水 町	国 ほか	小 清 水 町	昭26. 9. 6
2	羽衣の滝	東 川 町	国		〃

注) 北海道教育庁社会教育部文化課調

(5) 保安林

① 北海道の保安林の指定状況 (昭和59年3月末現在)

(4a)

区分 保安林種	合 計															
	合 計		国 有 林				民 有 林				市 町 村 有 林				そ の 他 民 有 林	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
合 計	(189) 4,112	(90,461) 1,772,835	(90) 1,069	(57,144) 1,240,499	(87) 636	(57,140) 1,227,900	(3) 433	(4) 12,599	(99) 3,043	(33,317) 532,336	(32) 439	(22,812) 297,095	(63) 1,310	(4,699) 106,328	(4) 1,294	(5,806) 128,913
(1)水源かん養保安林	640 (1)	1,280,290 (19)	283	931,170	253	927,299	30	3,871	357	349,120	114	236,876	167	48,143	76	64,101
(2)土砂流出防止保安林	1,531 (1)	334,116 (19)	235	233,967	102	225,807	133	8,160	1,296	100,149	237	42,837	391	25,102	668	32,210
(3)土砂崩壊防止保安林	712 (1)	11,608 (19)	260	7,209	73	6,964	187	245	452	4,399	22	965	161	2,466	269	968
1号~3号小計	2,883 (1)	1,626,014 (19)	778	1,172,346	428	1,160,070	350	12,276	2,105	453,668	373	280,678	719	75,711	1,013	97,279
(4)飛砂防備保安林	40	975	13	800	5	755	8	45	27	175	-	-	25	99	2	76
(5)防風保安林	675	40,928	153	18,274	105	18,078	48	196	522	22,654	20	225	419	19,777	83	2,652
(6)水害防備保安林	3	20	-	-	-	-	-	-	3	20	-	-	-	-	3	20
(7)潮害防備保安林	29	1,777	9	1,568	7	1,558	2	10	20	209	1	39	14	152	5	18
(8)干害防備保安林	(1) 50	(5) 13,610	19	9,162	16	9,154	3	8	31	4,448	5	2,334	(1) 22	(5) 1,634	4	480
(9)防雪保安林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
00防霧保安林	(1) 237	(40) 51,732	14	8,779	5	8,757	9	22	223	42,953	21	9,272	(1) 56	(18) 6,790	146	(22) 26,891
01なだれ防止保安林	53	240	14	100	3	86	11	14	39	140	1	0	17	84	21	56
02落石防止保安林	9	225	6	179	6	179	-	-	3	46	3	46	-	-	-	-
03防火保安林	(2) 12	(13) 79	-	-	-	-	-	-	(2) 12	(13) 79	-	-	(1) 9	(3) 40	(1) 3	(10) 39
04魚つき保安林	(15) 36	(1,567) 3,728	(2) 18	(791) 1,832	(2) 17	(791) 1,812	1	20	(13) 18	(776) 1,896	(2) 4	(84) 93	(11) 12	(691) 1,605	(*) 2	(1) 198
05航行目標保安林	3	20	3	20	3	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
06保健保安林	(148) 54	(82,430) 30,871	(77) 33	(54,803) 25,756	(75) 33	(54,799) 25,756	(2) -	(4) -	(71) 21	(27,627) 5,115	(26) 9	(20,552) 4,387	(45) 7	(3,896) 263	(*) 5	(3,179) 465
07風致保安林	(21) 28	(6,387) 2,616	(11) 9	(1,550) 1,683	(10) 8	(1,550) 1,675	(1) 1	8	(10) 19	(4,837) 933	(3) 2	(2,157) 21	(4) 10	(86) 173	(3) 7	(2,594) 739
4号以下小計	(188) 1,229	(90,442) 146,821	(90) 291	(57,144) 68,153	(87) 208	(57,140) 67,830	(3) 83	(4) 323	(98) 938	(33,298) 78,668	(31) 66	(22,793) 16,417	(63) 591	(4,699) 30,617	(4) 281	(5,806) 31,634

注) 1. 兼種保安林については上位保安林に面積を掲し、下位保安林には()を付して外書きとしている。従って、合計欄の裸書きは保安林の実面積であり、()は重複面積である。
 2. 道有林とは、北海道が所有するすべての保安林である。
 3. 箇所数欄の「*」は、1箇所につき2以上の所有者がある場合、面積の最も大なる所有者欄にカウントされている。
 4. 出典「昭和58年度北海道林業統計」(北海道)

② 北海道の保安林の解除状況

(件、ha)

区分	昭和52年度		53		54		55		56		52~56計					
	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林				
スキー場	(1) 11.8	(1) 11.8	(2) 80.2	(2) 80.2	(2) 9.3	(1) 7.5	(1) 7.5	(1) 7.5	(1) 86.6	(3) 16.8	(4) 178.6	(7) 195.4				
保健・休養	(4) 3.1	(4) 3.1	(2) 0.2	(2) 0.2	(5) 4.0	(2) 4.0	(2) 4.0	(2) 5.4	(3) 2.1	(4) 3.1	(12) 11.7	(16) 11.8				
宅	(2) 0.3	(5) 0.5	(2) 0.7	(4) 1.1	(1) 0.3	(3) 10.4	(7) 10.4	(7) 10.4	(7) 3.5	(20) 17.9	(6) 12	(26) 19.1				
農	(6) 51.9	(6) 51.9	(1) 9.2	(6) 82.9	(8) 26.8	(2) 0.9	(2) 0.9	(2) 0.9	(2) 19.7	(4) 20.6	(1) 9.2	(4) 20.6				
草	(22) 28.1	(68) 170.0	(38) 128.0	(68) 182.4	(44) 115.1	(24) 40.0	(24) 40.0	(45) 123.5	(6) 867.6	(45) 1,567.2	(1) 205.0	(46) 795.6				
林	(45) 62.0	(115) 91.5	(42) 61.4	(131) 78.9	(55) 61.7	(122) 36.8	(31) 21.2	(45) 58.0	(21) 66.4	(59) 234.1	(38) 205.0	(307) 795.6				
その他の路	(70) 29.5	(91.5)	(89) 17.5	(131) 78.9	(71) 83.9	(122) 36.8	(31) 21.2	(153) 58.0	(134) 66.4	(166) 80.7	(205) 220.6	(691) 454.7				
ダム等	(40) 98.3	(59) 936.8	(15) 372.7	(58) 398.0	(28) 14.5	(45) 76.3	(14) 8.1	(59) 84.4	(1) 13.3	(5) 100.2	(10) 190.3	(16) 225.5				
その他	(144) 211.2	(114) 1,054.4	(107) 751.8	(276) 923.1	(136) 189.2	(223) 741.0	(69) 118.6	(292) 859.6	(51) 121.4	(71) 2,813.4	(96) 3,925.8	(305) 4,257.7				
計	(188) 1,229	(90,442) 146,821	(90) 291	(57,144) 68,153	(87) 208	(57,140) 67,830	(3) 83	(4) 323	(98) 938	(33,298) 78,668	(31) 66	(22,793) 16,417	(63) 591	(4,699) 30,617	(4) 281	(5,806) 31,634

注) 1. ()内は、件数である。
 2. その他には、保安林整備計画による保安林種変更のための解除が含まれている。
 3. 出典「昭和57年度土地利用白書」(北海道)

(6) 自然休養林

① 北海道の自然休養林の指定状況

局名	設定月日	名称	所在・位置	規模 (ha)
北海道	昭和44年 10月15日	野幌自然休養林	江別市西野幌 札幌郡広島町	風致保護地区 219.38 風致整備地区 655.24 施業調整地区 702.32 施設地区 21.64 計 1,599.08
	昭和47年 4月8日	利根別自然休養林	岩見沢市利根別	風致保護地区 34.55 風致整備地区 232.16 施業調整地区 89.44 施設地区 9.70 計 365.85
	昭和51年 7月8日	ポロト自然休養林	白老郡白老町字白老	風致保護地区 25.98 風致整備地区 217.45 施業調整地区 142.25 施設地区 11.48 計 397.16
旭川	昭和45年 9月10日	嵐山神居自然休養林 (嵐山地区) (神居古潭地区)	上川郡鷹栖町 旭川事業区 138 139. 141 林班 旭川市神居町字神居古潭 旭川事業区 271~273.276.277.285.286.288. 289. 304~312林班 深川市納内町 深川事業区 147 林班 (見本林地区) 旭川市神楽町字農地 旭川事業区 363 林班	風致保護地区 447.52 風致整備地区 17.98 施業調整地区 798.00 施設地区 34.68 計 1,298.18
	昭和46年 12月2日	白金自然休養林	上川郡美瑛町字白金 美瑛事業区 57.59.60.68~73 林班	風致保護地区 397.64 風致整備地区 234.31 施業調整地区 672.20 施設地区 89.59 計 1,393.74
旭川	昭和49年 7月23日	ビヤシリ自然休養林	名寄市字日進 名寄事業区 91~97.104 林班 上川郡下川町字サンル 下川事業区 12.13.19.20.27 林班	風致保護地区 131.56 風致整備地区 680.05 施業調整地区 549.49 施設地区 102.99 計 1,464.09
	昭和52年 10月21日	利尻島自然休養林	利尻郡東利尻町鴛泊 利尻郡利尻町杵形 稚内事業区 102 林班 その他	風致保護地区 339.19 風致整備地区 172.44 施業調整地区 674.50 施設地区 7.74 計 1,193.87
北見	昭和45年 12月1日	藻琴山自然休養林	網走郡東藻琴村字山園国有林 網走事業区 18.254.261.265 林班 斜里郡小清水町字砥草原国有林 小清水事業区 35.36.46.51.53 林班	風致保護地区 318.80 風致整備地区 259.00 施業調整地区 452.61 施設地区 93.63 計 1,124.04
	昭和48年 3月24日	サロマ湖畔自然休養林	紋別郡湧別町字計呂地トエトコ・テイネ国有林 遠軽事業区 111.112.127. 林班 常呂郡佐呂間町字若里国有林	風致保護地区 459.58 風致整備地区 1,130.96 施業調整地区 123.69

特 色
<p>温帯北部の天然林景観を有し、大都市近郊にある森林として、世界に誇りうる規模をもっている。</p>
<p>石狩平野の内陸に臨む丘陵地で、広葉樹からなる天然林を背景とした灌漑用水があり風致上貴重な水面景観を呈している。</p>
<p>森林と湖からなる景観美、また林内展望台からは樽前山、風不死岳、白老岳等が望まれ、目を転ずれば太平洋の紺碧の親潮の流れ、雷電半島の遠景、雄大な海岸線がパノラマのように展望される。</p>
<p>広葉樹を主体とした天然林の景勝地で、約50種に及ぶ野鳥の棲息地でもありまたアイヌの伝説の多いところとして知られ、弓成山山頂からは旭川市、上川盆地、大雪山連峰をも一望できる絶景のところである。 ナラ、カバ、イタヤ、シナ、ニレ類を中心とした広葉樹の天然生林でそのなかに点在するトドマツ林による森林景観は石狩川の深潭激流奇景絶佳な景勝地に一段と添景色れ初夏の新緑、秋の紅葉に優れ、古からアイヌの神の住むところ(カムイー神、コタンー部落)として道内を始め本州方面にも知られている。</p>
<p>道内最古の外国樹種植栽地で学術的価値が高く評価されているとともに樹木園的にも美しい所である。</p>
<p>休養林地域は全般的に見ると針広混交林であるが谷筋では広葉樹は混交割合を増しており、秋は赤くあるいは黄に衣替し山を飾っている。この地域の自然はなんと言っても北海道の中央に雄大な景観をもって広がる大雪山系の南に位置する十勝岳特有の広大な泥流跡地や安政火口(新噴)昭和火口(新々噴)昭和37年火口と、この十勝岳火山数々の爆発の歴史を示す大小の火口は、いまなお真白い噴煙を吹き上げ塵界を絶つ自然の偉容を誇っている。文化的特徴は白ひげの滝、ウグイス谷の天摩峽、白金小屋、天狗の花島と亀石、丸谷不動の滝、白樺街道等の奇岩、怪石、その他景観に富んでいる。</p>
<p>ビヤシリ山系を背景として、九度山を含めた裾野に広がる豊かな森林を有する一帯である。ビヤシリ岳は標高986.6mで奇形のダケカンパが群立し、山頂付近はハイマツ地帯で四季に訪れる人々の目をたのしませる。ここからの眺望もよく、北に利尻富士の雄姿、南に大雪連峰が望まれ隣接地には、北海道でも最も北に位置する高層湿原をみる事ができる。特に冬期のスキーは東洋一の雪質の良さを誇る国設ビヤシリスキー場がある。このスキー場は全国でも類のないスキー場である。また冬の樹氷の見事さは蔵王の樹氷に匹敵するものといわれている。</p>
<p>この自然休養林は火山活動で生成した利尻山(1,719m)とその山麓である。山頂附近一帯のそそり立つ岩肌と、谷間に残る万年雪、かれんな姿をみせて咲きほこる高山植物。山麓は利尻山の各種熔岩と火山抛物、岩屑物によって構成され、トドマツ、エゾマツ等の針葉樹におおわれて美しい裾野をみせている。なかでも姫沼は天然林に囲まれた神秘的な沼で水面にうつる利尻山の姿は利用者の胸をうつものがある。</p>
<p>山容の女性的な優美さは有名である。山頂からの展望は屈斜路湖が眼下に横たわり、遠く知床連山、摩周岳、阿寒、大雪山両国立公園の連峰やオホーツク海が一望できる。地形がゆるやかで夏は家族づれのハイキング、冬はスキーツアーコースとして絶好のところである。</p>
<p>幌岩から見下ろすサロマ湖の展望と湖岸に自生するハマナス、エゾスカシユリ、サンゴ草など50余種の植物と「北海道百年記念事業名木美林」に指定された海岸のカシワなど林内の風物は見事である。 また国の史跡として指定された先住民族の遺跡が7カ所にわたり存在する。</p>

局名	設定月日	名称	所在・位置	規模 (ha)
帯広	昭和49年 3月15日	網走自然休養林	遠軽事業区 110.111.124 林班 常呂郡佐呂間町字幌岩浜佐呂間富武士、浪速国有林	施業地区 80.21 計 1,794.44
			佐呂間事業区 92~94.97~101 林班 常呂郡常呂町字岐阜栄浦国有林 北見事業区 97.99.100 林班	
	昭和49年 3月15日	海別岳自然休養林	網走市美岬呼人国有林	風致保護地区 389.47
			網走事業区 101~106.109.110.112.113.126.127 林班 網走郡女満別町字湖南国有林 網走事業区 128 林班	風致整備地区 199.52 施業調整地区 1,065.27 施設地区 35.55 計 1,689.81
	昭和49年 10月9日	滝上溪谷自然休養林	斜里郡斜里町字峰浜国有林	風致保護地区 875.40
			斜里事業区 208~214 林班	風致整備地区 657.92 施業調整地区 272.97 施設地区 7.88 計 1,814.17
	昭和45年 9月10日	雌阿寒オンネトー自然休養林	紋別郡滝上町元町国有林	風致整備地区 360.22
			北雄事業区 201~203 林班	施業調整地区 473.91 施設地区 16.32 計 850.45
昭和49年 3月30日	然別自然休養林	足寄郡足寄町字茂足寄 (雌阿寒岳の西麓、阿寒国立公園の西部に位置する国有林)	雌阿寒岳 (1,503m) と阿寒富士 (1,476m) の西麓に広がる 1,262.17ha 風致保護地区 632.04 風致整備地区 257.22 施業調整地区 355.94 施設地区 16.97 計 1,262.17	
		河東郡鹿追町・上士幌・士幌町 (帯広市北方58kmの然別国有林)	東大雪の大雪山国立公園中唯一のカルデラ湖である然別湖を中心に広がる。1,959.93ha。 風致保護地区 1,496.01 風致整備地区 216.87 施業調整地区 218.16 施設地区 28.89 計 1,959.93	
昭和50年 9月1日	昆布森シレバ自然休養林	釧路郡釧路町 (根釧地方の中心都市、釧路市の近郊南東部に位置する昆布森・尻羽岬国有林)	厚岸道立公園内南側に接し、太平洋岸に沿った海拔高150m以下の丘陵地帯に広がる 1,698.86ha。 風致保護地区 428.19 風致整備地区 711.41 施業調整地区 547.12 施設地区 10.60	

特 色
<p>能取山からはオホーツク海とサロマ、能取、藻琴、網走湖など大小の湖と大雪、阿寒、知床の山やまと樹海などが眺望されて素晴らしい。 また網走湖畔の林内にある天然記念物ミズバショウの大群落やアオサギ営巣の森が有名である。</p> <p>なだらかな山容は登山やスキーツアーコースとして好適である。冬はオホーツク海の流氷、夏は知床連山、斜里岳と根室海峡、国後島などが展望される。 山ろくと山頂付近には湯量豊富な温泉が湧出する。特に山ろくからの湧出した温泉が3Kmにわたり溪流となる景観は当地方では他に類をみない。</p> <p>全道観光百景にも選ばれた「滝上町有楽谷公園」の背景林として設定したものである。樹種の豊富な若い広葉樹林でエゾヤマザクラ、キタコブシ、エゾムラサキツツジ等が春の花、夏の緑、秋の紅葉となりハイキングや自然観察などに好適である。遊歩道からは天塩岳、落滑岳、ウエンシリ岳、チトカニウシ岳等が一望でき、また滝上原野とオホーツク海の水平線を望める。</p> <p>周辺は原生林で覆われており、雌阿寒岳・阿寒富士を背景としたレクリエーション需要の高い森林湖であるところから、林業生産との調整を図り、積極的に森林レクリエーション機能を発揮させ観光地と違った自然の素顔である「雌阿寒オンネトー自然休養林」を国民に提供している。</p> <p>国立公園中最大の広さをもつ大雪山国立公園の中にあつて、唯一の天然湖である然別湖を中心にして、これを囲む山々は針葉樹林を主体とする天然林で覆われ、最も原始的自然を保持していると云われているところであつて、森林と湖が調和した自然景観と神秘性は国内屈指なものと称されている。また、天然記念物のクマゲラ・ナキウサギ、北海道文化財のオンショロコマ等の鳥獣・魚族が生息しており、高山植物も豊富で景観に色どりを加えている。</p> <p>厚岸道立公園の南東部にあたる太平洋岸に沿った起伏のゆるやかな丘陵地であつて、海岸一帯は、海蝕による屈曲の多い断崖が連続し、海面の岩礁が奇怪な姿を現わしている。潮風の影響から森林は後退し、北方海岸特有の草原を形成し、海岸に咲きほこるヒオウギアヤメなど数十種に及ぶ草花で彩られた風景とともに周辺の森林とよく調和し、他に類をみない特異な自然景観を有し魅力ある眺望景観を形成している。また、林内には、北方特有の鳥獣類が多く、海浜岩場には、数多くの海鳥が生息し景観に色どりを加えている。</p>

局名	設定月日	名称	所在・位置	規模 (ha)
				計 1,697.32
	昭和52年 10月1日	トムラウシ自然休 養林	上川郡新得町トムラウシ (十勝平野の北西部に位置し、東大雪連峰に属 するトムラウシ国有林)	大雪山系の南 側に属する大 雪山国立公園 内、標高660m ~860mの山麓 斜面に広がる トムラウシ国 有林 1,265.33 ha。 風致保護地区 190.34 風致整備地区 324.59 施業調整地区 731.32 施設地区 19.08 計 1,265.33
函館	昭和45年 9月10日	恵山自然休養林	亀田郡尻岸内町字柏野 函館事業区 1153.1154 林班 亀田郡鍛法華村字恵山 函館事業区 1155.1156 林班	風致保護地区 253.13 風致整備地区 175.89 施設地区 3.58 計 432.60
	昭和47年 3月10日	駒ヶ岳自然休養林	茅部郡森町 森事業区 1190~1198 林班 茅部郡鹿部村 森事業区 1200~1201 林班の一部 亀田郡七飯町 森事業区 1199 林班	風致保護地区 1,089.29 風致整備地区 177.99 施業調整地区 386.53 施設地区 0.70 計 1,654.51
	昭和47年 8月10日	ニセコ・神仙沼自 然休養林	虻田郡倶知安町 倶知安事業区 1~4. 8~18 林班 岩内郡共和町 岩内事業区 442~446. 450~454 林班	風致保護地区 1,034.35 風致整備地区 263.72 施設地区 740.34 計 2,038.41
	昭和50年 3月20日	ホロホロ山自然休 養林	有珠郡大滝村 室蘭事業区 88~94 林班 96. 98. 99 林班の一部	風致保護地区 213.32 風致整備地区 282.31 施設地区 46.54 計 542.17
	昭和50年 12月1日	美利河・二股自然 休養林	瀬棚郡今金町 今金事業区 227. 275~278. 282~229 林班 またはその一部 山越郡長万部町 八雲事業区 514. 515 林班 520~522 林班の一部	風致整備地区 623.69 施業調整地区 84.64 施設地区 2.10 計 710.43
	昭和52年 2月1日	狩場山	島牧郡島牧村 黒松内事業区 380. 385~398. 459. 462~464. 483 林班の全部 または一部 瀬棚郡瀬棚町 東瀬棚事業区 11. 12. 21~25. 136. 137 林班 の全部 またはその一部 瀬棚郡北桧山町 東瀬棚事業区 136. 137 林班の一部	風致保護地区 1,756.97 風致整備地区 375.17 施業調整地区 22.88 施設地区 0.40 計 2,155.42

注) 出典「昭和58年度北海道林業統計」(北海道)

特	色
	雄大、かつ原始的な景観を有する山岳公園として、広く一般に知られている大雪山国立公園の一部を占めており、その周辺一帯は、大森林が広がり、これに続いて大雪山連峰の高峰が、樹海を通して展望され、その雄大な眺めはすばらしいものである。また、大雪山連峰に源を発する十勝川は、人里離れた大自然のなかにあつて多数の観光資源をもち、ことに、この自然休養林内については、その支流に沿って、自然に湧き出る温泉が豊富であり、兩岸に断がいて絶壁が迫る溪谷、激しく落ち込む滝の壮観等、いずれも特色ある大自然で、秘境・未知の自然とも云われ、深山幽谷の感を提供し訪ずれる人達の期待に対し常に新鮮な興味を添えている。
	巨大な石英輝石安山岩の熔岩円頂丘をともなう活火山である恵山と、密度の濃い高山植物群落が主な景観である。とくに、ツツジやサラサドウダンの開花期の美観と紺碧の津軽海峡にうかがふ下北半島の遠望は絶景といえよう。
	印象的な活火山秀峰駒ヶ岳と大沼、小沼、蕁菜沼、そしてその三つの沼にうかがふ大小様々な島のおりなす景観はすぐれている。一方、山麓の森林植生は、植物生態学ないしは森林群落学的にも貴重な存在である。
	景観としてはニセコアンヌプリ、イワオヌプリ、ワイスホルン等の山岳美とイワオヌプリの熔岩円頂丘、神仙沼、大沼大谷地等の火山性湖沼及び高層湿原地帯と高山植物群落とがあげられる。とくに神仙沼付近のアカエゾマツやハイマツの群落、大谷地付近のフサスギナは一見にあたいしょう。
	主峰ホロホロ山はスイスのマッターホルンに似た山岳美をもつといわれるが、山頂からのぞむ樽前山、洞爺湖、羊蹄山ニセコ連峰など周囲の眺望にすぐれている。山頂付近の高山植物、中腹のアカエゾマツ純林の群落は、学術的、観賞的にも貴重な資源。なお、隣接民有地には三階滝があつて、溪谷美も有名である。
	四季多彩なブナ林、ピリカベツの溪谷、自然の歩道、奥にひそむ温泉宿(美利河と二股温泉)。一見変哲もないそこに仙境美利河の里といわれるような景観がある。丸山からの遠望は格別、川魚や山菜も人々をたのしませるだろう。地区は2つに区分できるが、一体的構成をたもつ。二股温泉は道文化財の石灰華ドームをもち、ラジウム温泉として知られる。
	道南の最高峰狩場山(1,520m)を中心に東狩場山、オコッナイ岳等の山岳美とキバナジャクナゲ、アオノツガザクラ等のお花畑が広がっている。賀老高原登山口付近には、高さ70m、幅30mの賀老の滝があり、北限地帯のうっ蒼とした原生的なブナ林に囲まれた溪谷などの深山幽谷の趣ある景観を誇っている。

(7) 緑地保全地区

① 北海道の緑地保全地区の指定状況

(昭和59年3月31日)

区域名	市町村名	区分	名称	面積 (ha)	決定年月日	備考	
						備	考
北海道計			16箇所	27.3			
札幌圏	札幌市		東月寒緑地保全地区	0.3	昭49.3.7(道) 569号		
			天神山	0.9	昭51.3.1(道) 586号		
			柏ヶ丘	3.6	昭51.12.21(道) 4057号		
			手稲富丘	1.2	昭53.12.16(道) 3724号		
			澄川	0.5	昭54.11.16(道) 3720号		
			発寒	0.5	昭55.12.20(道) 3040号		
			平岸	0.6	昭58.3.31(道) 599号		
			真駒内桜山	0.3	昭59.3.22(道) 468号		
			中の沢	4.6			
			柏ヶ丘第2	2.2			
			清田	1.1			
			清田第2	8.4	昭58.3.31(道) 600号		
			八垂別	1.0			
			西野	1.0			
			月寒東	0.6			
	北野坂の上						

注) 出典「昭和58年度北海道の都市計画」(北海道)

(8) 風致地区

① 北海道の風致地区の指定状況

(昭和59年3月31日現在)

区域名	市町村名	区分	名称	面積 (ha)	決定年月日	備考	
						備	考
北海道計			12箇所	3,591.4			
札幌圏	札幌市		大通り 風致地区	34.8	昭14.7.8(内) 387号	昭41.12.2(建) 3876号	変更
			豊平川	328.8			
			天神山	18.6			
			藻岩山	959.4			
			北海道神宮	874.2			
			発寒川	46.1			
			新川通り	46.8			
			創成川上	12.4			
			創成川下	46.0			
			東月寒向ヶ丘	129.3	昭41.12.2(建) 3876号		
			羊ヶ丘	1,067.5			
			ポプラ通り	27.5			

注) 出典「昭和58年度北海道の都市計画」(北海道)

(9) 緑地

① 北海道の緑地の設置状況

(昭和58年3月31日現在)

区域名	市町村名	区分	計 画		共 用		備 考	
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)		
北海道計			27	71	48	4,140.4	1,344.5	
札幌圏	札幌市	小計	2	14	11	651.0	84.6	
		札幌市		12	9	346.3	67.0	
		江別市		2	2	304.7	17.6	
函館圏	函館市	小計	2	9	3	341.1	328.4	
		函館市		8	3	340.3	328.4	
		七飯町		1	0.8			
旭川圏	旭川市		1	1	748.3	38.5		
室蘭圏	室蘭市		5	2	193.0	169.5		
釧路圏	釧路市		2	2	106.8	34.0		
帯広圏	帯広市	小計	2	13	13	921.0	81.6	
		帯広市		12	12	730.4	69.6	
		音更町		1	1	190.6	12.0	
千歳恵庭圏	千歳市	小計	2	6	2	13.6	3.6	
		千歳市		4	2	7.9		
		恵庭市		2	2	5.7	3.6	
苫小牧圏	苫小牧市	小計	2	2	2	532.1	526.4	
		苫小牧市		1	1	510.2	510.2	
		鵲川町		1	1	21.9	16.2	
北見	北見市		2	1	146.4	14.6		
岩見沢	岩見沢市		2		1.1			
留萌	留萌市		1		0.2			
稚内	稚内市		1	1	5.0	1.7		
士別	士別市		3	2	80.8	6.5		
名寄	名寄市		1	1	103.7	3.1		
三笠	三笠市		1	1	26.2	3.2		
滝川	滝川市		1	1	13.0	4.5		
深川	深川市		1	1	54.5	15.2		
富良野	富良野市		1		0.2			
美幌	美幌町		1		0.9			
池田	池田町		1	1	98.6	14.6		
本別	本別町		1	1	72.6	8.6		
標茶	標茶町		2	2	30.3	5.9		

注) 出典「昭和58年度北海道の都市計画」(北海道)

12) 北海道の河川・湖沼における魚種別採捕禁止期間

(昭和60年1月1日現在)

支庁別	河川名	適用区分	対象魚種名	禁 止 期 間												
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
石 符	厚 田 川	保 護 水 面	すべての水産動物													
	支 笏 湖	内水面調整規則	ひ め ま す													
	千 歳 川 (烏標舞橋上流)	委 員 会 指 示	すべての水産動物													
後 志	千 走 川	保 護 水 面	すべての水産動物													
	積 丹 川	同 上	同 上													
	古 宇 川	同 上	同 上													
	泊 川	同 上	同 上													
	余 別 川	同 上	同 上													
	尻 別 川 支 流 名 目	資 源 保 護 水 面	や ま べ													
	大 平 川	同 上	同 上													
松 山	利 別 川 支 流 メ ッ プ	保 護 水 面	すべての水産動物													
	見 市 川	同 上	同 上													
	須 築 川	同 上	同 上													
	太 魯 川	同 上	同 上													
	突 符 川	同 上	同 上													
	姫 川	同 上	同 上													
	石 崎 川	同 上	同 上													
渡 島	白 別 川	同 上	同 上													
	大 鴨 津 川	保 護 水 面	すべての水産動物													
	小 鴨 津 川	同 上	同 上													
	及 部 川	同 上	同 上													
	沙 泊 川	同 上	同 上													
	茂 草 川	同 上	同 上													
日 高	原 木 川	同 上	同 上													
	日 高 幌 別 川	保 護 水 面	すべての水産動物													
	ニ カ ン ベ ッ 川	同 上	同 上													
十 勝	歌 別 川	同 上	同 上													
	糠 平 湖 に 注 入 す る 河 川	内 水 面 調 整 規 則	や ま べ													
釧 路	然 別 湖 の 北 側	同 上	すべての水産動物													
	摩 周 湖	内 水 面 調 整 規 則	に じ め ま す に じ め ま す													

支庁別	河川名	適用区分	対象魚種名	禁 止 期 間												
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
根 室	西 別 川	保 護 水 面	すべての水産動物													
	別 当 貫 川	資 源 保 護 水 面	や ま べ													
	風 連 川 支 流 ・ 別 川	同 上	同 上													
	標 津 川 支 流 住 住	同 上	同 上													
網 走	遠 音 別 川	保 護 水 面	すべての水産動物													
	止 別 川	同 上	同 上													
	幌 内 川	同 上	同 上													
	奥 藻 別 川	同 上	同 上													
	ル シ ャ 川 支 流 ・ ポ ン ル シ ャ 三 三 川	資 源 保 護 水 面	や ま べ													
	斜 里 川 支 流 エ ト ン ビ 川	同 上	同 上													
	落 着 川 支 流 ウ ヅ ヅ 川	同 上	同 上													
宗 谷	興 部 川 及 び ベ ン ケ 川	同 上	同 上													
	増 幌 川	保 護 水 面	すべての水産動物													
	下 苗 太 路 川	同 上	同 上													
	幌 別 川 支 流 ・ パ ン ケ ナ イ 川	資 源 保 護 水 面	や ま べ													
留 萌	風 烈 布 川	同 上	同 上													
	信 砂 川	保 護 水 面	すべての水産動物													
空 知	暑 寒 別 川	同 上	同 上													
	雨 竜 人 工 湖 に 注 入 す る 河 川	内 水 面 調 整 規 則	や ま べ													
上 川	天 塩 川 支 流 ・ パ ン ケ ナ イ 川 及 び 班 深 川	資 源 保 護 水 面	同 上													

← → は禁止期間を示す。

- さけ・ますについては全道のすべての河川・湖沼（本表の河川・湖沼も含む。）において、周年どんな方法によっても採捕することが禁じられている。
- やまべについては本表の適用以外に全道の各河川において、次のことが適用される。
上川・空知・石符・後志・松山・渡島・胆振支庁管内の河川においては、4月1日から5月31日まで禁止
日高・十勝・釧路・根室・網走・宗谷・留萌支庁管内の河川においては、5月1日から6月30日まで禁止
- あゆについては、全道の河川において4月1日から6月30日まで及び9月1日から10月31日まで禁止
- 罰則 以上に違反したものは水産資源保護法又は北海道内水面漁業調整規則により、さけについては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、それ以外のものについては6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられることになっている。
- 北海道水産部漁業調整課調

Ⅸ 関係団体等の状況

1. 北海道の自然保護関係団体

支庁	団体名	連絡先	設立年月日	会員数	機関紙	役員	活動概要
石	社団法人 北海道自然保護協会	060 札幌市中央区北1条西7丁目 広井ビル5F 電話(011)251-5465	昭39.12.	個人 902 団体 106	「NOJ」(年4回) 「北海道の自然」 (年1回)	会長：八木健三 副会長：新妻博、札木照一郎 常務理事：斉藤禎男、俵浩三 成瀬謙二、中野徹三、長谷川雄七	自然保護に関する調査研究、指導、普及活動等
	北海道 自然保護団体連合	064 札幌市中央区南11条西8丁目 山鼻レジデンス1006 森田 朋子方 電話(011)511-9126	昭50.4	団体 23	「北の自然」	代表：井手貴夫	北海道における自然保護活動、加盟団体間等との連絡提携
	北海道 野鳥愛護会	060 札幌市中央区北1条西7丁目 広井ビル5F (社)北海道自然保護協会 気付 電話(011)251-5465	昭45.5	個人 420 団体 5	「北海道 野鳥だより」 (年4回)	会長：菅野寿衛吉 副会長：谷口一芳、柳沢信雄 代表幹事：小堀皇治	探鳥会等、野鳥愛護活動、野鳥知識の普及活動
	北海道 自然観察指導員連絡 協議会	060 札幌市中央区北1条西7丁目 広井ビル5F (社)北海道自然保護協会 気付 電話(011)251-5465	昭59.8	個人 106	「自然観察」 (不定期)	会長：八木健三 副会長：柳沢信雄、三浦二郎、島山俊雄	自然観察会活動を通じての自然保護思想の普及活動
	北海道 自然公園協会	060 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館 北海道町村会内 電話(011)241-7181	昭39.2	団体 103	無	会長：中川晋治 副会長：東峰元次、金沢精一、佐々木隆人	自然公園の保護及び利用のための宣伝普及活動等

石	財団法人 日本野鳥の会 札幌支会	060 札幌市北区北9条西4丁目 川口ビル2F 野生物情報センター内 電話(011)737-7841	昭57.6	800人	機関紙(月刊) 「カッコウ」	支部長：土屋文男	探鳥会等、野鳥愛護活動及び普及保護活動
	財団法人 日本野鳥の会 江別支会	江別市野幌末広町11-3 北方自然保護研究所内	昭22.5	個人 87人	定期 「ふるさとの自然」 (年4回) 「あかぎら」(月刊)	支部長：井上元則 副支部長：坂本与市 理事：北原義章、速水藤二郎 金子誠一、山口シヅ、武田忠義 仲西正彰	探鳥会等、野鳥愛護活動及び普及保護活動
	社団法人 北海道猟友会	001 札幌市北区北6条西6丁目 第2山崎ビル内 電話(011)747-2006	昭42.2	個人 13,689人 団体 70支部	定期 「猟友会報」 (毎年8月発行)	会長：駒崎久雄 副会長：泉重陽、工藤明雄、鈴木新 専務理事：斉藤春雄	狩猟の適正化をはかり違反、事故の防止等に狩猟鳥獣の増殖及び野生鳥獣の保護増殖をはかる
	札幌周辺の 自然を考える会	064 札幌市中央区南11条西8丁目 山鼻レジデンス1006 森田 明子方 電話(011)511-9126		150人		会長：都筑むつみ	札幌周辺の自然環境を守るための活動
	支笏湖の 自然を考える会	札幌市北区茨戸2-508 広瀬 靖彦方	昭59.3	個人 540人	不定期 「自然からの メッセージ」	会長：武田 顕 副会長：広瀬靖彦 役員：佐藤雅彦 吉小牧代表：網島正人	支笏湖地域の自然保護活動
大雪山の自然を守る会	064 札幌市中央区南11条西8丁目 山鼻レジデンス1006 森田 明子方 電話(011)511-9126		300人		会長：空席	大雪山地域の自然保護活動	

石	石狩町自然保護協会 キ ャ ャ ハ ウ ス	061-32 石狩郡石狩町花川北2条2丁目 86 電話(0133)74-6239	昭 59. 5	個人 60人	不定期 "石狩の自然"	会長：小坂正雄 副会長：阿部 正、本間堅治	自然観察会等、石狩町における 自然保護思想の普及啓発
	キ ャ ャ ハ ウ ス	064 札幌市中央区南2条西5 ワイルドギャラリー内 電話(011)221-0445	昭 51. 1	個人 300人	不定期 "キツネハウス"	代 表：平井百合子	キタキツネの保護活動、 自然観察会、ギャラリーの開設 による普及啓発
	シマリス&自然友の会	064 札幌市中央区南4西10 ユニハウス406 坂井 博幸方 電話(011)531-8753 夜 512-4657	昭 55. 5	個人 50人	不定期 "シマリス&自然"	リーダー：坂井博幸 サプリーダー：真鍋幸雄、棚田 正春、今富富士雄、沢口三穂子、 榊原早苗	動植物についての学習会及び観 察会及び都市公害についての学 習会
	藻岩山を守る会	061-21 札幌市南区真駒内上町5 志尾 竜 電話(011)551-0379	昭 51. 6	個人 40人	無	会 長：平井秀松 副会長：志尾 竜	藻岩山の自然を守る活動
狩	愛鳥教育研究会 北海道支部	061-21 札幌市南区豊滝492 豊滝小学校 柳沢 信雄 電話(011)596-2654	昭 60. 1	個人 58人 団体 4	不定期 (名称 未定)	支部長：柳沢信雄 副支部長：水崎 満 幹 事：伊藤幸男、梶浦孝純、 霜村耕一	学校内外の協力のもとに児童生 徒を対象とした愛鳥教育の普及 と会員相互の研修
	浜 辺 と 海 を さ れ い に す る 会	060 札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館 和田法律事務所内	昭 54. 5	個人 700人 団体 7	不定期 "浜辺と海"	会 長：和田壬三 副会長：北川義政	石狩浜、豊平川、支笏湖等にお ける清掃活動を通じての自然愛 護活動

石	さっぽろサケの会	062 札幌市豊平区平岸4条13丁目 北海道テレビ放送内 電話(011)823-6038	昭 53. 10	個人 32人 団体 2	不定期 "北の川"	代 表：吉崎昌一 総務理事：菅原安信 常任理事：渡辺 進、鍛冶英介、 岸 力、黒田基義、山中鉄男、 西田良子、久末聖治、由良隆光、 秋庭鉄之	豊平川にサケを呼び戻す運動、 豊平川をきれいにする運動
	千歳川とサケの会	066 千歳市高台4-1-12 藤本 治康 電話(0123)23-5918	昭 58. 3	個人 300人	無	会 長：藤本治康 副会長：長沢邦雄、池田吉和 理 事：綿川義夫、開発一美 坂元勝雄、佐々木昭、神出晴夫、 高田広治、仲村紀雄、福田恒、 藤本敏広	千歳川における河川環境、サケ 資源の保護運動
	さっぽろ野の花の会	060 札幌市北区北9条西4丁目 川口ビル2F 野生々物情報センター内 電話(011)737-7841	昭 59. 3	個人 80人	不定期 "野の花ニユース"	世話人：丸山博子、長谷川哲雄、 前田祐子、三木 昇	植物観察会、スケッチ会を通じ ての自然に対する認識の普及啓 発
	財団法人 日本野鳥の会道央支部	061-13 恵庭市西島松462 山岸 貢方	昭 58. 4	個人 100人	定期 "コタンコルカムイ"	支部長：山岸 貢 副支部長：今井雄二、嶋田 忠	探鳥会等、野鳥愛護活動及び普 及保護活動
	昆虫同好会 SAPPOR HORNET CLUB	061-01 札幌市白石区青葉町2丁目 12-17 川村 剛一方 電話(011)891-0911	昭 37. 4	個人 100人	不定期 "えんごさく" "HORNET"	運営委員：高田伸一、佐々木修 彦、三上 治、木下雅人、片山 孝行、楠 祐一	昆虫の自然観察会活動
狩	北海道 バードカービングクラブ	064 札幌市中央区北1条西28丁目 426 北尾 方 電話(011)611-6455	昭 59. 6	個人 30人	不定期 "アカゲラ通信" (発行予定)	代 表：北尾久美子	バードカービングを通しての鳥 類保護運動

石狩	野生生物情報センター 札幌市北区北9条西4丁目 川口ビル2F 電話(011)737-7841	昭59.4		定期 「ワイルドライフレポート」	代表委員：小川 巖 運営委員：住友順子、島田明英、丸山博子、長谷川哲雄、三木昇	野生生物に関する情報の提供、調査、出版等
渡	042 函館市榎本町1~17 宗 像方 電話(0138)57-3648	昭46.8	個人 170人	定期 「南北海道自然保護協会々報」	会 長：宗像英雄 副会長：榎方明陽、中尾 繁	道南地域の自然保護に関する調査、普及活動
	041 函館市東山1丁目6-24 水本 八弥方 電話(0138)51-4359	昭55.8	個人 115人	定期 「チカッパ」	支部長：水本八弥 副支部長：吉田省三、有馬健二 幹事長：小松俊男	探鳥会等、野鳥愛護活動及び普及保護活動
島	041-11 七飯町鳴川133 電話(0138)65-2145	昭47.8	個人 12人	無	会 長：加納誠一	七飯町及びその周辺の自然保護活動
	049-31 八雲町末広町214 掛川 岩太方 電話(01376)2-2847	昭26.4	個人 15人		会 長：北口 盛	巣箱掛け、給餌台取付など野鳥の愛護活動
	041 函館市美原3丁目46番15号	昭28.4	個人 200人	無	会 長：宗像英雄	道内地域の植物の観察会活動等

渡島	040 函館市五稜郭公園 函館博物館五稜郭分館内	昭27.2	個人 20人	不定期 「エゾシロ」 会報「アイノ」	世話人：中嶋謙二	道内における昆虫の分布調査及び児童に対する普及啓蒙活動
後志	047 小樽市花園1丁目11-2 佐々木 勇方 電話(0134)22-2776	昭26.5	個人 107人 団体 1	不定期 「あおぼと」	支部長：佐々木勇 副支部長：中野高明 理事代表：吉田五市、熊 務；渡辺俊夫	探鳥会等、野鳥愛護活動及び普及保護活動
空	074 深川市2条17番17号 深川市役所内 東辻 明 電話(01642)2-1111	昭50.6	個人 10人	無	会 長：藤岡辰二	探鳥会、自然観察会等を通じての自然保護活動
	073-02 空知郡上砂川町字上砂川44 上砂川町立上砂川小学校内	昭55.4	団体 12	不定期 「上砂川の自然」 シリーズ	代 表：立花由之	上砂川町の地質・地形、植物分布等の調査、普及活動
知	079-01 美瑛市美瑛1610 専修大北海道短期大学内 電話(01266)3-4321	昭52.8	個人 38人	不定期(年6・7回) 「道北支部通信」	支部長：正富宏之	探鳥会等、野鳥愛護活動及び普及保護活動
	068 岩見沢市美園1条2丁目 若林 信男 電話(0126)24-3119	昭57.5	個人 51人	定期 「しまえなが」	会 長：松本一郎 副会長：多田政光、長岡範子 役員：山田良造、長岡宏幸、船造淳一、島山一雄、島山美代、住友紀明	探鳥会等、野鳥愛護活動及び普及保護活動

空知	深川野鳥の会 旭川市1条9番21号 電話(01642)3-3033	昭54.6	個人33人	不定期 "囀り"	会長:布川昭雄 幹事(副会長):波連賢治、 木村芳美	探鳥会等、野鳥愛護活動。 緑少年団等の自然保護思想の高揚
上	大雪と石狩の 自然を守る会 旭川市6条13丁目左1号 旭川教育文化センター内 電話(0166)23-1907	昭47.12	個人400人	定期 "ヌアアカムッペ"	総代表:稲田孝治 山代表:寺島一男 森代表:岡村秀雄 川代表:三浦国彦	大雪山・石狩川を中心にした自 然保護運動
	石狩川を きれいにする会 旭川市豊岡5条1丁目市住 926 電話(0166)31-3049	昭48.12	個人40人	不定期 "石狩川"	会長:大上修一	石狩川の浄化運動
	旭川野鳥の会 旭川市旭岡1-14-5 佐藤 正三方 電話(0166)51-4447	昭47.4	個人170人	定期 "北の野鳥" (旭川野鳥の会と 共同発行)	会長:佐藤正三 副会長研究部部長:石川信夫 副会長普及部部長:岡村秀夫 副会長事務局:丸子幸子	愛鳥思想の普及、調査研究、探 鳥会
川	財団法人 日本野鳥の会 旭川支部 旭川市旭岡1-14-5 佐藤 正三方 電話(0166)51-4447	昭54.4	個人45人	定期 "北の野鳥" (旭川野鳥の会と 共同発行)	支部長:佐藤正三 副支部長:石川信夫	愛鳥思想の普及、調査研究、探 鳥会活動
	名寄野鳥の会 名寄市緑丘5番地 鷲巣 俊誠方 電話(01654)3-6495	昭56.5	個人76人	定期(年1回) 会誌"あからげ" 会報(年3回)	会長:鷲巣俊誠 副会長:大河原誠、若梅正俊	探鳥会、野鳥調査、野鳥教室等

上	嵐山と親しむ会 旭川市4条8丁目 カラエ芸社内 電話(0166)26-1827	昭55.3	個人60人	無	会長:今津秀雄 副会長:篠原 明、茂木明雄	山菜教室、自然教室等、自然観 察活動
	なよろ野外 植物観察の会 名寄市西7条北4丁目 本間尚治郎方 電話(01654)3-9941	昭58.11	個人82人	定期(年10回) 会報 "えんれいそう"	会長:本間尚治郎 副会長:長谷川 功	野外植物観察会、研修会活動
川	旭川風土保全協会 旭川市永山8条20丁目 佐々木多喜雄方 電話(0166)48-6625	昭46.1	個人15人	不定期 "旭川風土保全" 協会会報"	会長:藤 政男 副会長:斎藤 恒弐	旭川市内における自然に関する 調査研究および資料の収集
	旭川帰化植物 研究サークル 旭川市10条12丁目右4号 塩田 惇方 電話(0166)23-8744	昭49.5	個人11人	定期 "旭川の帰化植物"	代表:塩田 惇	旭川地方の一般植物の調査、上 川管内の帰化植物についての調 査研究
留萌	天塩野鳥保護の会 天塩町山手裏通3丁目 1805番地 電話(01632)2-1316	昭54.4	団体42	無	会長:笹原啓公 副会長:横溝 守、山口研吉 理事:中島伸一、吉田孝子、 松浦利徳、田所正雄、長谷川義 美、千葉英明	探鳥会等、野鳥の普及愛護及び 白鳥の結核等野鳥保護活動
網走	財団法人 小清水自然と語る会 小清水町字小清水651-8 平野 賢昭方 電話(0152)62-2780	昭53.7	580人		会長:大出 進	サンクチュアリー活動

網	財団法人 日本野鳥の会 小清水支部	099-36 斜里郡小清水町3区 小清水郵便局内 電話(0152)62-2800	昭 56. 7	個人 33人	定期(年3回) "おじろ"	会長:玉田 誠	探鳥会等、野鳥愛護活動
	紋別郷土史研究会	紋別市花園町1丁目6-14 村田 四郎方 電話(01582)3-2835	昭 43.12	個人 32人	定期 会報(年1~ 2回)	会長:村田四郎 幹事:佐藤武夫、佐藤和利、 福原長吉、小野 哲、岡林信子、 長谷川洋子	郷土史、野鳥生息、植物の調査 等活動
	森と湖の会	網走市ニツ岩105-2 民宿あらか内 電話(0152)44-2593	昭 59. 8	個人 50人	定期 "森と湖"	代表:寺田周史	自然保護等に関する講演会、映 画会などの活動 自然探索の会
	青い海と緑を守る会	斜里郡斜里町本町41 知床博物館内 電話(01522)3-1256	昭 49. 9	個人 43人	不定期 "青い海ニュース"	会長:午米 昌 副会長:山崎 猛、石井政之 理事:遠山和雄、保田武雄、 森 信也、木田剛嗣、金田清見、 繁仕家房雄、大瀬 昇	知床地域における自然保護活動
	知床野鳥の会	斜里町豊倉13番地 中島 一己方 電話(01522)3-5379	昭 57. 5	個人 64人	不定期 "ノビタキ"	会長:森 信也 副会長:佐藤正悟	野鳥観察会、学習会、調査等野 鳥の保護活動
	浜頓別町 自然保護協会	枝幸郡浜頓別町字浜頓別154 山崎呉服店内 電話(01634)2-3338	昭 47.10	個人 10人	不定期	会長:山崎 進 副会長:佐藤 豊 理事:山内 昇	巣箱の整備、白鳥の給餌等、野 鳥の保護活動 啓発標識の設置等、自然保護思 想の普及活動
宗 谷							

胆 振	胆振植物友の会 白老同好会	白老町字白老24-1 白老ユースホステル内 電話(0144)82-2302	昭 55. 6	個人 8人		会長:岡 昇	胆振の植物の生態調査、保護
	苫小牧 郷土文化研究会	苫小牧市旭町2丁目8番19号 苫小牧文化会館気付 電話(0144)36-7823	昭 59. 4	個人 63人	不定期 "郷土の研究" "月報郷文研会報"	会長:門脇松次郎	ウトナイ湖の白野の調査、及び 植物群落調査
	日本野鳥の会 苫小牧支部	053 苫小牧市光洋町3-3-10 紀藤 義一方 電話(0144)72-4927				支部長:紀藤義一	探鳥会、野鳥調査等、ウトナイ 湖等苫小牧地域の野鳥保護運動
	苫小牧自然保護協会	053 苫小牧市光洋町3-3-10 紀藤 義一方 電話(0144)72-4927				会長:門脇松次郎	自然観察会、講演等自然保護思 想の啓蒙、苫小牧地域の自然保 護運動
	日本野鳥の会 室蘭支部	050 室蘭市水元町19-16 井戸井 剛方 電話(0143)44-9009		100人		支部長:本多 進	探鳥会、野鳥調査等による野鳥 愛護活動
日 高	日高野鳥の会	北海道沙流郡日高町々役場内 電話(014576)3171 内15(武井)	昭 57. 5	団体 24	定期 "あかげら"	会長:藤本 隆 副会長:西尾 正、山田喜代一	探鳥会、給餌等野鳥愛護活動

日高	北方植物研究会 様似町会所町1番地 様似郷土会館内 電話(01463)6-3335	昭 37. 5	個人 17人	無	会長：根城 勇 副会長：岡部鉄郎	町内自生の植物の調査 緑愛護心の養成活動
十	080 帯広市稲田町 帯広畜産大野生動物管理 学研究室内 電話(0155)48-5111	昭 52. 4	個人 110人 団体 2	定期 〓十勝野鳥だより〓	会長：芳賀良一	探鳥会、調査、講演会活動
	河西郡芽室町新生 北海道農業試験場畑作部内 電話(01556)62-2721	昭 48. 5	団体 15	無	会長：寺西洋三 副会長：高玉金光、平井徳雄	自然林の保護活動
勝	帯広市東10南8 帯広営林署 南部 敏夫 電話(0155)23-7131	昭 53. 2	個人 230人 団体 14	不定期 〓十勝川〓	代表：佐々木良三 副代表：山根 裕	河川浄化、環境保全対策運動
	080 帯広市稲田町西2線9号 帯広畜産大学内 電話 学生課(0155)48-5111 寮 〓 48-2033 〓 48-2928	昭 36. 秋	個人 24人	定期 〓どんかち〓 (年1回)	会長：池田亨嘉 副会長：出口文豊	野鳥、高山植物の探査活動
	帯広市緑ヶ丘 帯広動物園内 電話(0155)24-2437	昭 50. 6	個人 48人	定期 〓ククルス〓	会長：小野登志和 副会長：伊藤篤二、土田光子	野鳥を通じての自然保護運動、 生態調査、青少年の育成、各地 の探鳥会、スライドによる学習 会活動

釧路	085 釧路市春湖台1-7 釧路市立博物館内 電話(0154)41-5809	昭 46. 7	個人 61人	無	会長：桜井基博 副会長：土屋祝郎、札木照一朗、 荒磯敏知 幹事長：小川安久	釧路湿原、春採湖、道東海岸線 地域に対する自然保護活動
	085 釧路市春湖台1-7 釧路市立博物館内 電話(0154)41-5809	昭 30. 3	個人 80人 団体 1	無	支部長：永田洋平 副支部長：門脇勲、種田正一	探鳥会、全国一斉のシギ・チドリ 調査、ガンカモ調査等の調査 活動
	085-02 阿寒町字中央 阿寒町教育委員会内 電話(0154)66-2122	昭 40. 11.	正会員 20人 賛助会員 250人	〓タンチョウ保護 情報〓 (年2回)	会長：吉田勝美 副会長：藤沢邦雄	タンチョウの保護活動、結核・ 調査・監視、保護思想の普及活 動
	084 釧路市駒牧9線107 高谷 鉄道方 電話(0154)56-2604	昭 50.	個人 3人	個人 3人	会長：高谷鉄造	そぞ鹿の保護活動
根室	085-02 阿寒郡阿寒町阿寒湖畔 電話(0154)67-2207	昭 58. 4			理事長：前田三郎 常務理事：新妻栄体	自然環境の保全と適正な利用に 関する調査研究、自然保護思想 の普及啓蒙
	087 根室市松本町2 細川 寛了方 電話(01532)3-2942	昭 48. 11	個人 200人	不定期	会長：(現在空席) 副会長：三浦二郎 理事：森 繁明、高田 勝、 小林秀雄、松村一朗、西船 一、 奥沢信治	根室地方における自然保護活動 及び自然保護思想の普及啓蒙、 風連湖を見る会、探鳥会、東北 海道の自然保護団体の交流

根室	根室自然教育研究会 088-26 標津郡中標津町字養老牛 養老牛小中学校内 電話(01537)8-2400	昭 48. 2	個人 51人	不定期 "根室の自然と教育"	会 長：三浦二郎 副会長：小山利夫 理事：遠藤雅広、岡井健、 小林秀雄、高田勝、中村昭紀、 畑中稔、本田克代、前野 勲、 松井信輝、吉田 博	根室地方の自然や先史について 調査研究 根室地方の自然教育の振興
室	財団法人 鳥の会 根室支部 086 根室市東梅 249 高田 勝方 電話(01532)5-3905	昭 56. 12	個人 61人	定期 "フレ・チカップ"	支部長：三浦二郎 副支部長：森 栄郎	探鳥会を中心に、植物・昆虫観 察会やキャンプなどの野外活動 自然保護の観点からの野外調査

2. 北海道のナショナル・トラスト関係団体

(昭59年9月現在)

名 称	推 進 団 体	対 象 地	活 動 状 況 及 び 経 緯	備 考
知床「国立公園100平 方メートル運動」	斜里町 (099-41 斜里郡斜 里町本町 斜里町企画 振興課)	斜里郡斜里町岩尾別地 区 (知床国立公園、第3 種特別地域)	・昭52.2「知床百平方メートル運動」として活動開始 ・1口8,000円/100㎡ ・取得目標472ka、322ka取得済(59.8現在) ・斜里町が全国から拠金を買い付け民有地を買上げ植林を実施	・対象地は離農跡地 ・昭39.6国立公園に指定
「オホーツクの村」つ くり運動	(財)小清水自然と語 る会 (099-36 斜里郡小 清水町7区)	斜里郡小清水町浜小清 水	・昭53.7会を結成(昭56.1村民募集開始) ・1口10万円/500㎡(子供2万円/100㎡) ・現在、約23kaの山林、原野を買い取り保全を図っている	・財団法人設立(昭58.7)
ウトナイ湖パードサン クチュアリ	(財)日本野鳥の会 (059-13 苫小牧市 植苗150-3 ウトナイ 湖サンクチュアリ「ネ チャー・センター」)	苫小牧市植苗ウトナイ 湖畔	・昭51.5 野鳥保護募金スタート(昭52.7サンクチュアリ 募金スタート) ・昭56.5 一般公開 ・募金額 約1億円 ・市有地を借地(0.1ka)、約510kaをサンクチュアリとして利用	・年間利用者 約2万人 ・常駐職員 2名
前田一歩園財団	(財)前田一歩園財団 (085-02 阿寒郡阿 寒町字シアンス 7- 62)	主に阿寒湖畔 (阿寒国立公園)	・前田家所有山林(約3,600ka)等を一括財団に寄附し、管理して いる。 ・自然環境の保全と適正な利用に関する調査研究、自然保護思想の 普及、啓蒙等の諸事業を実施	・財団法人設立(昭58.4)

注) 北海道生活環境部自然保護課調

3. 自然保護関係機関 環境庁

名 称	所 在 地	電 話 番 号
阿寒国立公園管理事務所	〒088-34 川上郡弟子屈町川湯	01548-3-2335
阿寒国立公園阿寒湖畔管理官事務所	〒085-04 阿寒郡阿寒町阿寒湖畔	0154-67-2624
利尻礼文サロベツ国立公園管理官事務所	〒097 稚内市栄1丁目2-11	0162-2-5623
知床国立公園羅臼管理官事務所	〒086-18 目梨郡羅臼町湯の川	01538-7-2402
大雪山国立公園層雲峡管理官事務所	〒078-17 上川郡上川町東町268-2	01658-2-2574
大雪山国立公園勇駒別管理官事務所	〒071-14 上川郡東川町北4条西2号	016682-2527
大雪山国立公園糠平管理官事務所	〒080-14 河東郡上士幌町上士幌247	01564-2-3337
支笏洞爺国立公園支笏湖畔管理官事務所	〒066-02 千歳市湖畔	01232-5-2350
支笏洞爺国立公園洞爺湖畔管理官事務所	〒049-57 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町	01427-5-2548

北 海 道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
生活環境部自然保護課	〒060 札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111
石狩支庁経済部林務課	〒060 " " 北3条西7丁目	011-231-4111
渡島 " "	〒040 函館市五稜郭町26番地8号	0138-51-9111
桧山 " "	〒043 桧山郡江差町字陣屋町336-3	01395-2-1010
後志 " "	〒044 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	01362-2-1111
空知 " "	〒068 岩見沢市8条西5丁目	0126-23-2231
上川 " "	〒070 旭川市6条10丁目	0166-26-1211
留萌 " "	〒077 留萌市寿町1丁目69	01644-2-1511
宗谷 " "	〒097 稚内市大黒5丁目1-22	0162-23-2510
網走 " "	〒093 網走市北7条西3丁目	01524-4-7171
胆振 " "	〒051 室蘭市幸町9番11号	0143-22-9131
日高 " "	〒057 浦河郡浦河町大通2丁目23	01462-2-2211
十勝 " "	〒080 帯広市東3条南3丁目-1	0155-24-3111
釧路 " "	〒085 釧路市浦見2丁目2-54	0154-41-1131
根室 " "	〒087 根室市常盤町3丁目28	01532-3-6131
大沼国立公園管理事務所	〒041-13 亀田郡七飯町字大沼141	0138-67-2011
ニセコ積丹半島海岸国立公園管理事務所	〒044 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	01362-2-1111
網走国立公園管理事務所	〒093 網走市北7条西3丁目 網走支庁内	01524-4-7171
十勝支庁日高山脈襟裳国立公園 管理事務所	〒080 帯広市東5条南9丁目 十勝支庁内	0155-24-3111
日高支庁 " "	〒057 浦河郡浦河町大通2の23 日高支庁内	01462-2-2211

注) 北海道生活環境部自然保護課調

1. 人間環境宣言 (1972.6・国連人間環境会議)

国連人間環境会議は1972年6月5日から16日までストックホルムで開催され、人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くため共通の見解と原則が必要であると考え、以下のとおり宣言する。

1. 人は環境の創造物であると同時に、環境の形成者である。環境は人間の生存を支えるとともに、知的、道徳的、社会的、精神的な成長の機会を与えている。地球上での人類の苦難にみちた長い進化の過程で、人は、科学技術の加速度的な進歩により、自らの環境を無数の方法と前例のない規模で変革する力を得る段階に達した。自然のままの環境と人によって作られた環境は、ともに人間の福祉、基本的人権ひいては、生存権そのものの享受のため基本的に重要である。
2. 人間環境を保護し、改善させることは、世界中の人々の福祉と経済発展に影響を及ぼす主要な課題である。これは、全世界の人々が緊急に望むところであり、すべての政府の義務である。
3. 人は、たえず経験を生かし、発見、発明、創造および進歩を続けなければならない。今日四囲の環境を変革する人間の力は、賢明に用いるならば、すべての人々に開発の恩恵と生活の質を向上させる機会をもたらすことができる。誤って、また不注意に用いるならば、同じ力は、人間と人間環境に対しはかり知れない害をもたらすことになる。われわれは地球上の多くの地域において、人工の害が増大しつつあることを知っている。その害とは、水、大気、地球、および生物の危険なレベルに達した汚染、生物圏の生態学的均衡に対する大きな、かつ望ましくないかく乱、かけがえのない資源の破壊と枯渇および人工の環境、とくに生活環境、労働環境における人間の肉体的、精神的、社会的健康に害を与える甚だしい欠陥である。
4. 開発途上国では、環境問題の大部分が低開発から生じている。何百万人の人々が十分な食物、衣服、住居、教育、健康、衛生を欠く状態で、人間としての生活を維持する最低水準をはるかに下回る生活を続けている。このため開発途上国は、開発の優先順位と環境の保全、改善の必要性を念頭において、その努力を開発に向けなければならない。同じ目的のため先進工業国は、自らと開発途上国との格差をちぢめるよう努めなければならない。先進工業国では、環境問題は一般に工業化および技術開発に関連している。
5. 人口の自然増加は、たえず環境の保全に対し問題を提起しており、この問題を解決するため、適切な政策と措置が十分に講じられなければならない。万物の中で、人間は最も貴重なものである。社会の進歩を推し進め、社会の富を創り出し、科学技術を発達させ、労働の努力を通じて人間環境をつねに変えてゆくのは人間そのものである。社会の発展、生産および科学技術の進歩とともに、環境を改善する人間の能力は日に日に向上する。
6. われわれは歴史の転回点に到達した。いまやわれわれは世界中で、環境への影響に一層の思慮深い注意を払いながら、行動をしなければならない。無知、無関心であるならば、われわれは、われわれの生命と福祉が依存する地球上の環境に対し、重大かつ取り返しのつかない害を与えることとなる。逆に十分な知識と賢明な行動をもってするならば、われわれは、われわれ自身と子孫のため、人類の

必要と希望にそった環境で、より良い生活を達成することができる。環境の質の向上と良い生活の創造のための展望は広く開けている。いま必要なものは、熱烈であるが冷静な精神と、強烈ではあるが秩序だった作業である。自然の世界で自由を確保するためには、自然と協調して、より良い環境をつくるため知識を活用しなければならない。現在および将来の世代のために人間環境を擁護し向上させることは、人類にとって至上の目標、すなわち平和と、世界的な経済社会発展の基本的かつ確立した目標と相並び、かつ調和を保って追求されるべき目標となった。

7. この環境上の目標を達成するためには、市民および社会、企業および団体が、すべてのレベルで責任を引き受け、共通な努力を公平に分担することが必要である。あらゆる身分の個人も、すべての分野の組織体も、それぞれの行動の質と量によって、将来の世界の環境を形成することになる。地方自治体および国の政府は、その管轄の範囲内で大規模な環境政策とその実施に関し最大の責任を負う。この分野で開発途上国が責任を遂行するのを助けるため、財源調達に国際協力も必要とされる。環境問題は一層複雑化するであろうが、その広がりにおいて地域的または全地球的なものであり、また共通の国際的領域に影響を及ぼすものであるため、共通の利益のため国家間の広範囲な協力と国際機関による行動が必要となるであろう。国連人間環境会議は、各国政府と国民に対し、人類とその子孫のため、人間環境の保全と改善を目ざして、共通の努力をすることを要請する。

原 則

共通の信念を次のとおり表明する。

1. 人は尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由、平等および十分な生活水準を享受する基本的権利を有するとともに、現在および将来の世代のため環境を保護し改善する厳粛な責任を負う。これに関し、アパルトハイト（人権隔離政策）、人種差別、差別的取扱い、植民地主義その他の圧制および外国支配を促進し、または恒久化する政策は非難され、排除されなければならない。
2. 大気、水、大地、動植物およびとくに自然の生態系の代表的なものを含む地球上の天然資源は、現在および将来の世代のために、注意深い計画と管理により適切に保護されなければならない。
3. 更新できる重要な資源を生み出す地球の能力は維持され、可能な限り、回復または向上されなければならない。
4. 祖先から受けついできた野生生物とその生息地は、今日種々の有害な要因により重大な危機にさらされており、人はこれを保護し、賢明に管理する特別な責任を負う。野生生物を含む自然の保護は、経済開発の計画立案において重視しなければならない。
5. 地球上の更新できない資源は将来の枯渇の危険に備え、かつ、その使用から生ずる成果がすべての人間に分かち与えられるような方法で、利用されなければならない。
6. 生態系に重大または回復できない損害を与えないため、有害物資その他の物資の排出および熱の放出を、それらを無害にする環境の能力を超えるような量や濃度で行なうことは、停止されなければならない。環境汚染に反対するすべての国の人々の正当な闘争は支持されなければならない。
7. 各国は、人間の健康に危険をもたらす、生物資源と海洋生物に害を与え、海洋の快適な環境を損ない、海洋の正当な利用を防げるような物資による海洋の汚染を防止するため、あらゆる可能な措置をとらなければならない。
8. 経済および社会の開発は、人にとって好ましい生活環境と労働環境の確保に不可欠なものであり、

かつ、生活の質の向上に必要な条件を地球上につくりだすために必須のものである。

9. 低開発から起こる環境上の欠陥と自然災害は重大な問題になっているが、これは開発途上国の自らの努力を補うための相当量の資金援助および技術援助の提供と、必要が生じた際の時宜を得た援助で促進された開発により、最もよく救済することができる。
10. 開発途上国にとって、一次産品および原材料の価格の安定とそれによる十分な収益は環境の管理に不可欠である。生態学的なプロセスと並んで経済的な要素を考慮にいれなければならないからである。
11. すべての国の環境政策は、開発途上国の現在または将来の開発の可能性を向上させねばならず、その可能性に対して悪影響を及ぼすものであってはならず、すべてのひとのより良い生活条件の達成を妨げてはならない。また環境上の措置によってもたらされる国内および国際的な経済的帰結を調整することの合意に達するため、各国および国際機関は適切な措置をとらなければならない。
12. 開発途上国の状態とその特別の必要性を考慮し、開発計画に環境保護を組み入れることから生ずる費用を考慮に入れ、さらに要求があったときは、この目的のための追加的な技術援助および資金援助が必要であることを考慮し、環境の保護向上のため援助が供与されなければならない。
13. 合理的な資源管理を行ない、環境を改善するため、各国は、その開発計画の立案にあたり国民の利益のために人間環境を保護し向上する必要性と開発が両立しうるよう、総合性を保ち、調整をとらなければならない。
14. 合理的な計画は、開発の必要性と環境の保護向上の必要性との間の矛盾を調整する必須の手段である。
15. 居住および都市化の計画は、環境に及ぼす悪影響を回避し、すべての人が最大限の社会的、経済的および環境上の利益を得るよう、立案されなければならない。これに関し、植民地主義者および人種差別主義者による支配のため立案された計画は放棄されなければならない。
16. 政府によって適当と考えられ、基本的人権を害することのない人口政策は、人口増加率もしくは過度の人口集中が環境上もしくは開発上悪影響を及ぼすような地域、または人口の過疎が人間環境の向上と開発を妨げるような地域で、実施されなければならない。
17. 国の適当な機関に、環境の質を向上する目的で、当該国の環境資源につき計画し、管理し、または規制する任務が委ねられなければならない。
18. 科学技術は、経済・社会の発展への寄与の一環として、人類の共通の利益のため環境の危険を見きわめ、回避し、制御すること、および環境問題を解決することに利用されなければならない。
19. 環境問題についての若い世代と成人に対する教育は一恵まれない人々に十分に配慮して行なうものとし、個人、企業および地域社会が環境を保護向上するよう、その考え方を啓発し、責任ある行動をとるための基盤を拡げるのに必須のものである。
マスメディアは、環境悪化に力をかしてはならず、すべての面で、人がその資質を伸ばすことができるよう、環境を保護改善する必要性に関し、教育的な情報を広く提供することが必要である。
20. 国内および国際的な環境問題に関連した科学的な研究開発は、すべての国とくに開発途上国において推進されなければならない。これに関連し、最新の科学的情報および経験の自由な交流は、環境問題の解決を促進するため支持され、援助されなければならない。環境に関連した技術は、開発途上国に経済的負担を負わせることなしに、広く普及されることを促進するような条件で提供されなければなら

ならない。

21. 各国は、国連憲章及び国際法の原則に従い、自国の資源をその環境政策に基づいて開発する主権を有する。各国はまた、自国の管轄権内または支配下の活動が他国の環境または国家の管轄権の範囲を越えた地域の環境に損害を与えないよう措置する責任を負う。
22. 各国は、自国の管轄権内または支配下の活動が、自国の管轄権の外にある地域に及ぼした汚染その他の環境上の損害の被害者に対する責任および補償に関する国際法を、さらに発展せしめるよう協力しなければならない。
23. 国際社会において合意されるクライテリアまたは国によって決定されるべき基準に拘泥することなく、すべての場合においてそれぞれの国の価値体系を考慮することが重要である。最も進んだ先進国にとって妥当な基準でも開発途上国にとっては、不相当であり、かつ、不当な社会的費用をもたらすことがあり、このような基準の適用の限度についても考慮することが重要である。
24. 環境の保護と改善に関する国際問題は、国の大小を問わず、平等の立場で、協調的な精神により扱わなければならない。多国間取り決め、二国間取り決めその他の適当な方法による協力は、すべての国の主権と利益に十分な考慮を払いながら、すべての分野における活動から生ずる環境に対する悪影響を予防し、除去し、減少し、効果的に規制するため不可欠である。
25. 各国は、環境の保護と改善のため、国際機関が調整され能率的で力強い役割を果せるよう、協力しなければならない。
26. 人とその環境は、核兵器その他すべての大量破壊の手段の影響から免れなければならない。各国は、適当な国際的機関において、このような兵器の除去と完全な破棄について、すみやかに合意に達するよう努めなければならない。

2. ナイロビ宣言（1982. 5. 17・国際連合環境計画管理理事会特別会合）

ストックホルムで開催された国際連合人間環境会議の10周年を記念して、1982年5月10から18日までの間、ナイロビに参集した諸国で構成された世界共同体は、同会議において採択された宣言及び行動計画を実施するため講じられた諸措置を検討した結果、これまでに達成された成果をさらに発展させるように各国政府及び国民に対し厳粛に要請するとともに、世界環境の現状について重大な懸念を表明し、かつ、世界環境を保全し及び改善するために全世界的、地域的及び国内的な努力を一層強化する緊急の必要性があることを確認する。

1. スtockホルム会議は、人間環境のぜい弱さについての公衆の認識と理解を深める上で大きな力となった。これ以降、環境科学の大きな進歩が見られた。教育、広報活動及び訓練は、著しく充実された。ほとんどすべての国において、環境法令が制定され、相当数の国において、環境保全のための規定が憲法の中に定められた。国際連合環境計画のほか、あらゆる場において、新たな政府機関及び非政府機関が設立され、また、環境面での協力に関する多くの重要な国際取極が締結された。ストックホルム宣言の諸原則は、1972年当時と同様に今日もなお有効である。これらの原則は、将来にわたって環境に係る基本的な行動指針となる。
2. しかしながら、主として環境保全の長期的な価値についての洞察と理解が不十分であったため、また、環境保全の方法と努力に関する調整が適切でなかったため、さらには、資源が活用できず、その

配分も不公平であったという理由によって、環境保全のための行動計画は、部分的に実施されただけであり、その結果は、満足できるものではない。これらの理由により、行動計画は、国際社会全体に対し十分な効果をもたらさなかった。いくつかの無統制又は無計画な人間の行為は、ますます環境悪化を引き起こしている。森林の減少、土壌及び水質の悪化並びに砂漠化は、驚くべき規模のものとなりつつあり、世界の多くの地域において、生活条件を深刻に脅かしている。劣悪な環境条件に伴う疾病は、人類に悲惨な状況をもたらし続けている。オゾン層の変化、二酸化炭素濃度の上昇、酸性雨等の大気の変化、海洋及び内水の汚染、有害物質の不注意な使用及び処分並びに動植物の種の絶滅は、人間環境に対する一層深刻な脅威となっている。

3. 過去10年間に、新たな認識が生まれた。すなわち、環境の管理及び評価の必要性、環境、開発、人口及び資源の間の密接かつ複雑な相互関係、並びに特に都市部において人口増加により生じた環境への圧迫が、広く認識されるようになった。この相互関係を重視した総合的で、かつ、地域ごとに統一された方策に従うことは、環境的に健全で、かつ、持続的な社会経済の発展を実現させる。
4. 環境に対する脅威は、浪費的な消費形態のほか貧困によっても増大する。双方とも人々に環境を過度に利用させる可能性がある。したがって、第3次国際連合開発の10年のための国際開発戦略及び新国際経済秩序の樹立は、環境悪化を防止し、かつ、改善するための全地球的な努力の主要手段の一つである。市場機構と計画機構を連携させることもまた、健全な開発並びに環境及び資源の合理的な管理に資する。
5. アパルトヘイト、人種隔離、あらゆる形態の差別、植民地その他の形態の抑圧及び他国による支配がないほか、戦争、特に核戦争の脅威並びに軍備のための知的資源及び天然資源の浪費ない平和で安全な国際情勢が人間環境に資するところは、大きいであろう。
6. 環境問題の多くは、国境を越えるものであり、適当な場合には、国家間の協議と国際的な協調行動を通じ、すべての国の利益のために解決されるべきである。したがって、各国は、条約や取極を含む環境法の漸進的發展を促進し、学術研究及び環境管理のための協力を拡充すべきである。
7. 当該諸国の力の及ばない外的要因を含む低開発状態に起因する環境上の欠陥は、深刻な問題を提起しているが、これらの問題は、国内及び国家間の技術的及び経済的資源の一層公平な配分によって対処することができる。先進諸国及び環境破壊を被っている開発途上国を支援すべき立場にある諸国は、当該開発途上国がその最も深刻な環境問題に対処するため行っている国内的な努力を支援すべきである。天然資源の保全と両立する経済的及び社会的な進歩は、適当な技術、特に他の開発途上国からの適当な技術を利用することによって可能となるであろう。
8. 天然資源の開発及び利用のための環境的に健全な管理方法を開発するために、また、伝統的な牧畜方法を近代化するために、より一層の努力が必要である。資源の代替、再利用及び保全を促進する際には、技術革新の役割に特に注意が払われるべきである。伝統的及び在来型エネルギー源の急速な枯渇は、エネルギー及び環境の効果的管理及び保全に対し、新しく困難な問題を提起している。国家又は国家の集団の間における合理的なエネルギー計画の策定は、有益であろう。新・再生可能エネルギー源の開発といった措置は、環境に対し、非常に有益な効果を有するであろう。
9. 環境に対する被害を予防することは、既に発生した被害を多くの労力と費用をかけて修復することよりも望ましい。予防措置の中には、環境に影響を及ぼすすべての行為に係る適当な計画の策定が含

まれねばならない。広報、教育及び訓練を通じて環境の重要性に対する一般的及び政治的な認識を高めることもまた重要である。環境を改善するためには、各人の責任ある行動と参画が不可欠である。この分野においては、非政府機関が特に重要な、かつ、しばしば啓発的な役割を担っている。多国籍企業を含むすべての企業は、工業生産の方法若しくは技術を採用する際、又これらを他国へ輸出する際、環境についての自らの責任を十分に認識すべきである。この点に関しては、時宜を得た、かつ、適切な立法措置が重要である。

10. 諸国で構成された世界共同体は、環境保全の分野における国家努力及び国際協力の一層の強化及び拡大に関する約束と同様にストックホルム宣言及び行動計画についての支持を厳粛に再確認する。世界共同体は、また、全地球的な環境についての協力に係る主要な触媒的な機関としての国際連合環境計画を強化するための支援を再確認するとともに、環境問題に対処するため、特に環境基金を通じて利用可能な資源を増加させることを訴える。世界共同体は、我々の小さな惑星が人間としての尊厳ある生活を万人に保証するような状態で将来の世代に引き継がれることを確保するため、世界のすべての政府及び国民に対し、集団的にまた個別的に、その歴史的責任を果たすように要請する。

3. 自然保護憲章（昭和49.6.5・自然保護憲章制定国民会議）

自然は、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎であり、厳粛で微妙な法則を有しつつ調和をたもつものである。

人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練をも受け、それらを生かすことによって、文明をきざぎざあげてきた。

しかるに、われわれは、いつの日からか、文明の向上を追うあまり、自然のとうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなってきた。

この傾向は近年とくに著しく、大気汚染、水の汚濁、みどりの消滅など、自然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたった。

この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむしばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも、自然はひとたび破壊されると、復元には長い年月がかかり、あるいは全く復元できない場合さえある。

今こそ、自然の厳粛さに目ざめ、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがりやを捨て、自然をとらとび、自然の調和をそこなうことなく、節度ある利用につとめ、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。

よって、われわれは、ここに自然保護憲章を定める。

自然をとらとび、自然を愛し、自然に親しもう。

自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。

美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

1. 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共団体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。
2. すぐれた自然景観や学術的価値の高い自然は、全人類のため、適切な管理のもとに保護されるべき

である。

3. 開発は総合的な配慮のもとで慎重に進められなければならない。それはいかなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先するものではない。
4. 自然保護についての教育は、幼いころからはじめ、家庭、学校、社会それぞれにおいて、自然についての認識と愛情の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。
5. 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかに復元につとめるべきである。
6. 身ぢかなところから環境の浄化やみどりの造成につとめ、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。
7. 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することは許されないことである。
8. 野外にごみを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出したりすることは、厳に慎むべきである。
9. 自然環境の保全にあたっては、地球的視野のもとに、積極的に国際協力を行うべきである。

4. 北海道内市町村における緑化推進条例等の制定状況

(昭59年3月)

名 称	制 定 年 月 日	摘 要
札幌市緑化推進条例	昭和42年 3月28日	緑化知識の普及、宣伝及び緑化推進のために必要な指導等
千歳市緑化条例	昭和47年12月13日	都市緑化をすすめるための必要な施策及び緑化協定等
函館市緑化条例	昭和49年 7月24日	緑化推進計画および保存樹木の指定等
美瑛市緑化条例	昭和50年 3月25日	緑化基本計画および保存樹木並びに保存樹木の指定等
砂川市緑化条例	昭和49年10月 1日	緑化推進計画および名木美木の指定等
美幌町緑の保全及び緑化の推進に関する条例	昭和48年 5月12日	保存樹木および樹木の指定、緑化推進計画および緑化協定等
遠軽町緑化の推進及び緑の保全に関する条例	昭和51年10月12日	緑化基本計画、緑化協定及び保全樹木の指定等
室蘭市緑化条例	昭和51年12月24日	緑化計画、緑化協定及び保存樹木の指定等
虹田町みどりの街づくり委員会条例	昭和49年 8月 3日	緑化基本計画の策定及び緑化事業の啓もう普及等
厚真町樹木景勝地指定要綱	昭和50年 4月 1日	自然樹木景勝地の指定及び樹木の保全協定等
帯広市緑化審議会条例	昭和49年 7月 1日	緑化計画の策定及び公園緑地計画等
石狩町自然保護条例	昭和48年 7月30日	環境緑地保護地区及び記念保護樹木の指定等
北見市環境保全条例	昭和47年 4月 1日	厳正保護地区及び景観保護地区の指定等
斜里町自然保護条例	昭和47年11月 1日	環境緑地保護地区及び記念保護樹木の指定等
苫小牧市自然環境保全条例	昭和49年 6月11日	自然環境保全地区の指定等
沙流川(日高町)上流風景林設置条例	昭和50年 3月20日	風景林区域の指定等
七飯町環境保全条例	昭和50年12月13日	開発行為の規制
上磯町緑化条例	昭和52年12月20日	緑化計画、保存樹木、緑化協定等
下川町環境保全条例	昭和48年 6月11日	公害防止、環境保全推進計画等
網走市環境保全条例	昭和48年12月21日	環境保全、開発行為の届出、緑化等
早来町緑化条例	昭和52年 3月23日	緑化計画、保存樹木の指定等
芦別市自然環境保全条例	昭和52年 1月 6日	公害防止、緑化推進等
石狩川河口海浜植物等保護規則	昭和53年 5月 8日	行為の禁止及び制限
北見市緑化推進条例	昭和53年12月26日	緑化推進計画、保存樹木の指定等
足寄町出生記念植樹交付規則	昭和46年 3月27日	
池田町農業後継者結婚記念造林奨励条例	昭和39年 3月24日	
留萌市緑化推進条例	昭和56年 4月 7日	緑化計画の策定及び緑化協定等
恵庭市の自然と緑をまもる条例	昭和55年12月12日	緑化知識の普及、自然環境保護に関する基本方針の策定
遠軽町住みよい環境の確保に関する基本条例	昭和51年 3月31日	緑化協定、保存樹木等
上湧別町緑豊かな環境づくり基本条例	昭和59年 3月22日	保存樹木、緑化協定等
江別市緑化推進条例	昭和59年 (予定) 4月 1日	緑化推進計画、保存樹木、緑化協定等

注) 北海道生活環境部自然保護課調

5. 北海道、市町村の木・花

(昭和59年3月末現在)

支庁	市町村	木	花	支庁	市町村	木	花	
石	札幌市	ライラック	スズラン	空	滝川市	ブラタナス	ツツジ	
	江別市	ナナカマド	キ		砂川市	ナナカマド		
	千歳市	シラカバ			歌志内市	ナナカマド	ツツジ	
	恵庭市	イチイ(オンコ)	スズラン		深川市	シラカバ	キ	
	広島町	カエデ	ツツジ		北村	イチイ(オンコ)	アヤメ	
	石狩町	ナナカマド	ハマナス		栗沢町	イチイ(オンコ)	スミレ	
	当別町	シラカバ			南幌町	イチイ(オンコ)	ツツジ	
	新篠津村	ナナカマド	ハナショウブ		奈井江町	ナナカマド	ツツジ	
	函館市	イチイ(オンコ)	ツツジ		上砂川町	ハルニレ	シバザクラ	
	木古内町	スギ	ツツジ		長沼町		シロライラック	
狩	上磯町	クロマツ	ムクゲ	栗山町	ク	リュウ		
	大野町	イチイ(オンコ)	ツツジ	月形町	イチイ(オンコ)	キ		
	七飯町	アカマツ		浦臼町	ク	リサクラ		
	尻岸内町	ヤマモミジ	ツツジ	新十津川町	イチイ(オンコ)	ツツジ		
	般法華村	トドマツ	ツツジ	秩父別町	ツツジ			
	南茅部町	キダゴヨウ	サラサドウダン	雨竜町	トドマツ	ダリヤ		
	鹿部町	ナナカマド	ツツジ	北竜町	イチイ(オンコ)	ヒマワリ		
	砂原町	イチイ(オンコ)	ツツジ	沼田町	イチイ(オンコ)	ツツジ		
	八雲町	カツラ	ツツジ	幌加内町	ナナカマド			
	長万部町	クロマツ	アヤメ	旭川市	ナナカマド	ツツジ		
渡	上ノ国町	ヒノキアスナロ	エゾヤマツツジ	士別市	ナナカマド			
	厚沢部町	クロマツ	ツツジ	名寄市	カエデ	エンレイソウ		
	大成町	イチイ(オンコ)	エゾヤマツツジ	富良野市	イチイ(オンコ) ホオノキ	エゾムラサキツツジ		
	奥尻町	イチイ(オンコ)	ハマナス	鷹栖町	ナナカマド	マリーゴールド		
	瀬棚町	イタヤカエデ	ハマナス	東神楽町		ツツジ		
	今金町	イチイ(オンコ)	チューリップ	当麻町	イチイ(オンコ)	キ		
	小樽市	シラカバ	ツツジ	比布町	ナナカマド	スイセン		
	ニセコ町	シラカバ		上川町	アカエゾマツ	エゾツツジ		
	真狩村	カツラ		東川町	カツラ	エゾムラサキツツジ		
	岩内町	ナナカマド	ハギ	美瑛町	シラカバ	スズラン		
島	神恵内村	トドマツ		上富良野町	アカエゾマツ	ラベンダー		
	赤井川村	シラカバ	ムラサキヤシオ	占冠村	カエデ	ツツジ		
	夕張市	サクラ	ツツジ	剣淵町	ヤチダモ	エゾリンドウ		
	岩見沢市	コブシ	バ	朝日町	アカエゾマツ	エゾムラサキツツジ		
	美瑛市	ポプラ	ツツジ	風連町	シラカバ	シバザクラ		
	芦別市		ライラック	下川町	トドマツ	エゾリンドウ		
	赤平市	カエデ	キ	美深町	エゾマツ	ツツジ		
	三笠市	ナナカマド	キ	音威子府村	アカエゾマツ	シバザクラ		

支庁	市町村	木	花	支庁	市町村	木	花	
上川	中川町	イチイ(オンコ)	ツツジ	胆	伊達市	エゾヤマザクラ	ツツジ	
留	留萌市	アカシア	ツツジ		豊浦町	ウメ	キ	ク
	増毛町	ナナカマド	サク		ラ	虻田町	ナナカマド	スミレ
	小平町	イチイ(オンコ)	ツツジ		白老町	ナナカマド	エゾヤマハギ	
	苫前町	ナナカマド	エゾエンゴサク		早来町	カシワ	スズラン	
	羽幌町	イチイ(オンコ)	ツツジ		追分町	シラカバ	エゾヤマザクラ	
	初山別村	ナナカマド	ツツジ		厚真町	コブシ	ヤマツツジ	
	遠別町	シラカバ	ツツジ		穂別町	アカエゾマツ	ヤマツツジ	
	天塩町	エゾヤマザクラ	ハマナス		日高町	クルミ	エゾムラサキツツジ	
	幌延町	アカエゾマツ	テシオコザクラ		平取町	カツラ	スズラン	
	稚内市	サクラ・ナナカマド	ハマナス	新冠町	ヒガツラ	ツツジ		
宗	枝幸町	ナナカマド	ハマナス	静内町	エゾヤマザクラ	エゾヤマツツジ		
	豊富町	イチイ(オンコ)	エゾカンゾウ	浦河町	ヒダカゴヨウ	エゾヤマツツジ		
	礼文町	シンバク	エゾウスユキソウ	様似町	ヒダカゴヨウ	ヒダカソウ		
	利尻町	ハイマツ	チシマザクラ エゾカシソウ	えりも町	エリモジャクナゲ	エゾヤマツツジ		
	東利尻町	ナナカマド・エゾマツ	リシリヒナゲシ	帯広市	シラカバ	クロユリ		
	谷	北見市	イチイ(オンコ)	キ	音更町	シラカバ	スズラン	
		網走市	カツラ	エゾムラサキツツジ	士幌町	カシワ	スズラン	
		紋別市	ナナカマド	ハマナス	上士幌町	シラカバ	スズラン	
		東藻琴村	シラカバ	フクジュソウ	新得町	エゾヤマザクラ	エゾムラサキツツジ	
		女満別町	ナナカマド	ミズバショウ	清水町	ナナカマド	スズラン	
美幌町		イチイ(オンコ)	エゾムラサキツツジ	芽室町	カシワ	ミズバショウ エゾムラサキツツジ		
斜里町			ハマナス	中札内村	カシワ	スズラン		
清里町		イチイ(オンコ)	ムクゲ	更別村	カシワ	スズラン		
小清水町			エゾスカシユリ	忠類村	シラカバ	シバザクラ		
端野町		シラカバ	ツツジ	広尾町	イチイ(オンコ)	ツツジ		
網	訓子府町	イチイ(オンコ)	ムラサキツツジ	豊頃町	ニレ	ムラサキツツジ		
	置戸町	トドマツ	エゾムラサキツツジ	本別町	カシワ	エゾムラサキツツジ		
	留辺蘂町	アカエゾマツ	エゾムラサキツツジ	足寄町	アカエゾマツ	エゾムラサキツツジ		
	常呂町	ナナカマド	クレマチス	陸別町	シラカバ	フクジュソウ		
	生田原町	シラカバ	エゾジャクナゲ	釧路市	ハシドイ	キンレンカ		
	丸瀬布町	アカエゾマツ	エゾムラサキツツジ	厚岸町	エゾヤマザクラ	ヒオウギアヤメ		
	白滝村	イチイ(オンコ)	エゾムラサキツツジ	浜中町	シラカバ	エゾカンゾウ		
	上湧別町	イチイ(オンコ)	チューリップ	白糠町	ナナカマド	キンセンカ		
	湧別町	イチイ(オンコ)	エゾムラサキツツジ	根室市	チシマザクラ	ユキワリコザクラ		
	滝上町	サク	ラ	シバザクラ	別海町	ナ	ラ	センダイハギ
走	雄武町	トドマツ	ハマナス	中標津町	シラカバ	エゾリンドウ		
	室蘭市	ナナカマド	ツツジ	標津町	ナナカマド	ハマナス		
	苫小牧市	ナナカマド		羅臼町	ナナカマド	シバザクラ		
	登別市	ブラタナス	ツツジ類・キク類	北海道	エゾマツ	ハマナス		

注) 出典「昭和59年度北海道環境白書」(北海道)

北海道自然環境情報—自然保護年報—

昭和60年3月20日 発行

編集・発行 社団法人 北海道自然保護協会

〒060 札幌市中央区北1条西7丁目

広井ビル

電話 011-251-5465

印刷 (株) 広報社印刷

本誌の発行には、北海道及び財団法人前田一步園財団の補助を得ております。